

官報

号外

昭和二十九年六月二日

○第十九回 参議院會議錄第五十七号

昭和二十九年六月二日(水曜日)午前十一時五十九分開議

議事日程 第五十七号

昭和二十九年六月二日

午前十時開議

- 第一 防衛庁設置法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二 自衛隊法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第三 自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議案(鶴見祐輔君外八名発議)
- 第四 第十次計國造船実施促進に關する決議案(松浦清一君外十名発議)
- 第五 國有財産特別措置法案の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第六 企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第七 精神衛生法の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第八 小田急電鉄参宮橋駅附近の踏切改善に關する請願 (委員長報告)
- 第九 小田急電鉄代田二号踏切等改善に關する請願 (委員長報告)

- 第一〇 鉄道踏切施設整備強化に關する請願 (委員長報告)
- 第一一 赤穂線鉄道敷設促進に關する請願 (委員長報告)
- 第一二 長崎本線回車、長崎同駅間特別急行列車運行に關する請願 (委員長報告)
- 第一三 第十次造船計画促進に關する請願 (委員長報告)
- 第一四 第十次造船計画促進等に關する請願 (委員長報告)
- 第一五 ダムの漁業権に關する請願 (委員長報告)
- 第一六 東京内海のヒトデ被害対策に關する請願 (委員長報告)
- 第一七 第十次造船計画促進に關する陳情 (委員長報告)
- 第一八 長尾、木津河原間にジゼルカー運行の陳情 (委員長報告)
- 第一九 別府灣の遺棄毒ガス弾による漁業被害補償等の陳情 (委員長報告)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 田中 啓一君
文部委員 長谷山行敏君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 長谷山行敏君
文部委員 田中 啓一君
同日議長から左の議案を提出した。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(小林政夫君発議)
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(小林政夫君発議)
協同組合による保険事業に關する法律案(小林政夫君發議)
同日本院は、左の衆議院提出案を否決した旨衆議院に通知した。

協同組合による金融事業に關する法律案の一部を改正する法律案
同日委員長から左の報告書を提出した。

企業再建整備法の一部を改正する法律案可決報告書
國有財産特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書
精神衛生法の一部を改正する法律案可決報告書
防衛庁設置法案可決報告書
自衛隊法案可決報告書
水産委員会請願審査報告書第二号同特別報告第二号
水産委員会陳情審査報告書第二号同特別報告第三号
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

道路整備費の財源等に關する臨時措置法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

道路整備費の財源等に關する臨時措置法の一部を改正する法律案
同日議長から内閣總理大臣宛左の決議を送付した。

中小企業の危機打開に關する決議
同日内閣から、左記の者を日本放送協會経営委員会委員に任命したので放送法第十六条の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

○議長(河井彌八君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、防衛庁設置法案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。内閣委員長小酒井義男君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

防衛庁設置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年五月七日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

防衛庁設置法案
保安庁法(昭和二十七年法律第二百六十五号)の全部を改正する。

目次

第一章 總則(第一条)

第二章 防衛庁

第一節 通則(第二条―第九条)

第二節 内部部局(第十条―第二十条)

第三節 幕僚監部(第二十一条―第二十四条)

第四節 統合幕僚會議(第二十五条―第二十八条)

第五節 部隊及び機關(第二十九条―第三十条)

第六節 附屬機關(第三十一条―第三十八条)

第七節 職員(第三十九条―第四十一条)

第三章 國防會議(第四十二条―第四十三条)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、防衛庁の所掌事務の範圍及び権限を定め、且つ、その任務を能率的に遂行するに足る組織を定めるとともに、國防會議の設置について定めることを目的とする。

第二章 防衛庁

第一節 通則

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三十二条

昭和二十九年六月二日 参議院會議錄第五十七号 議長の報告 會議 防衛庁設置法案外一件

項の規定に基いて、總理府の外局として、防衛庁を置く。

(長官)

第三条 防衛庁の長は、防衛庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。

2 防衛庁長官(以下「長官」といふ)は、内閣總理大臣の指揮監督を受け、庁務を統括し、所部の職員を任免し、且つ、その服務についてこれを統轄する。

3 前項の任命権の一部は、部内の上級の職員に委任することができ、

(防衛庁の任務)

第四条 防衛庁は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊(自衛隊法(昭和二十九年法律第 号)第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ)を管理し、及び運営し、並びにこれに關する事務を行うことを任務とする。

(防衛庁の権限)

第五条 防衛庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、この権限の行使は、法律(これに基く命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 予算の範圍内で所掌事務の遂行に必要な支出負擔行為をすること。
二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
三 所掌事務の遂行に直接必要な庁舎、官舎、演習場等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な裝備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品(以下「裝備品等」と総称する)並びに役務を調達すること。
五 不用財産を処分すること。
六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
七 職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。
八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。
九 所掌事務に關する文書、統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。
十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
十二 防衛庁の公印を制定すること。
十三 直接侵略及び間接侵略に對しわが國を防衛し、わが國の平和と獨立を守り、國の安全を保つため行動すること。
十四 公共の秩序を維持するため特別の必要がある場合において行動すること。
十五 海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合において行動すること。
十六 天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合において行動すること。

十七 海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及び処理を行うこと。
十八 領空侵犯に對する措置を講ずること。
十九 自衛隊(自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ)の訓練の目的に適合する場合において、國、地方公共団体等の土木工事等の施行の委託を受け、及びこれを実施すること。

二十 所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。
二十一 所掌事務の遂行に必要な教育訓練を行うこと。
二十二 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む)に基き防衛庁に屬せられた権限

(自衛隊)
第六条 自衛隊の任務、自衛隊の部隊及び機關の組織及び編成、自衛隊に關する指揮監督、自衛隊の行動及び権限等については、自衛隊法の定めるところによる。

(定員)
第七条 職員(長官及び政務次官を除く。以下同じ)の定員(二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く)は、十六万四千五百三十八人とする。

2 前項の定員のうち、自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官(以下「陸上自衛官」といふ)十三万人、海上自衛隊の自衛官(以下「海上自衛官」といふ)一万五千八百八十八人、及び航空自衛隊の自衛官(以下「航空自衛官」といふ)六千二百八十七人に統合幕僚會議に所屬する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の数を加えたものとし、總計十五万二千二百五十五人とする。

(次長)
第八条 防衛庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理し、各部署及び機關の事務を監督する。

(参事官)
第九条 防衛庁に、参事官八人以内を置く。
2 参事官は、長官の命を受け、防衛庁の所掌事務に關する基本的方針の策定について長官を補佐する。

第二節 内部部局
第十条 防衛庁に、長官官房の外、左の五局を置く。
防衛局
教育局
人事局
經理局
裝備局
(長官官房の所掌事務)
第十一条 長官官房においては、防衛庁の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。
二 長官の官印及び庁印の管守に關すること。
三 公文書の接受、発送、編集及び保管に關すること。
四 各部署及び機關との連絡調整に關すること。

(人事局の所掌事務)
第十四条 人事局においては、左の事務をつかさどる。
一 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に關すること。
二 職員の補充、福利厚生及び保健衛生の基本に關すること。
三 札式、表彰及び服制並びに職

五 内部部局の分限、定員及び職員的人事に關すること。
六 法令案その他の文書の審査に關すること。
七 行政の考査に關すること。
八 広報に關すること。
九 前各号に掲げるものの外、他の部局又は機關の所掌に屬しない事務に關すること。

(防衛局の所掌事務)
第十二条 防衛局においては、左の事務をつかさどる。
一 防衛及び警備の基本及び調整に關すること。
二 自衛隊の行動の基本に關すること。
三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、裝備及び配置の基本に關すること。
四 前各号の事務に必要な資料及び情報の収集整理に關すること。

(教育局の所掌事務)
第十三条 教育局においては、左の事務をつかさどる。
一 職員の教育訓練の基本に關すること。
二 防衛研修所及び防衛大学校に關すること。

(人事局の所掌事務)
第十四条 人事局においては、左の事務をつかさどる。
一 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に關すること。
二 職員の補充、福利厚生及び保健衛生の基本に關すること。
三 札式、表彰及び服制並びに職

五 内部部局の分限、定員及び職員的人事に關すること。
六 法令案その他の文書の審査に關すること。
七 行政の考査に關すること。
八 広報に關すること。
九 前各号に掲げるものの外、他の部局又は機關の所掌に屬しない事務に關すること。

(防衛局の所掌事務)
第十二条 防衛局においては、左の事務をつかさどる。
一 防衛及び警備の基本及び調整に關すること。
二 自衛隊の行動の基本に關すること。
三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、裝備及び配置の基本に關すること。
四 前各号の事務に必要な資料及び情報の収集整理に關すること。

員の給与に関する制度に関する
こと。

四 公正審査会に関すること。

(経理局の所掌事務)

第十五条 経理局においては、左の事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算及び決算並びに会計及び会計の監査に関すること。

二 物品の会計の基本に関すること。

三 行政財産の管理並びに施設の取得、維持及び管理の基本に関すること。

四 建設本部に関すること。

(装備局の所掌事務)

第十六条 装備局においては、左の事務をつかさどる。

一 装備品等の調達、補給、維持及び管理並びに役務の調達の基本に関すること。

二 装備品等の規格の統一及び研究改善の基本に関すること。

三 技術研究所及び調達実施本部に関すること。

(内部部局の職員)

第十七条 長官官房に官房長を、各局に局長を置く。

2 官房長及び局長は、参事官をもつて充てる。

3 官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。

4 局長は、命を受け、局務を掌理する。

第十八条 内部部局に、課長、部員その他所要の職員を置く。

2 課長は、命を受け、課務を掌理する。

3 部員は、命を受け、課務に参画する。

(内部部局における自衛官の勤務)

第十九条 長官は、必要があると認めるときは、陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は第二十九条に規定する部隊若しくは機関(以下本条及び第二十三条第一項第四号において「部隊等」という。)に所属する自衛官を内部部局において勤務させることができる。

2 前項の自衛官は、その職務についてはその勤務を命ぜられた部局の長の指揮監督を、その身分上の事項についてはその所属する幕僚監部又は部隊等の長の監督を受けるものとする。

(官房長及び局長と幕僚長及び統合幕僚会議との関係)
第二十条 官房長及び局長は、その所掌事務に関し、左の事項について長官を補佐するものとする。

一 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に関する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について長官の行う陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長に対する指示

二 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に関する事項に関して陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について長官の行う承認

三 統合幕僚会議の所掌する事項について長官の行う指示又は承認

四 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に関し長官の行う一
般的監督

第三節 幕僚監部

(幕僚監部)

第二十一条 防衛庁に、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部(以下単に「幕僚監部」という。)を置く。

2 陸上幕僚監部は陸上自衛隊の、海上幕僚監部は海上自衛隊の、航空幕僚監部は航空自衛隊のそれぞれに隊務に関する長官の幕僚機関とする。

3 幕僚監部に、部及び課を置く。

4 前項に定めるものの外、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

(幕僚長)

第二十二條 陸上幕僚監部の長は陸上幕僚長とし、海上幕僚監部の長は海上幕僚長とし、航空幕僚監部の長は航空幕僚長とする。

2 陸上幕僚長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚長は海上自衛官をもつて、航空幕僚長は航空自衛官をもつて充てる。

3 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以下単に「幕僚長」という。)は、長官の指揮監督を受け、幕僚監部の事務を掌理する。

(幕僚監部の所掌事務)
第二十三条 陸上幕僚監部は陸上自衛隊について、海上幕僚監部は海上自衛隊について、航空幕僚監部は航空自衛隊についてそれぞれ左の事務をつかさどる。

一 防衛及び警備に関する計画の立案に関すること。

二 教育訓練、行動、編成、装備、配置、情報、経理、調達、

補給及び保健衛生並びに職員の人
事及び補充の計画の立案に関
すること。

三 隊務の能率的運営の調査及び研究に関すること。

四 部隊等の管理及び運営の調整に関すること。

五 長官の定めた方針又は計画の執行に関すること。

六 その他長官の命じた事項に関すること。

長官は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、一の幕僚監部に他の幕僚監部の事務の一部を処理させることができる。

(幕僚監部の職員)

第二十四条 陸上幕僚監部に陸上幕僚副長を、海上幕僚監部に海上幕僚副長を、航空幕僚監部に航空幕僚副長を置く。陸上幕僚副長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚副長は海上自衛官をもつて、航空幕僚副長は航空自衛官をもつて充てる。

2 陸上幕僚副長、海上幕僚副長及び航空幕僚副長(以下単に「幕僚副長」という。)は、それぞれ幕僚長を助け、幕僚長に事故があるとき、又は幕僚長が欠けたときは、その職務を行う。

3 陸上幕僚監部に陸上幕僚長及び陸上幕僚副長の外所要の陸上自衛官を、海上幕僚監部に海上幕僚長及び海上幕僚副長の外所要の海上自衛官を、航空幕僚監部に航空幕僚長及び航空幕僚副長の外所要の航空自衛官を置く。

4 幕僚長、幕僚副長及び自衛官の外、幕僚監部に、事務官、技官を

の他所要の職員を置く。

第四節 統合幕僚会議

(統合幕僚会議)

第二十五条 防衛庁に、統合幕僚会議を置く。

(統合幕僚会議の所掌事務)
第二十六条 統合幕僚会議は、左の事項について長官を補佐する。

一 統合防衛計画の作成及び幕僚監部の作成する防衛計画の調整に関すること。

二 統合後方補給計画の作成及び幕僚監部の作成する後方補給計画の調整に関すること。

三 統合訓練計画の方針の作成及び幕僚監部の作成する訓練計画の方針の調整に関すること。

四 出動時における自衛隊に対する指揮命令の統合調整に関すること。

五 防衛に関する情報の収集及び調査に関すること。

六 その他長官の命じた事項に関すること。

(統合幕僚会議の構成)
第二十七条 統合幕僚会議は、議長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をもつて組織する。

議長は、専任とし、自衛官をもつて充てる。議長たる自衛官は、自衛官の最上位にあるものとする。

議長は、統合幕僚会議の会務を総理する。

4 統合幕僚会議の議事の運営については、長官が定める。

(統合幕僚会議の事務局)
第二十八条 統合幕僚会議に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 事務局長は、議長の命を受け、統合幕僚会議の事務をつかさどる。

4 事務局に、事務局長の外、自衛官、事務官その他所要の職員を置く。

5 事務局の内部組織については、政令で定める。

第五節 部隊及び機関

(部隊及び機関)

第二十九条 防衛庁に、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関を置く。

2 前項の部隊の組織及び編成並びに機関の組織及び所掌事務は、自衛隊法の定めるところによる。

(部隊及び機関の職員)

第三十条 前条の部隊及び機関に、自衛官を置く外、事務官、技官、教官その他所要の職員を置くことができる。

第六節 附属機関

(附属機関)

第三十一条 防衛庁に、左の附属機関を置く。

防衛研究所

防衛大学校

技術研究所

建設本部

調達実施本部

(防衛研究所)

第三十二条 防衛研究所は、自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究をするともに、三等陸尉、三等海尉及び三等空尉以上の

自衛官(以下「幹部自衛官」という。)その他の幹部職員の教育訓練を行う機関とする。

2 防衛研究所は、東京都に置く。

3 防衛研究所の内部組織は、総理府令で定める。

(防衛大学校)

第三十三条 防衛大学校は、幹部自衛官となるべき者を教育訓練する機関とする。

2 防衛大学校は、神奈川県に置く。

3 防衛大学校の内部組織は、総理府令で定める。

(技術研究所)

第三十四条 技術研究所は、自衛隊の装備品等についての技術的調査研究、考案、設計、試作及び試験並びに自衛隊において必要とされる事項についての科学的調査研究を行う機関とする。

2 技術研究所は、東京都に置く。

3 技術研究所の内部組織は、総理府令で定める。

(建設本部)

第三十五条 建設本部は、自衛隊の施設の取得及び建設工事の実施を行うとともに、長官の定めるところにより、行政財産を管理する機関とする。

2 建設本部は、東京都に置く。

3 建設本部の内部組織は、政令で定める。

(調達実施本部)

第三十六条 調達実施本部は、自衛隊の任務遂行に必要な装備品等及び役務で長官の定めるものの調達を行う機関とする。

2 調達実施本部は、東京都に置く。

3 調達実施本部の内部組織は、政令で定める。

(地方機関)

第三十七条 技術研究所、建設本部及び調達実施本部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に地方機関を置くことができる。

2 地方機関の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、総理府令で定める。

(附属機関の職員)

第三十八条 防衛研究所、防衛大学校、技術研究所、建設本部及び調達実施本部に、自衛官、事務官、技官、教官その他所要の職員を置くことができる。

2 防衛大学校の学生の員数は、第七条第一項に規定する職員の定員外とする。

第七節 職員

(自衛官)

第三十九条 自衛官は、命を受け、自衛隊の職務を行う。

(事務官、技官及び教官)

第四十条 事務官は、命を受け、事務に従事する。

2 技官は、命を受け、技術(教育に関するものを除く。)に従事する。

3 教官は、命を受け、教育に従事する。

(職員の身分取扱)

第四十一条 この法律に定めるものの外、防衛庁に置かれる職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する事項並びに階級及び服制については、自衛隊法の定めるところによる。

第三章 国防会議

第四十二条 国防に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国防会議を置く。

2 内閣総理大臣は、左の事項については、国防会議にはからなければならない。

一 国防の基本方針

二 防衛計画の大綱

三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱

四 防衛出動の可否

五 その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項

3 国防会議は、国防に関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

(国防会議の構成等)

第四十三条 国防会議の構成その他国防会議に関し必要な事項は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 海上公安局法(昭和二十七年法律第二百六十七号)は、廃止する。

3 改正前の保安庁法の規定による保安庁の長官官房若しくは各局、第一幕僚監部若しくは第二幕僚監部、保安研究所、保安大学校若しくは技術研究所又は第一幕僚長若しくは第二幕僚長の監督を受ける部隊その他の機関は、それぞれこの法律の相当規定による防衛庁の長官官房若しくは各局、陸上幕僚監部若しくは海上幕僚監部、防衛

研究所、防衛大学校若しくは技術研究所又は陸上幕僚長若しくは海上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関となるものとする。

4 技術研究所は、第三十四条第二項の規定にかかわらず、当分の間、神奈川県に置く。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第七項中「保安庁」を「防衛庁」に改める。

6 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十五号中「保安庁(海上公安局を除く。)」を「防衛庁」に改める。

7 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号中「保安庁」を「防衛庁」に改める。

8 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第三号中「保安庁」を「防衛庁」に改める。

9 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「保安庁」を「防衛庁」に改め、運輸省の項中「海難審判庁」を「海上保安庁」に改め、「海難審判庁」を「海難審判庁」に改める。

10 検察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十三号中「保安官及び警備官」を「自衛官」に改める。

11 総理府設置法(昭和二十四年法

律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「保安庁」を「防衛庁」に改める。

第十八条の表中「保安庁」保

安庁法(昭和二十七年法律第二百六十五号)

を「防衛庁」防衛

庁設置法(昭和二十九年法律

第 号)に改める。

12 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の八第一項中「海上公安局」を「海上保安庁」に改める。

13 国家行政組織法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

14 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を削り、以下一項ずつ繰り上げる。

15 関税法(昭和二十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三項を削る。

16 この附則に定めるものの外、この法律の施行のために必要な経過措置は、政令で定める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十九年六月二日 参議院会議録第五十七号 防衛庁設置法案外一件

自衛隊法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年五月七日

参議院議長 堤 康次郎

自衛隊法案

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 指揮監督(第七條—第九條)

第三章 部隊

第一節 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成(第十條—第十四條)

第二節 海上自衛隊の部隊の組織及び編成(第十五條—第十九條)

第三節 航空自衛隊の部隊の編成等(第二十條—第二十二條)

第四章 機関(第二十四條—第三十條)

第五章 隊員

第一節 通則(第三十一條—第三十四條)

第二節 任免(第三十五條—第四十一條)

第三節 分限、懲戒及び保障(第四十二條—第五十一條)

第四節 服務(第五十二條—第六十五條)

第五節 予備自衛官(第六十六條—第七十五條)

第六章 自衛隊の行動(第七十六條—第八十六條)

第七章 自衛隊の権限(第八十七條—第九十六條)

第八章 雑則(第九十七條—第一百十七條)

第九章 罰則(第一百十八條—第二百二十二條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛庁長官(以下「長官」という。)及び防衛政務次官並びに防衛庁の次長、参事官、内部部局、統合幕僚会議及び附属機関並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を含むものとする。

3 この法律において「海上自衛隊」とは、海上幕僚監部並びに海上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。

4 この法律において「航空自衛隊」とは、航空幕僚監部並びに航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。

5 この法律において「隊員」とは、防衛庁設置法(昭和二十九年法律第 号)第七條第一項に規定する職員をいうものとする。

(自衛隊の任務)

第三条 自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする。

2 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

(自衛隊の旗)

第四条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、自衛隊旗又は自衛隊旗を自衛隊の部隊又は自衛隊に交付する。

2 前項の自衛隊旗及び自衛隊旗の制式は、政令で定める。

第五条 隊員又は防衛庁の附属機関若しくは自衛隊の部隊若しくは機関で、功績があつたものに対しては長官又はその委任を受けた者が、特に顕著な功績があつたものに対しては内閣総理大臣が表彰する。

2 前項に定めるものの外、自衛隊の表彰に關し必要な事項は、政令で定める。

(礼式)

第六条 自衛隊の礼式は、総理府令の定めるところによる。

第二章 指揮監督

(内閣総理大臣の指揮監督権)

第七条 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。

(長官の指揮監督権)

第八条 長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、自衛隊の職務を統括する。但し、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関(以下「部隊等」という。)に対する長官の指揮監督は、それぞれ当該幕僚長を通じて行うものとする。

(幕僚長の職務)

第九条 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以下「幕僚長」という。)は、長官の指揮監督を受け、それぞれ陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の職務及び所部の隊員の服務を監督する。

2 陸上幕僚長は陸上自衛隊の職務に關し、海上幕僚長は海上自衛隊の職務に關し、航空幕僚長は航空自衛隊の職務に關しそれぞれ最高の専門的助言者として長官を補佐する。

3 幕僚長は、それぞれ部隊等に対する長官の命令を執行する。

第三章 部隊

第一節 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成

(編成)

第十条 陸上自衛隊の部隊は、方面隊、管区隊その他の長官直轄部隊とする。

2 方面隊は、方面総監部及び管区隊その他の直轄部隊から成る。

3 管区隊は、管区総監部及び連隊その他の直轄部隊から成る。

(方面総監)

第十一条 方面隊の長は、方面総監とする。

2 方面総監は、長官の指揮監督を受け、方面隊の職務を統括する。

(管区總監)

第十二条 管区隊の長は、管区總監とする。

2 管区總監は、長官(方面隊に属する管区隊の管区總監にあつては、方面總監)の指揮監督を受け、管区隊の隊務を統括する。

(方面隊及び管区隊の名称等)

第十三条 方面隊及び管区隊の名称並びに方面總監部及び管区總監部の名称及び所在地は、別表第一のとおりとする。

2 特別の事由によつて方面隊及び管区隊並びに方面總監部及び管区總監部(以下本条中「方面隊等」という。)を増置し、若しくは廃止し、又は方面隊等の名称及び所在地を改訂する必要があるときは、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

(部隊の長)

第十四条 方面隊及び管区隊以外の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

第二節 海上自衛隊の部隊の組織及び編成

(編成)

第十五条 海上自衛隊の部隊は、自衛艦隊、地方隊その他の長官直轄部隊とする。

2 自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及

び護衛隊群、警戒隊群若しくは掃海隊群のうち二以上のもの又はこれらにその他の部隊を加えたものから成る。

3 地方隊は、地方總監部及び護衛隊、警戒隊、掃海隊、基地隊、航空隊その他の部隊から成る。但し、地方總監部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(自衛艦隊司令官)

第十六条 自衛艦隊の長は、自衛艦隊司令官とする。

12 自衛艦隊司令官は、長官の指揮監督を受け、自衛艦隊の隊務を統括する。

(地方總監)

第十七条 地方隊の長は、地方總監とする。

2 地方總監は、長官の指揮監督を受け、地方隊の隊務(自衛艦隊その他の長官直轄部隊に対する補給その他長官の定める事項を含む。)を統括する。

(部隊の長)

第十八条 自衛艦隊及び地方隊以外の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

(地方隊の名称等)

第十九条 地方隊の名称並びに地方總監部の名称及び所在地は、別表第二のとおりとする。

2 特別の事由によつて地方隊及び地方總監部を増置し、若しくは廃止し、又は地方隊及び地方總監部の名称及び所在地を改訂する必要があるときは、政府は、次の国会の閉会中であるときに限り、政令で

地方隊及び地方總監部を増置し、若しくは廃止し、又は地方隊及び地方總監部の名称及び所在地を改訂することができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

第三節 航空自衛隊の部隊の編成等

(編成)

第二十条 航空自衛隊の部隊は、航空教育隊その他の長官直轄部隊とする。

2 航空自衛隊の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

(航空教育隊の名称等)

第二十一条 航空教育隊の名称及び所在地は、政令で定める。

第四節 部隊編成の特例及び委任規定

(特別の部隊の編成)

第二十二条 内閣総理大臣は、第七十六條第一項、第七十八條第一項又は第八十一條第一項の規定により自衛隊の編成を命じた場合には、特別の部隊を編成することができる。

2 長官は、第八十二條の規定による海上における警備行動、第八十三條第二項の規定による災害派遣、訓練その他の事由に因り必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成することができる。

(委任規定)

第二十三条 本章に定めるものの外、自衛隊の部隊の組織、編成及

び警備区域に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 機関

(機関)

第二十四条 防衛庁に置かれる陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関の種類は、左のとおりとする。但し、海上自衛隊又は航空自衛隊については、その一部を置かないことができる。

一 学校

二 補給処

三 病院

四 地方連絡部

2 前項に規定するものの外、自衛隊の業務遂行上特に必要がある場合には、政令で定めるところにより、臨時に陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関を置くことができる。

(学校)

第二十五条 学校においては、隊員に對しその職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、それぞれ各種部隊の運用等に関する調査研究を行う。

2 学校に、校長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 校長は、長官の定めるところにより、校務を掌理する。

(補給処)

第二十六条 補給処においては、自衛隊の需品、火器、弾薬、車両、航空機、施設器材、通信器材、衛生器材等の調達、保管、補給又は整備及びこれらに関する調査研究を行う。

2 補給処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 処長は、長官の定めるところにより、処務を掌理する。但し、長官は、必要があると認める場合には、方面總監、管区總監又は地方總監に指揮監督させることができる。

(病院)

第二十七条 病院においては、隊員その他政令で定める者の診療を行うとともに、医療その他の衛生に関する調査研究を行う。

2 病院に、病院長を置き、自衛官又は技官をもつて充てる。

3 病院長は、長官の定めるところにより、院務を掌理する。但し、長官は、必要があると認める場合には、方面總監、管区總監又は地方總監に指揮監督させることができる。

(特別の事務)

第二十八条 長官は、必要があると認めるときは、校長、処長又は病院長に校務、処務又は院務以外の事務を処理させることができる。この場合においては、長官は、これらの事務について方面總監、管区總監又は地方總監に校長、処長又は病院長を指揮監督させることができる。

(地方連絡部)

第二十九条 地方連絡部においては、自衛官の募集その他長官の定める事務を行う。

2 地方連絡部に、地方連絡部長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 地方連絡部長は、長官の定めるところにより、方面總監又は管区總監の指揮監督を受け、部務を掌理する。

(委任規定)

第三十條 本章に定めるものの外、機關の名稱、位置、所掌事務、補給の支処その他の地方機關の設置その他機關に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 隊員

第一節 通則

(任命権者)

第三十一條 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行う。

(自衛官の階級)

第三十二條 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸將、陸將補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、一等陸曹、二等陸曹、三等陸曹、陸士長、一等陸士、二等陸士及び三等陸士とする。

2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海將、海將補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、一等海曹、二等海曹、三等海曹、海士長、一等海士、二等海士及び三等海士とする。

3 航空自衛隊の自衛官の階級は、空將、空將補、一等空佐、二等空佐、三等空佐、一等空尉、二等空尉、三等空尉、一等空曹、二等空曹、三等空曹、空士長、一等空士、二等空士及び三等空士とする。

(服制)

第三十三條 自衛官、防衛大学校の学生(以下「学生」という。)その他

その勤務の性質上制服を必要とする隊員の服制は、総理府令で定める。

(非常勤の隊員の特例)

第三十四條 予備自衛官以外の非常勤の隊員に対する本章の規定の適用については、その職務と責任の特殊性に基いて、政令で同章に定める制限を緩和し、又は排除することができる。

第二節 任免

(隊員の採用)

第三十五條 隊員の採用は、試験によつて行ふ。但し、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

2 前項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(陸士長等の任用期間及びその延長)

第三十六條 陸士長、一等陸士、二等陸士及び三等陸士(以下「陸士長等」という。)は、二年を任用期間として任用されるものとする。但し、長官の定める特殊の技術を必要とする職務を担当する陸士長等は、その志願に基き、三年を任用期間として任用されることができ

2 前項の規定は、陸士長等で、志願に基き陸曹候補者の指定を受けた者のうち長官の定めるものについて、適用しない。

3 第一項の任用期間の起算日は、採用の日とする。但し、三等陸曹以上の階級から降任された場合に於ては降任の日、前項に規定する

る陸曹候補者の指定を受けた者のうち長官の定めるものがその指定を取り消された場合に於ては当該指定を取り消された日とする。

4 長官は、陸士長等の任用期間が満了した場合において、当該陸士長等が志願をしたときは、引き続き二年を任用期間としてこれを任用することができる。この場合における任用期間の起算日は、引き続いて任用された日とする。

5 長官は、任用期間を定めて任用されている陸士長等が任用期間が満了したことに因り退職すること自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認める場合には、当該陸士長等が第七十六條第一項の規定による防衛出動を命ぜられて

いる場合に於ては一年以内、その他の場合に於ては六月以内の期間を限り、任用期間を延長することができる。

(隊員の昇任)

第三十七條 隊員の昇任は、勤務実績若しくは功勞に基く選考又は試験によるものとする。

2 前項の選考及び試験その他隊員の昇任の方法及び手続に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(欠格事項)

第三十八條 左の各号の一に該当する者は、隊員となることができない。

一 禁治産者及び準禁治産者

二 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 隊員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、総理府令で定める場合を除き、当然失職する。

(人事に關する不正行為の禁止)

第三十九條 何人も、隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職、懲戒処分その他の人事に關する行為を不正に実現し、又は不正にその実現を妨げる目的をもつて、金錢その他の利益を授受し、提供し、若しくはその授受を要求し、若しくは約束し、脅迫、強制その他これに類する方法を用い、又は公の地位を利用し、若しくはその利用を提供し、要求し、若しくは約束し、あるいはこれらの行為に關与してはならない。

(退職の承認)

第四十條 長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承認することが自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認めるときは、その退職について政令で定める特別の事由がある場合を除いては、任用期間を定めて任用されている陸士長等にあつてはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員にあつては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間その退職を承認しないことができる。

(条件附採用)

第四十一條 隊員の採用は、すべて条件附のものとし、その隊員がその職において六月を下らない期間を勤務し、その間の職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなる。

2 条件附採用に關し必要な事項及び条件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、総理府令で定める。

第三節 分限、懲戒及び保障

(身分保障)

第四十二條 隊員は、懲戒処分による場合及び左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 勤務成績がよくない場合
二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
三 前二号に規定する場合の外、その職務に必要な適格性を欠く場合

四 組織、編成若しくは定員の改定又は予算の減少に因り、廃職又は過員を生じた場合

第四十三條 隊員は、左の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

一 心身の故障のため長期の休養を要する場合

二 刑事事件に關し起訴された場合

(休職の効果)

第四十四條 休職の期間は、政令で

定める。但し、前条第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

2 休職者は、隊員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3 休職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

4 長官又はその委任を受けた者は、休職者について休職の事由が消滅したときは、政令で定める場合を除き、直ちにその者を復職させなければならない。

(停年及び停年後の任用)

第四十五条 自衛官(陸士長等を除く。以下本条中同じ。)の停年は、勤務の性質に応じ、階級ごとに政令で定める。

2 長官は、自衛官が停年に達したことに因り退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられていない場合にあつては一年以内の期間を限り、その他の場合にあつては六月以内の期間を限り、当該自衛官が停年に達した後も引き続き自衛官として勤務させることができる。

(懲戒処分)

第四十六条 隊員が左の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

二 隊員たるにふさわしくない行為のあつた場合

三 その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合

(懲戒の効果)

第四十七条 懲戒処分としての降任は、階級又は職務の級の一級又は二級だけ下位の階級又は職務の級にくだすものとする。

2 停職の期間は、一年以内とする。停職者は、隊員としての身分を保有するが、特に命ぜられた場合を除いては、職務に従事することを停止される。

3 停職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

4 減給は、一年以内の期間、俸給の五分の一以下を減ずるものとする。

(学生の特例)

第四十八条 防衛大学校の長(以下本条中「学校長」という。)は、学生が成績不良又は心身の故障のため修学の見込がないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。

2 学校長は、学生が左の各号の一に該当する場合には、その意に反して休学を命ずることができる。

一 心身の故障のため長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 学校長は、学生が左の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、退校、停学又は戒告の処分をすることができる。

一 学生としての義務に違反し、又は学業を怠つた場合

二 学生たるにふさわしくない行為のあつた場合

三 その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合

4 学生が第一項又は前項の規定により退校にされた場合には、当然退職するものとする。

5 前項に定めるものの外、学生の分限及び懲戒の効果に関し必要な事項は、政令で定める。

(審査の請求及び公正審査会)

第四十九条 隊員は、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合には、長官に対して、その審査を請求することができる。

2 長官は、前項の審査の請求を受けた場合には、これを公正審査会に付議しなければならない。

3 長官は、前項の規定により付議した処分に対する公正審査会の判定があつたときは、その判定に従つて必要な措置をとらなければならない。

4 公正審査会は、防衛庁に置く。

5 審査の請求の手續並びに公正審査会の組織及び運営は、政令で定める。

(適用除外)

第五十条 第四十二条から第四十四条まで及び前条の規定は、条件附採用期間中の隊員、臨時的に任用された隊員及び学生については、適用しない。

(委任規定)

第五十一条 本節に定めるものの外、隊員の分限及び懲戒に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 服務

(服務の本旨)

第五十二条 隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養ひ、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期するものとする。

(服務の宣誓)

第五十三条 隊員は、総理府令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(勤務態勢及び勤務時間等)

第五十四条 隊員は、何時でも職務に従事することのできる態勢になければならない。

2 隊員の勤務時間及び休暇は、勤務の性質に応じ、総理府令で定める。

(指定場所に居住する義務)

第五十五条 自衛官は、総理府令で定めるところに従い、長官が指定する場所に居住しなければならない。

(職務遂行の義務)

第五十六条 隊員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行するものとし、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上官の許可を受けないうで職務を離れてはならない。

(上官の命令に服従する義務)

第五十七条 隊員は、その職務の遂行に当つては、上官の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(品位を保つ義務)

第五十八条 隊員は、常に品位を重んじ、いやくも隊員としての信用を傷つけ、又は自衛隊の威信を損するよう行為をしてはならない。

2 自衛官及び学生は、長官の定めるところに従い、制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならない。

(秘密を守る義務)

第五十九条 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2 隊員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、長官の許可を受けなければならない。その職を離れた後も、同様とする。

3 前項の許可は、法令に別段の定めがある場合を除き、拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第六十条 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛庁以外の国家機関の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職につくことができない。

3 隊員は、自己の職務以外の防衛庁の職務を行い、又は防衛庁以外の国家機関の職を兼ね、若しくは地方公共団体の機関の職につく場合においても、総理府令で定める

場合を除き、給与を受けることができない。

(政治的行為の制限)

第六十一条 隊員は、政党又は政令で定める政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、政令で定める政治的行為をしてはならない。

2 隊員は、公選による公職の候補者となることができない。

3 隊員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

(私企業からの隔離)

第六十二条 隊員は、営利を目的とする会社その他の団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位につき、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 隊員は、その離職後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、離職前五年以内に從事していた職務と密接な関係のあるもので総理府令で定めるものについてはならない。

3 前二項の規定は、職員が総理府令で定める基準に従い行う長官の承認を受けた場合には、適用しない。

(他の職又は事業の関与制限)

第六十三条 隊員は、報酬を受けて、第六十条第二項に規定する国家機関及び地方公共団体の機関の職並びに前条第一項の地位以外の職又は

は地位につき、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、総理府令で定める基準に従い行う長官の承認を受けなければならない。

(団体の結成等の禁止)

第六十四条 隊員は、勤務条件等に關し使用者たる国の利益を代表する者と交渉するための組合その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

2 隊員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は政府の活動能率を低下させる意圖的行為をしてはならない。

3 何人も、前項の行為を企て、又はその遂行を共謀し、教唆し、若しくはせんと動してはならない。

4 前三項の規定に違反する行為をした隊員は、その行為の開始とともに、国に対し、法令に基いて保有する任用上の権利をもつて對抗することができない。

(委任規定)

第六十五条 本節に定めるものの外、隊員の職務に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第五節 予備自衛官

(予備自衛官)

第六十六条 予備自衛官は、第七十条第一項に規定する防衛招集命令により招集された場合において同条第三項の規定により自衛官となつて勤務し、第七十一条第一項に規定する訓練招集命令により招集された場合において訓練に従事するものとする。

2 予備自衛官の員数は、一万五千

人とし、防衛庁設置法第七十条第一項に規定する職員の内員外とする。

(採用)

第六十七条 予備自衛官の採用は、第三十五条の規定にかかわらず、自衛官(旧保安隊の保安官及び旧警察予備隊の警察官並びに旧警備隊の警備官及び旧海上警備隊の海上警備官を含む。)であつた者の志願に基き、総理府令で定めるところにより、選考によつて行うものとする。

2 長官又はその委任を受けた者は、採用された予備自衛官に対し、総理府令で定めるところにより、相当の自衛官の階級を指定するものとする。

2 長官又はその委任を受けた者は、採用された予備自衛官に採用された者の任用期間は、採用の日から起算して三年とする。

(任用期間及びその延長)

第六十八条 予備自衛官に採用された者の任用期間は、採用の日から起算して三年とする。

2 長官は、予備自衛官(第七十条第一項の規定による防衛招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。)がその任用期間が満了した場合において、志願をしたときは、引き続き三年を任用期間として、これを予備自衛官に任用することができる。この場合における任用期間の起算日は、引き続き任用された日とする。

3 長官は、予備自衛官が第七十条第一項の規定による防衛招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる場合において、当該自衛官が予備自衛官に採用され、又は引き続き任用された

日から起算して三年を経過したことに因り退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、一年以内の期間を限り、その者の任用期間を延長することができる。

4 予備自衛官が第七十条第一項の規定による防衛招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる期間は、予備自衛官の任用期間に含めて計算するものとする。

(昇進)

第六十九条 長官又はその委任を受けた者は、勤務実績又は能力の実証に基き選考により、予備自衛官を、その現に指定されている自衛官の階級より上位の階級を指定して、昇進させることができる。

2 前項の選考その他予備自衛官の昇進の方法及び手続に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(防衛招集)

第七十条 長官は、第七十六条第一項に規定する防衛出動命令が発せられた場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、予備自衛官に対し、防衛招集命令書によつて、防衛招集命令を発することができる。

2 前項の防衛招集命令を受けた予備自衛官は、指定の日時に、指定の場所に出頭して、防衛招集に應じなければならない。

3 第一項の防衛招集命令により招集された予備自衛官は、命令を発せられることなく、防衛招集に應じて出頭した日をもつて、現に指

定されている階級の自衛官となるものとする。この場合において、当該自衛官の員数は、防衛庁設置法第七十条第一項に規定する職員の定員外とする。

4 前項本文の場合においては、当該自衛官の任用期間は、第三十六条の規定にかかわらず、その者の予備自衛官としての任用期間によるものとし、当該自衛官については、第四十五条第一項の停年に関する規定は、適用しない。

5 第一項の規定による防衛招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他真にやむを得ない事由に因り指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合又は防衛招集に應じて出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認められる場合には、長官は、政令で定めるところにより、防衛招集命令を取り消し、又は防衛招集を猶予し、若しくは解除することができる。

6 長官は、防衛招集の必要がなくなつた場合には、すみやかに、防衛招集を解除しなければならない。

7 防衛招集を解除された自衛官は、次に該自衛官が防衛招集を解除された日から、防衛招集の解除の日を翌日をもつて予備自衛官となり、防衛招集の解除の日当該自衛官の階級を指定されたものとする。

8 第六十八条第三項の規定により任用期間が延長されていた自衛官が防衛招集を解除された場合にお

いては、防衛招集の解除の日をもつて予備自衛官の任用期間が満了したものとす。

(訓練招集)

第七十一条 長官は、所要の訓練を行つた後、年に二回以内、各回ごとに招集期間を定めて、予備自衛官に対し、訓練招集命令書によつて、訓練招集命令を発することができ。

2 前項の訓練招集命令を受けた予備自衛官は、指定の日時に、指定の場所に出頭して、訓練招集に応じなければならない。

3 第一項の招集期間は、一年を通じて二十日をこえないものとす。

4 前条第五項の規定は、訓練招集について準用する。この場合において、同項中「防衛招集命令を取り消し、又は防衛招集を猶予し、若しくは解除することができる。」とあるのは、「訓練招集命令を取り消し、又は変更することができる。」と読み替へるものとす。

5 第一項の訓練招集命令により招集された予備自衛官は、その招集されている期間中、総理府令で定めるところに従い、長官が指定する場所に居住して、訓練に従事するものとする。

(委任規定)

第七十二条 前二条に規定するものの外、第七十条第一項に規定する防衛招集命令書及び前条第一項に規定する訓練招集命令書に記載すべき事項、防衛招集命令及び訓練招集命令の手續その他防衛招集及び訓練招集に関し必要な事項は、政令で定める。

(不利益取扱の禁止)

第七十三条 何人も、被用者を求め、又は求職者の採否を決定する場合においては、予備自衛官であ

る者に対し、その予備自衛官であることを理由として不利益な取扱をしてはならない。

2 すべて使用者は、被用者が予備自衛官であること又は予備自衛官にならうとしたことを理由として、その者を解雇し、その他これに對して不利益な取扱をしてはならない。

(住所変更の届出)

第七十四条 予備自衛官は、住所を変更したとき、心身の故障のため長期の休養を要するに至つたとき、又は不具廃疾となつたときは、政令で定めるところにより、長官に對し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

2 予備自衛官は、防衛招集又は訓練招集に支障を来たすことのないように、常にその所在を同居の親族その他政令で定める者に明らかにしておかなければならない。

3 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、長官に對し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

(適用除外)

第七十五条 第四十一条、第三節、第五十四条第一項、第六十条第二項及び第三項並びに第六十一条から第六十三条までの規定は、予備自衛官については、適用しない。

但し、第六十一条第一項の規定は、第七十一条第一項の規定による訓練招集命令により招集されている予備自衛官については、適用があるものとする。

2 第四十一条、第六十条第二項及び第三項並びに第六十二条及び第六十三条の規定は、第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者については、適用しない。

第六章 自衛隊の行動

(防衛出動)

第七十六条 内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃（外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。）に際して、それが国の防衛をためる必要があると認めるときは、国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下本項及び次項において同じ。）を得て、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

但し、特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで出動を命ずることができる。

2 前項但書の規定により国会の承認を得ないで出動を命じた場合には、内閣総理大臣は、直ちに、これにつき国会の承認を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

(防衛出動待機命令)

第七十七条 長官は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに對処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に對し出動待機命令を発することができる。

(命令による治安出動)

第七十八条 内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警備を必要とするときは、治安を維持することができなかつたと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会

に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、すみやかに、その承認を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、すみやかに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

(治安出動待機命令)

第七十九条 長官は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による治安出動命令が発せられることが予測される場合において、これに對処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に對し出動待機命令を発することができる。

2 前項の場合においては、長官は、国家公安委員会と緊密な連絡を保つものとする。

(海上保安庁の統制)

第八十条 内閣総理大臣は、第七十六條第一項又は第七十八條第一項の規定による自衛隊の全部又は一部に對する出動命令があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部をその統制下に入れることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により海上保安庁の全部又は一部をその統制下に入れた場合には、政令で定めるところにより、長官にこれを指揮させるものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による統制につき、その必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに、これを解除しなければならない。

(要請による治安出動)

第八十一条 都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得

ない必要があると認める場合には、当該都道府県の都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に對し、部隊等の出動を要請することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等の出動を命ずることができる。

3 都道府県知事は、事態が収まり、部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、内閣総理大臣に對し、すみやかに、部隊等の撤収を要請しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の要請があつた場合又は部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに、部隊等の撤収を命じなければならない。

5 都道府県知事は、第一項に規定する要請をした場合には、事態が収つた後すみやかに、その旨を当該都道府県の議会に報告しなければならない。

6 第一項及び第三項に規定する要請の手續は、政令で定める。

(海上における警備行動)

第八十二条 長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

(災害派遣)

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。

2 長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を数

援のため派遣することが出来る。
但し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待たないときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することが出来る。

3 庁舎、営舎その他の防衛施設の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することが出来る。

4 第一項の要請の手続は、政令で定める。
(領空侵犯に対する措置)
第八十四条 長官は、外国の航空機が国領空又は航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることが出来る。

(長官と国家公安委員会との相互の連絡)
第八十五条 内閣総理大臣は、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定による出動命令を発するに際しては、長官と国家公安委員会との相互の間に緊密な連絡を保たせるものとする。
(関係機関との連絡及び協力)
第八十六条 第七十六條第一項、第七十八條第一項、第八十一條第二項及び第八十三條第二項の規定により部隊等が行動する場合においては、当該部隊等及び当該部隊等に関係のある都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

第七章 自衛隊の権限
(武器の保有)
第八十七條 自衛隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有することが出来る。
(防衛出動時の武力行使)
第八十八條 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することが出来る。
2 前項の武力行使に際しては、国際法の規定及び慣例によるべき場合に於てはこれを遵守し、且つ、事態に於て合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。
(治安出動時の権限)
第八十九條 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)の規定は、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する警察官職務執行法第七條の規定により自衛官が武器を使用する場合は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六條又は第三十七條に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によりななければならない。
第九十條 第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、前条の規定により武器を使用する場合の外、左の各号の一に該当すると認められる相当の理由があるときは、その事態に於て合理的に必要と判断される限度で武器を使用することが出来る。
一 職務上警護する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け、又は受けようとする明白な危険があり、武器を使用する外、他にこれを排除する適当な手段がない場合

二 多衆集合して暴行若しくは脅迫をし、又は暴行若しくは脅迫をしようとする明白な危険があり、武器を使用する外、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合
2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
第九十一條 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第十八條、第十七條第一項及び第十八條の規定は、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。
(防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限)
第九十二條 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、第八十八條の規定により武力を行使する外、必要に於て、公共の秩序を維持するため行動することが出来る。
2 警察官職務執行法及び第九十條第一項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行つ職務の執行について準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。
第九十三條 第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定は、前項において準用する警察官職務執行法第七條又はこの法律第九十條第一項の規定により自衛官が武器

を使用する場合について準用する。
(海上における警備行動時の権限)
第九十三條 警察官職務執行法第七條の規定は、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。

2 海上保安庁法第十六條、第十七條第一項及び第十八條の規定は、第八十二條の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。
3 第八十九條第二項の規定は、第一項において準用する警察官職務執行法第七條の規定により武器を使用する場合について準用する。
(災害派遣時の権限)
第九十四條 警察官職務執行法第四條並びに第六條第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいらない場合に限り、第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。

2 海上保安庁法第十六條の規定は、第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。
(武器等の防護のための武器の使用)
第九十五條 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、航空機、車両又は液体燃料を職務上警護するに当り、人又は武器、弾薬、火薬、航空機、車両若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に於て合理的に必要と判断される限度で武器を使用することが出来る。

とが出来る。但し、刑法第三十六条又は第三十七條に該当する場合の外、人に危害を与えてはならない。
(部内の秩序維持に専従する者の権限)
第九十六條 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、左の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による司法警察職員として職務を行う。
一 自衛官並びに陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生及び訓練招集に於ている予備自衛官(以下本条中「隊員」という。)の犯した犯罪又は職務に従事中の隊員に対する犯罪その他隊員の職務に關し隊員以外の者の犯した犯罪
二 自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪
三 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪
2 前項の規定により司法警察職員として職務を行つ自衛官のうち、三等海曹、三等海曹又は三等空曹以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡査とする。
3 警察官職務執行法第七條の規定は、第一項の自衛官の職務の執行について準用する。
第八章 雑則
(募集事務の一部委任)
第九十七條 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に關する事務の一部を行つ。
2 長官は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官の募集に關する事務の一部について協力を求めることが出来る。

とが出来る。但し、刑法第三十六条又は第三十七條に該当する場合の外、人に危害を与えてはならない。
(部内の秩序維持に専従する者の権限)
第九十六條 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、左の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による司法警察職員として職務を行う。
一 自衛官並びに陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生及び訓練招集に於ている予備自衛官(以下本条中「隊員」という。)の犯した犯罪又は職務に従事中の隊員に対する犯罪その他隊員の職務に關し隊員以外の者の犯した犯罪
二 自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪
三 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪
2 前項の規定により司法警察職員として職務を行つ自衛官のうち、三等海曹、三等海曹又は三等空曹以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡査とする。
3 警察官職務執行法第七條の規定は、第一項の自衛官の職務の執行について準用する。
第八章 雑則
(募集事務の一部委任)
第九十七條 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に關する事務の一部を行つ。
2 長官は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官の募集に關する事務の一部について協力を求めることが出来る。

とが出来る。但し、刑法第三十六条又は第三十七條に該当する場合の外、人に危害を与えてはならない。
(部内の秩序維持に専従する者の権限)
第九十六條 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、左の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による司法警察職員として職務を行う。
一 自衛官並びに陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生及び訓練招集に於ている予備自衛官(以下本条中「隊員」という。)の犯した犯罪又は職務に従事中の隊員に対する犯罪その他隊員の職務に關し隊員以外の者の犯した犯罪
二 自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪
三 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪
2 前項の規定により司法警察職員として職務を行つ自衛官のうち、三等海曹、三等海曹又は三等空曹以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡査とする。
3 警察官職務執行法第七條の規定は、第一項の自衛官の職務の執行について準用する。
第八章 雑則
(募集事務の一部委任)
第九十七條 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に關する事務の一部を行つ。
2 長官は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官の募集に關する事務の一部について協力を求めることが出来る。

とが出来る。但し、刑法第三十六条又は第三十七條に該当する場合の外、人に危害を与えてはならない。
(部内の秩序維持に専従する者の権限)
第九十六條 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、左の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による司法警察職員として職務を行う。
一 自衛官並びに陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生及び訓練招集に於ている予備自衛官(以下本条中「隊員」という。)の犯した犯罪又は職務に従事中の隊員に対する犯罪その他隊員の職務に關し隊員以外の者の犯した犯罪
二 自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪
三 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪
2 前項の規定により司法警察職員として職務を行つ自衛官のうち、三等海曹、三等海曹又は三等空曹以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡査とする。
3 警察官職務執行法第七條の規定は、第一項の自衛官の職務の執行について準用する。
第八章 雑則
(募集事務の一部委任)
第九十七條 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に關する事務の一部を行つ。
2 長官は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官の募集に關する事務の一部について協力を求めることが出来る。

3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

(学資金の貸与)

第九十八条 長官は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(大学院を含む)に在学する学生で、政令で定める学術を専攻し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、選考により学資金を貸与することができる。

2 前項の貸与金の額は、政令で定める。

3 第一項の貸与金には、利息を附さない。

4 長官は、学資金の貸与を受けた者が左の各号の一に該当する場合に、政令で定めるところにより、その貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

一 修学後政令で定める年数以上継続して隊員であつたとき。

二 修学後隊員であつた者が公務に因る災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

三 死亡又は不具慶疾に因り貸与金の返還ができなくなつたとき。

前四項に定めるものの外、学資金の貸与及び返還に關し必要な事項は、政令で定める。

(機雷等の除去)

第九十九条 海上自衛隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

(土木工事等の受託)

第一百条 長官は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、国、地方公共団体その他政令で定められるもの

の土木工事、通信工事その他政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。

(海上保安庁等との関係)

第二百一条 自衛隊と海上保安庁、航空保安事務所、航空標識所、気象官署、地理調査所、日本国有鉄道及び日本電信電話公社(以下本条中「海上保安庁等」という。)は、相互に常に緊密な連絡を保たなければならない。

2 長官は、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認める場合には、海上保安庁等に対し協力を求めることができる。この場合においては、海上保安庁等は、特別の事情のない限り、これに応じなければならない。

(自衛隊旗等)

第二百二条 自衛隊その他の自衛隊の使用する船舶は、長官の定めるところにより、国旗及び第四十一条の規定により交付された自衛隊旗その他の旗を掲げなければならない。

2 自衛隊の使用する航空機は、自衛隊の航空機であることを明らかに識別することができるような標識を付さなければならない。

3 自衛隊その他の自衛隊の使用する船舶又は自衛隊の使用する航空機以外の船舶又は航空機は、第一項に規定する旗若しくは前項に規定する標識又はこれらにまさらない旗若しくは標識を掲げ、又は付してはならない。

4 自衛隊その他の自衛隊の使用する船舶の掲げる第四十一条の規定に及び自衛隊の使用する航空機の付する標識の形式は、長官が定め、官報で告示する。

(防衛出動時における物資の収用等)

第二百三条 第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合、当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要があるとして認められる場合には、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設(以下本条中「施設」という。)を管理し、土地、家屋若しくは物資(以下本条中「土地等」という。)を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができる。但し、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、長官又は政令で定めるときは、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

2 第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合において、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域において、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣が告示して定められた地域内に限り、前項の規定の例により、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で長官又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができる。

3 災害救助法(昭和二十二年法律第三十八号)第十二条第二項及び第三項並びに第十三条の規定は、前二項の規定により施設を管理し、土地等を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用する場合について、同法第十二条第二項、第二十四条第五項及び第二十九条の規定は、前項の規定により医療、土木建築工事又は輸送に従事する者を長官又は政令で定める者の指定した業務に従事させる場合について準用する。

4 第二項に規定する医療、土木建築工事又は輸送に従事する者の範囲は、政令で定める。

5 前四項に定めるものの外、第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合における施設の管理、土地等の使用、物資の保管命令、物資の収用又は業務に従事命令について必要な手続は、政令で定める。

(公衆電気通信設備の利用等)

第二百四条 長官は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合には、緊急を要する通信を確保するため、郵政大臣に対し、公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三十条第三項第三号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 郵政大臣は、前項の要求があつたときは、その要求に沿うように適当な措置をとるものとする。

(訓練のための漁船の操業の制限又は禁止)

第二百五条 内閣総理大臣は、自衛隊の行う訓練のため水面を使用する必要があるときは、農林大臣及び関係都道府県知事の意見を聞き、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。

2 国は、前項の規定による制限又は禁止により、当該区域において

し、土地等を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用する場合について、同法第十二条第二項、第二十四条第五項及び第二十九条の規定は、前項の規定により医療、土木建築工事又は輸送に従事する者を長官又は政令で定める者の指定した業務に従事させる場合について準用する。

4 第二項に規定する医療、土木建築工事又は輸送に従事する者の範囲は、政令で定める。

5 前四項に定めるものの外、第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合における施設の管理、土地等の使用、物資の保管命令、物資の収用又は業務に従事命令について必要な手続は、政令で定める。

(公衆電気通信設備の利用等)

第二百四条 長官は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合には、緊急を要する通信を確保するため、郵政大臣に対し、公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三十条第三項第三号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 郵政大臣は、前項の要求があつたときは、その要求に沿うように適当な措置をとるものとする。

(訓練のための漁船の操業の制限又は禁止)

第二百五条 内閣総理大臣は、自衛隊の行う訓練のため水面を使用する必要があるときは、農林大臣及び関係都道府県知事の意見を聞き、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。

2 国は、前項の規定による制限又は禁止により、当該区域において

従来漁法に漁業を営んでいた者が漁業経営上こうむつた損失を補償する。

3 前項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

4 前二項の規定による損失の補償を受けようとする者は、その者の住所を管轄する都道府県知事を經由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を經由して当該申請者に通知しなければならない。

7 前項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、内閣総理大臣に対して異議の申立をすることができる。

8 内閣総理大臣は、前項の規定による申立があつたときは、その申立のあつた日から三十日以内にこれについて決定し、これを申立人に通知しなければならない。

9 本条により決定された補償金の額に不服がある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。

10 前項の訴においては、国を被告とする。

11 前各項に定めるものの外、第二項の規定による損失の補償の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(火災類取締法の適用除外)

第一百六条 火災類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の規定

昭和二十九年六月二日 参議院會議録第五十七号 防衛庁設置法案外一件

は、第二項から第四項まで、第七項、第九項第一項及び第二項、第十項から第十三項まで、第十四項第一項、第十五項、第十九項第二項、第二十八項、第二十九項、第三十項第一項、第三十一項、第三十二項、第三十三項第一項及び第三十三項、第三十五項、第三十九項第一項、第四十六項第二項並びに第五十項の規定を除き、自衛隊の行方、火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱については、適用しない。

2 自衛隊の行方、火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱については、火薬類取締法（前項の規定により適用を除外される規定を除く。）の適用については、政令で特例を定めることができる。

3 長官は、第一項の規定にかかわらず、自衛隊が取り扱う火薬類について、火薬類取締法及びこれに基く命令の規定に準拠して製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱に關する技術上の基準を定め、その他火薬類に關する災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（航空法の適用除外）

第七十七條 航空法中第十一條、第二十條第一項、第二十八條第一項及び第二項、第三十八條第一項、第五十七條から第五十九條まで、第六十五條、第六十六條、第八十六條、第八十九條、第九十條、第九十五條、第三百二十二條第一項及び第二項並びに第三百三十四條第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設に關する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。

2 航空法第四十九條から第五十一條までの規定は、自衛隊が設置する

る飛行場について準用する。この場合において、同法第四十九條第二項中「第四十條（第四十三條第二項において準用する場合を含む。）の告示」とあるのは「防衛庁長官の告示」と、同法第五十條中「当該飛行場の設置又は第四十三條第一項の施設の変更」とあるのは「当該飛行場の設置又は変更」と読み替へるものとする。

3 自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者については、航空法第六章（第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

4 航空法第六十條から第六十四條まで、第七十六條から第七十九條から第八十一條まで、第八十四條から第八十八條及び第九十一條の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九條から第八十一條までの規定は、第七十八條第一項若しくは第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者については適用しない。

5 長官は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊が使用する航空機の安全性及び運航に關する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に關する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に關する基準を定め、その他航空機に關する災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

6 長官は、前項の規定による基準を定めようとする場合には、あら

はじめ運輸大臣と協議するものとす。

（労働組合法等の適用除外）

第八十八條 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び船舶法（昭和二十二年法律第百号）（第一條、第二條、第七條から第十八條まで、第二十條、第二十五條から第二十七條まで、第二十八條から第三十條、第三十二條から第三十六條（第六号及び第七号を除く。）、第三十七條、第三十八條（第三号を除く。）、及び第三十四條並びにこれらに關する第二百二十條の規定を除く。）、並びにこれらに基く命令の規定は、隊員については、適用しない。

（船舶法等の適用除外）

第九十九條 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）及び船舶積載測定法（大正三年法律第三十四号）の規定は、海上自衛隊（防衛大学校を含む。以下本章中同じ。）の使用する船舶については、適用しない。但し、船舶安全法第二十八條の規定中危険及び気象の通報その他の船舶航行上の危険防止に關する部分は、海上自衛隊の政令で定める船舶については、適用があるものとする。

2 海上自衛隊の使用する船舶は、総理府令で定めるところにより、國の所有に屬するものにあつては國籍を証明する書類を、その他のものにあつては海上自衛隊の使用するものであることを証明する書類を備へなければならぬ。

（船舶職員法の適用除外）

第一百十條 船舶職員法（昭和二十六年法律第四十九号）の規定は、海上自衛隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する隊員については、適用しない。

（海上自衛隊の使用する船舶について）

（海上自衛隊の基準等）

第一百一十條 長官は、海上自衛隊の使用する船舶について、航行性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準及び配員の基準を定めなければならない。

（電波法の適用除外）

第一百二十二條 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第四十條の規定にかかわらず、同法の規定のうち、無線局の免許及び検査並びに無線従事者に關するものは、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合については、適用しない。

2 長官は、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合においては、その使用する周波数について、郵政大臣の承認を受けなければならない。

3 自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合においては、前項に規定する周波数の使用に關し、他の無線局の運用を阻害するような通信を防止するため、郵政大臣が定めるところに従うものとする。

4 長官は、無線通信の良好な運行を確保するため、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合における無線局の開設及び検査並びに当該無線局で無線通信に従事する者に關し必要な基準を定めなければならない。

（道路運送法の適用除外）

第一百三十三條 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九十九條、第一百二十六條及び第二百二十七條の規定は、自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものについては、適用しない。

（道路運送車両法の適用除外）

第一百四十四條 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の規定は、自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものについては、適用しない。

2 道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、長官は、保安基準並びに整備及び検査の基準を定めなければならない。

3 道路運送車両法の規定が適用されない自動車は、長官の定めるところにより、他の自動車と明らかに識別することができるような番号及び標識を付さなければならない。

4 自衛隊の使用する自動車以外の自動車は、前項に規定する番号若しくは標識又はこれらにまさるもの（番号若しくは標識を付してはならない。）

5 第三項の自動車に付する標識の制式は、官報で告示する。

（銃砲刀剣類等所持取締法の適用除外）

第一百五十五條 銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）第二十五條の規定は、自衛隊の保有する銃砲については、適用しない。

（麻薬取締法の特例）

第一百六十六條 自衛隊の部隊で政令で定めるものは、麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二十六條第一項及び第二十八條第一項の規定にかかわらず、麻薬を譲り受け、及び所持することができ、この場合においては、当該部隊の長は、麻薬取締法の適用については、麻薬管理者とみなす。

（委任規定）

第一百七十七條 この法律に特別の定めがあるものの外、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第一百八条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
一 第五十九条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者
二 第六十二条第一項又は第二項の規定に違反した者
三 正当な理由がなく、自衛隊の保有する武器を使用した者
四 前項第一号に掲げる行為を企て、教唆し、又はそのほう助をした者は、同項の刑に処する。
第五十九条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。
一 第六十一条第一項の規定に違反した者
二 第六十四条第一項の規定に違反して組合その他の団体を結成した者
三 第六十四条第二項の規定に違反した者
四 第七十条第一項の規定による防衛指集命令を受けた予備自衛官で、正当な理由がなく指定された日から三日を過ぎてなお指定された場所に出頭しないもの
五 第七十七条又は第七十九条第一項の規定による出動待機命令を受けた者で、正当な理由がなく職務の場所を離れ七日を過ぎたもの又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなく七日を過ぎてなお職務の場所につかないもの
六 第七十八条第一項又は第八十一条第二項に規定する治安出動命令を受けた者で、上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しないもの
七 上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

八 正当な権限がなく、又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者
二 前項第二号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第三号第七号若しくは第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。
第二百二十条 第七十八條第一項又は第八十一条第二項に規定する治安出動命令を受けた者で、左の各号の一に該当するものは、五年以下の懲役又は禁錮に処する。
一 第六十四条第二項の規定に違反した者
二 正当な理由がなく職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなく三日を過ぎてなお職務の場所につかない者
三 上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者
四 正当な権限がなく、又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者
五 警戒勤務中、正当な理由なくして勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくはめいいていして職務を怠つた者
二 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。
附則
一 この法律は、防衛庁設置法施行の日から施行する。但し、附則第二項及び附則第十七項の規定は、公布の日から施行する。
二 保安庁の長官官房若しくは各局、第一幕僚監部若しくは第二幕僚監部、保安研修所、保安大学校、技術研究所又は第一幕僚長若しくは第二幕僚長の監督を受ける部隊若しくは機関の相當の職員となるものとする。
三 保安庁の保安官又は警備官で前項の規定により自衛官となるものの階級は、別に命令を発せられない限り、従前の保安官又は警備官の階級に相當するこの法律に規定する階級とする。
四 前二項の規定により自衛官その他の職員となつた者に対し、従前の規定に基いてなされた任用上の決定その他の手続は、この法律の相當規定に基いてなされたものとみなす。
五 附則第四項の規定により陸士長、一等陸士又は二等陸士なる自衛官となつた者についての任用期間は、第三十六条第一項の規定にかかわらず、二年とし、その者が警察予備隊の警察官又は保安庁の保安官として採用された日(旧警察予備隊令施行令(昭和二十五年政令第二百七十一号)第五条第二項又は旧保安庁法(昭和二十七年法律第二百六十五号)以下「旧法」といふ)第三十三条第三項の規定により引き継ぎ任用されている者にあつては、引き継ぎ任用された日)から起算するものとする。
六 この法律の施行の日前において、従前の規定によりその意に反して免職された者は、すでに従前の規定により保安庁長官に対して審査の請求をしていない場合を除き、政令で定めるところにより、長官に対して、その審査を請求することができ、第四十九條第二項及び第三項の規定は、この場合において長官のとるべき措置について準用する。

官官房若しくは各局、陸上幕僚監部若しくは海上幕僚監部、防衛研究所、防衛大学校、技術研究所又は陸上幕僚長若しくは海上幕僚長の監督を受ける部隊若しくは機関の相當の職員となるものとする。
保安庁の保安官又は警備官で前項の規定により自衛官となるものの階級は、別に命令を発せられない限り、従前の保安官又は警備官の階級に相當するこの法律に規定する階級とする。
前二項の規定により自衛官その他の職員となつた者に対し、従前の規定に基いてなされた任用上の決定その他の手続は、この法律の相當規定に基いてなされたものとみなす。
附則第四項の規定により陸士長、一等陸士又は二等陸士なる自衛官となつた者についての任用期間は、第三十六条第一項の規定にかかわらず、二年とし、その者が警察予備隊の警察官又は保安庁の保安官として採用された日(旧警察予備隊令施行令(昭和二十五年政令第二百七十一号)第五条第二項又は旧保安庁法(昭和二十七年法律第二百六十五号)以下「旧法」といふ)第三十三条第三項の規定により引き継ぎ任用されている者にあつては、引き継ぎ任用された日)から起算するものとする。
この法律の施行の日前において、従前の規定によりその意に反して免職された者は、すでに従前の規定により保安庁長官に対して審査の請求をしていない場合を除き、政令で定めるところにより、長官に対して、その審査を請求することができ、第四十九條第二項及び第三項の規定は、この場合において長官のとるべき措置について準用する。

この法律の施行の際、現に保安庁の公正審査会に係属している事案は、第四十九條第四項に規定する防衛庁の公正審査会に係属しているものとみなす。
この法律の施行の際、現に旧法第七十七條第一項各号に掲げる犯罪について、同法同条同項に規定する部内の秩序維持の職務に従事する保安官又は警備官が行つてゐる刑事訴訟法の規定による手続は、この法律の相當規定に基いて部内の秩序維持に専従する自衛官がした手続とみなす。
第九十六條第一項に規定する部内の秩序維持の職務に従事する自衛官は、同項各号に掲げる犯罪の外、政令で定めるところにより、旧法第七十七條第一項各号に掲げる犯罪について、この法律第九十六條第二項の規定の例により、刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務を行うことができる。
警察法(昭和二十九年法律第二十号)の施行の日前までの間は、第八十九條、第九十二條、第九十三條第一項及び第三項、第九十四條第一項並びに第九十六條第三項中「警察官職務執行法」とあるのは「警察官等職務執行法」と、第九十七條第二項中「警察庁及び都道府県警察」とあるのは「国家地方警察及び自治体警察」と、同条第三項中「都道府県警察」とあるのは「自治体警察」と読み替へるものとする。
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。
保安庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
防衛庁職員給与法

この法律の施行の際、現に保安庁の公正審査会に係属している事案は、第四十九條第四項に規定する防衛庁の公正審査会に係属しているものとみなす。
この法律の施行の際、現に旧法第七十七條第一項各号に掲げる犯罪について、同法同条同項に規定する部内の秩序維持の職務に従事する保安官又は警備官が行つてゐる刑事訴訟法の規定による手続は、この法律の相當規定に基いて部内の秩序維持に専従する自衛官がした手続とみなす。
第九十六條第一項に規定する部内の秩序維持の職務に従事する自衛官は、同項各号に掲げる犯罪の外、政令で定めるところにより、旧法第七十七條第一項各号に掲げる犯罪について、この法律第九十六條第二項の規定の例により、刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務を行うことができる。
警察法(昭和二十九年法律第二十号)の施行の日前までの間は、第八十九條、第九十二條、第九十三條第一項及び第三項、第九十四條第一項並びに第九十六條第三項中「警察官職務執行法」とあるのは「警察官等職務執行法」と、第九十七條第二項中「警察庁及び都道府県警察」とあるのは「国家地方警察及び自治体警察」と、同条第三項中「都道府県警察」とあるのは「自治体警察」と読み替へるものとする。
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。
保安庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
防衛庁職員給与法

一 任用期間が二年である者
百二十日

二 任用期間が三年である者
百八十日

第二十八条第二項中「前項の表の上欄に掲げる職員が同項に規定

第二十八條第八項を次のように改める。

第二十八条第九項第一号中「保安庁法第三十五条第二項」を「自衛

第二十八條第十項中「保安官及び警備官」を「自衛官」に改め、同

項を同条第九項とし、同条第十一項中「保安官及び警備官並びに保安大学の学生を」と自衛官及び学生に改め、「保安大学の」を削り、「保安官又は警備官」を「自衛官」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

務に起因する傷い疾病に因りその職に堪えないで退職したと

別表第三に定める俸給の幅の最低号俸による日額（その者が自

第二十九條第一項を削り、同条第二項中「保安官、警備官又は保安大

第三十条 出動を命ぜられた職員に
対する出動手当の支給、災害補償

その他給与に關し必要な特別の措置については、別に法律で定める。本則に次の一條を加える。

(委任規定)

第三十一條 この法律に特別の定があるものの外、この法律の實施に關して必要な事項は、政令で定める。

附則第八項中「保安官及び警備官」「自衛官」に、「又は同条第五項か

附則第十一項を附則第十二項とし、以下一項ずつ繰り下げ、附則第

「官房長
局長」を「長官の指定する参事官
「指定参事官」とい

乙を「空將乙」に「警備監補」を

一等保安士を一等海尉に、
一等警備士を一等空尉に

補	補	補	安土	等保	等保
補	補	補	備土	安土	等備
を	を	を	土	を	土
二	二	二	三	二	二
等	等	等	等	等	等
空	空	空	海	空	空
海	海	海	尉	尉	尉
下	に	に	に	に	に
二	二	二	一	二	二
等	等	等	等	等	等
保	保	保	保	保	保
安	安	安	安	安	安
土	土	土	土	土	土
二	二	二	一	二	二
等	等	等	等	等	等
警	警	警	警	警	警
備	備	備	備	備	備
土	土	土	土	土	土

陸士長
海士長
に、
一等保査
を
二等陸

等」に、「俸給月額」を「俸給額」に、
保安官及び警備官」を「自衛官」に改

衛官その他の隊員となる者の級若しくは職務の級又は号率は、それ

けていた俸給月額又は俸給日額が
新たにその者が属することとなつ

た級若しくは職務の級又は階級における俸給の幅の最高号俸によるもの額をこえている場合においては、それぞれその額をもつてその者の俸給月額又は俸給日額とする。

15 附則第四項の規定により陸士長、一等陸士若しくは二等陸士又は二等陸曹、二等陸曹若しくは三等陸曹となつた者で、左の各号の一に該当するものに対す

る退職手当の支給については、
なお、従前の例による。

一 昭和二十七年八月一日から昭和二十七年十月十四日までの間においてその任用期間が経過し、一等警察士補、二等警察士補又は三等警察士補である警察予備隊の警察官(以下「警察士補」といふ。)として引き続き任用された者

二 旧法附則第十五項及び旧法附則第十六項の規定により昭和二十七年十月十四日までの間においてその任用期間が経過し、一等保安士補、二等保安士補又は三等保安士補である保安官(以下「保安士補」といふ。)として引き続き任用された者

三 昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間において警察長以下の警察予備隊の警察官として任用された者

16

改正後の防衛庁職員給与法(以下「改正後の給与法」といふ。)第二十八条第三項の規定は、附則第四項の規定により海士長、一等海士、二等海士又は三等海士となつた自衛官で、左の各号に掲げるものがそれぞれ当該各号に定める日から起算して二年の期間が経過する前において、公務上死亡し、又は公務上の傷い疾病に因りその職に堪えないで退職した場合について準用する。

一 警察長以下の保安官の警備官として任用された者にあつては、任用の日

17

二 旧法附則第九項の規定により警察長以下の保安官の警備官となつた者にあつては、昭和二十七年八月一日

この法律の公布の日から施行の日の前日までの間に退職する保査

長等又は保安士補で保査長等から昇任した者に対しては、改正前の給与法第二十八条第一項及び第七項並びに国家公務員等退職手当暫定措置法の規定にかかわらず、その退職の日における俸給日額にその保査長等(警査長以下の警察予備隊の警察官を含む。)としての勤続期間一月につき五日の割合で計算した日数と保安士補(警察士補を含む。)としての勤続期間一月につき二・五日の割合で計算した日数との合計日数を乗じて得た額を支給する。この場合における勤続期間は、月によつて計算するものとし、保査長等から保安士補に昇任した日の属する月は、昇任前の階級に属するものとする。

18 前三項の規定及び改正前の給与法第二十八条の規定に基いて支給された退職手当の額の計算の基礎となつた在職期間は、国家公務員等退職手当暫定措置法第七条の勤続期間の計算については、その期間から除算する。

19 隊員に係る公務上の災害に対する改正前の給与法第二十七条の規定(船員法第一条に規定する船員である隊員にあつては、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)の規定による補償又はこれに相当する給付若しくは給付で、この法律の施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお、従前の例による。但し、これらの法律の規定に基いて国が支給する隊員に係る公務上の災害に対する補償又はこれに相当する給付若しくは給付の支給について異議のある者は、長官に対して、審査を請求することができる。

20 改正後の給与法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第二十四条から第二十七条までの規定は、前項の場合について準用する。

21 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第二号中「保安官次長」を「防衛庁次長」に改め、同条同項第六号から第八号までを次のように改める。

六 海上保安官
七 自衛官
八 削除
第二十三條第五号から第七号までを次のように改める。

五 海上保安官
六 一等陸曹、一等海曹若ハ一等空曹、二等陸曹、二等海曹若ハ二等空曹、三等陸曹、三等海曹若ハ三等空曹、陸士長、海士長若ハ空士長、一等陸士、一等海士若ハ一等空士、二等陸士、二等海士若ハ二等空士又ハ三等陸士、三等海士若ハ三等空士タル自衛官
第四十三條第三項中「第二十三條第六号及第七号」を「第二十三條第七号及第二十三條第六号」に改める。

第五十九條但書中「第二十條第二項第七号若ハ第八号又ハ第二十三條第六号若ハ第七号」を「第二十三條第七号(統合幕僚会議ノ議長タル自衛官ヲ除ク)又ハ第二十三條第六号」に改める。

第五十九條ノ第三号中「保安官ノ職員(海上公官局ノ職員ヲ除ク)を「防衛庁ノ職員」に、「保安官」を「防衛庁職員」に改め、同条同項第六号から第八号までを次のように改める。

22 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号の次に次の一号を加える。
一の二 防衛庁に属する職員
總理府
第九十四條第一項に次の一号を加える。

23 防衛大学校の学生
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「保安官及び警備官」を「自衛官」に、「保安庁長官」を「防衛庁長官」に改める。

24 地方税法(昭和二十五年法律第一

二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二百六十二條第五号中「保安官職員給与法」を「防衛庁職員給与法」に改める。

25 この法律の施行前に給付事由の生じた恩給については、改正後の恩給法第二十条第二項第二号及び第六号から第八号まで、第二十三條第五号から第七号まで並びに第五十九條ノ第三号の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

26 この附則に定めるものの外、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一
方面隊及び管
区域の名称

北方方面隊
第一管区隊
第二管区隊
第三管区隊
第四管区隊

北方方面隊
第一管区隊
第二管区隊
第三管区隊
第四管区隊

北方方面隊
第一管区隊
第二管区隊
第三管区隊
第四管区隊

北方方面隊
第一管区隊
第二管区隊
第三管区隊
第四管区隊

北方方面隊
第一管区隊
第二管区隊
第三管区隊
第四管区隊

別表第二
地方隊の名称

横須賀地方隊
舞鶴地方隊
大湊地方隊
佐世保地方隊
呉地方隊

横須賀地方隊
舞鶴地方隊
大湊地方隊
佐世保地方隊
呉地方隊

横須賀地方隊
舞鶴地方隊
大湊地方隊
佐世保地方隊
呉地方隊

横須賀地方隊
舞鶴地方隊
大湊地方隊
佐世保地方隊
呉地方隊

横須賀地方隊
舞鶴地方隊
大湊地方隊
佐世保地方隊
呉地方隊

横須賀地方隊
舞鶴地方隊
大湊地方隊
佐世保地方隊
呉地方隊

横須賀地方隊
舞鶴地方隊
大湊地方隊
佐世保地方隊
呉地方隊

たように、政府よりすでに趣旨説明がありましたが、御承知のところで存じますが、法案の重要性に鑑みまして、ここに重ねて二法案提案の理由として政府の説明するところを御報告いたします。

現在の保安庁は、昭和二十七年八月、当時の警察予備隊及び海上警備隊を統合して創設したものであつて、我が国の平和と秩序を維持し、人命財産を保護するため特別の必要ある場合において行動することを任務としたものである。保安庁は創設以来、保安庁法の規定するところに従つてその任務を遂行するため、常々諸般の整備を図り必要な訓練を行なつて今日に至つて

いる。然るに今般政府においては、現在の国際及び国内諸情勢に鑑み、我が国の平和と独立を守り国の安全を保つため、この際更に自衛力を増強することと適當と認めるに至つた。よつて今回保安隊及び警備隊を陸上自衛隊、海上自衛隊に改め、自衛官等の定員を増加すると共に、新たに航空自衛隊を設けることとし、且つその任務として、外部からの侵略に対する我が国の防衛を明確に規定する等の目的を以て、保安庁法を全面的に改正して、防衛庁設置法及び自衛隊法を制定せんとするに至つた次第である。以上が本二法案の提案理由として政府の述べたところでありました。

次に、両法案の内容の概略について御説明をいたしておきます。

第一に、防衛庁設置法案について申し上げます。防衛庁は総理府の外局として設置されることになつておりまして、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、陸上自衛

隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を管理し、運営し、これに関する事務を行うことを任務とするものとなつております。防衛庁の長は、従前通り防衛大臣を以て充てることとなつておりますが、今回内部部局に新たに教育局を加えると共に、防衛庁の所掌事務に関する基本方針の策定について長官を補佐する参事官の制度を設けることとし、他面、従前ありました内部部局の課長以上の職に対する制服職員の経歴者の任用制限はこれを設けないこととされております。

次に、幕僚監部につきましては、航空自衛隊の新設に伴い、従前の第一幕僚監部、第二幕僚監部に相当する陸上幕僚監部、海上幕僚監部のほか、航空自衛隊についての長官の幕僚機関として、新たに航空幕僚監部を設けることとし、又自衛隊の増強に伴ひ陸上、海上、航空の各自衛隊を統合した見地から、防衛計画、後方補給計画、訓練計画の方針の作成及び調整、出動時における指揮命令の統合調整等に関し、長官を補佐することを任務とする。統合幕僚会議を新設して、自衛隊の総合的且つ有効なる運営を図ることを期することとされております。なおこのほか、陸上、海上、航空各自衛隊の所要物件、並びに役務の調達及び一元化と能率化を図り、建設工事等についても、これを統一的且つ経済的に処理せしめるため、新たに防衛庁の附属機関として調達実施本部及び建設本部を設けることになつております。

国防会議は、国防に関する重要事項を審議する機関として内閣に置かれることとなつておりまして、国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に関

連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否等に関して、内閣総理大臣の諮問に答へ、国防に関する重要事項につき、必要に応じて内閣総理大臣に対して意見を述べることと任務とするものであり、国防会議の構成、運営等は、別に法律で定めることとなつております。

第二に、自衛隊法案について御説明いたします。この法律案は、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等に関し、おおむね現在の保安庁法の内容を基礎として規定したものでありますが、次に述べる任務に即応し、必要な規定の追加、整備を行なつております。先ず自衛隊の任務としては、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対して我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じて公共の秩序の維持に當るものとして、その防衛の任務が規定されております。

次に、自衛隊の行動につきましては、外部からの武力攻撃に際して、我が国を防衛するため必要があるときは、内閣総理大臣は原則として事前に、特に緊急の必要のある場合には事後、直ちに国会の承認を得て、自衛隊に對し防衛出動を命ずることができ、こととされております。この防衛出動時における自衛隊の武力行使は、国際法の規則、慣例を遵守し、且つ事態に即ち合理的に必要な限度にとどまるべきものと、又この場合には原則として都道府県知事を通じて、一定の地域において施設の管理、物資の収用、業務に従事命令等を行うことができることとされております。

この法律案におきましては、このよ

うな事態に処して自衛隊の防衛に當る實力を迅速且つ計画的に確保することと目的とし、新たに志願による予備自衛官制度が規定されております。予備自衛官は、防衛出動時に内閣総理大臣の承認を得て発せられる長官の防衛召集命令に応じたる場合には自衛官として勤務し、その他の場合においては、所定の期間、訓練募集に応じ訓練を受ける以外には、勤務することのない隊員であつて、その採用は自衛官等の退職者中より志願により、三年を期間として任用することとし、その手当等について、規定されております。

この法律案におきましては、前述の防衛出動のほか、公共の秩序維持のため、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般警察力を以ては治安を維持することができないと認められる場合における内閣総理大臣の命令による出動、治安維持上重大な事態につき、都道府県知事の要請があつた場合における出動、海上における警備行動、災害時における救援のための行動等、すべて現行保安庁法において認めていたと同様の規定を設けておりますが、更に外国の航空機が不法に我が領空に侵入した場合における必要な措置について規定されております。

この法律案中に規定するその他の事項は、おおむね保安庁法と同様でありまして、この法律案におきましては、自衛隊の指揮監督、部隊等の組織及び編成の大綱等を規定し、隊員の服務についての必要の明瞭な規定を設け、罰則を整備し、関係法律の適用について一層の整備を行う等、必要な整備を行なつております。なおこの法律の施行に

行に伴ひ、現在の海上公安局法はこれを廃止することとされております。

なお防衛庁設置法は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行し、自衛隊法は防衛庁設置法施行の日から施行する。但し保安隊から自衛隊に切替えられる職員等の服務等に関し、必要な規定は公布の日から施行することとなつておるのであります。以上が本二法案の内容の概略であります。

本二法案は、五月七日、衆議院本会議において可決せられ、即日、本院に送附せられ、直ちに内閣委員会に本付託となつたものであります。本委員会におきましては、当時行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の審査の途上にあつたのであります。今申述べましたような本二法案の重要性に鑑み、一時定員法改正に関する法律案の審議を中止いたしました。直ちに本二法案の審査に入つたのであります。

内閣委員会におきましては、本二法案の重要性に鑑み、法案の審査の順序として先ず政府当局より、二法案につき提案理由並びにその内容について詳細なる説明を聴取し、次いで総括質疑、一般質疑及び逐条質疑の順序によつて周到なる審議の歩を進める方針の下に、先ず五月十九日より四日間

に亘り、吉田内閣総理大臣及び木村保安庁長官に對し総括質疑を行い、次いで五月二十四日より一般質疑に入り、主として諸方國務大臣、木村保安庁長官、岡崎外務大臣、小笠原大蔵大臣、愛知通商産業大臣、大連文部大臣、加藤法務大臣の各省大臣その他政府委員との間に質疑応答を重ね、次いで両法案の逐条審議に入り、最後に再び総括質問を行なつたのであります。

行に伴ひ、現在の海上公安局法はこれを廃止することとされております。

なお防衛庁設置法は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行し、自衛隊法は防衛庁設置法施行の日から施行する。但し保安隊から自衛隊に切替えられる職員等の服務等に関し、必要な規定は公布の日から施行することとなつておるのであります。以上が本二法案の内容の概略であります。

なおこの間、決案審査の慎重を期するため、去る五月十八日、公聴会を開きまして、中村哲君外五名の公述人より、二法案に対する賛否の意見を聴取いたしましたのであります。

防衛庁設置法案及び自衛隊法案の両法案は、相互に不可分の関係のあるものでありますため、委員会における総括質問、一般質問の段階においては、終始両法案を一括して審議を進めたのであります。が、今、法案審議の過程におきまして、問題の中心となりました点につきまして御報告申し上げます。

第一は、防衛三法案と憲法との関係の問題、第二は、国防会議に関する問題、第三は、最高指揮権の抑制に関する問題、第四は、陸、海、空、三自衛隊の調整に関する問題、第五は、防衛計画と一般産業計画との調整の問題、第六は、自衛力増強と国庫負担力の問題、第七は、防衛庁の機構に関する問題、第八は、制服職員の内部部局の幹部への採用制限の撤廃に関する問題、第九は、隊員の精神的支柱の問題、第十は、海外派兵の問題等であります。

さて第一は、防衛三法案と憲法との関連問題であります。従来吉田総理は、自衛権の発動としての武力行使はできない。武力以外の外交等の手段によつて自衛すべきであるとし、自衛権の行使を目的とした組織制度は認めなないと言明し来たたのでありますが、今次の防衛三法案に盛りれておるところは、「明らかに直接侵略及び間接侵略に對し、陸、海、空、三軍方式を確立して武力行使をする」とことは、吉田総理みずからが、過去の言明を無効にしており、吉田内閣は、先に朝鮮動亂

の勃発を契機として、急遽警察予備隊を作り、次いでこれを保安隊に改編し、MSA協定の締結に伴つて、更に今回これを自衛隊と称する陸、海、空、三軍方式による部隊を編成するに至り、外敵の侵略に対抗する武力抗争を主目的とするに至つたことは、これは明らかに憲法違反であると断ぜざるを得ないではないか」という問に対し、吉田総理は、「我が国が独立国家である以上は、外敵に対し正当防衛の措置を講ずるということは、独立国として固有の権利であつて、憲法上禁止されておる戦力に達しない程度の自衛組織を持つことは何ら憲法違反ではない。新憲法制定当時は成るほど高遠な

理想の下に戦力放棄の条文ができたのであるが、その後内外の情勢は、深刻な変化を展開して参つておる。防衛二法案の定めるところによつて、我が國の平和と独立を護り、國の安全を保つために日米安全保障条約の範囲内において適当な自衛措置を講ずるものではない。自衛力を漸増すると申しても、無制限に増強し得るものではないのである。一に国力と外界の事情如何による

ことであつて、今はこの程度が我が國のなし得る限度であらうと思ふ」と答へてゐるのであります。なお、「戦力のあるなしはともかくとして、國民の中に、自衛隊を軍隊と呼ぶ者が多いという点について吉田総理は、これを如何に考えるか」という問いに對しては、「それは用語の定義の問題であつて、國民が自衛隊を如何に解釈するつて、國民が自衛隊を如何に解釈するか」といふ点にかゝる問題であらう。國民の考えが戦力のない自衛隊のごとききものを軍隊と呼ぶべしといふのであれ

ば、軍隊と称してもよいであろう」と答へ、なお、「アメリカの軍事顧問団長ヒギンス少将が、アメリカ三軍記念日の会合の席上で、我々は日本の軍事同盟国であると言つたとのことであるが、日米安全保障条約は、果して日米軍事同盟であるか否か」という問いに対し、吉田総理は、「安全保障条約の内容が示す通りであつて、その解釈は自由である」と答へ、木村保安庁長官は、「安保条約を軍事同盟と言へば軍事同盟であり、安保条約は、日本の安全防衛のみを目標としている点から考えて、純粹な意味での軍事同盟とは考えられない」と答えているのであります。

次に、憲法第九条第二項において「国の交戦権は、これを認めない。」と規定しているが、「外敵侵入に對する自衛隊の出動は、明らかに交戦権の発動ではないか」という質問に對しては、政府当局は、「自衛権と交戦権とは不可分のものであつて、自衛権を行使する範圍内での武力行使は交戦権の行使とは言えない」との見解を堅く持っているのであります。(おかしいぞ」と呼ぶ者あり)

次に、「戦力とは如何なる判定標準によるのであるか、又軍隊と戦力との關係について、米ソのごとき龐大なる戦力を有する二、三の国を除いては、現在世界の多数の国々が有しておる軍隊を、政府は戦力にあらずと見るのか」という質問に対して、木村保安庁長官は、「国内の治安維持を目的とする警察といえども、その装備、機能が著しく龐大化すれば戦力というものにもなり得るであらう。自衛隊は、我が国の安全を図るために、外敵の侵入に

備えるための部隊ではあるが、近代戦争を有効的確に遂行し得る程度には遙かに及び得ないものであるから、憲法上で言う戦力とは申されない。諸外国の軍備と比較してといつても、それはその国その国の環境、国情が異なるので、一概に断定するわけには行かない。我が自衛隊は、客観的に見て憲法の禁止しておる戦力に達しているか否かを判断すべきであると思う。自衛隊は再々申す通り、近代戦争を有効的確に遂行し得るほどの戦力には、まだまだほど遠いものである」と答えているのであります。

次に、「緒方副総理が先に、自衛隊は軍隊と警察との中間の特殊なものであると言つたが、この特殊なものとは、憲法第九条第二項の「その他の戦力」に相当すると思われるが如何」という質問に對し、政府は、「客観的基準で判定しておるのであつて、その総合実力が戦力と判定されるに至らない限りは、「その他の戦力」にも当たらないという見解を持している」のであります。

第二は、国防会議の問題であります。国防会議に關する問題は、本二法案を審議する上においては、中心となるべき重要な問題であり、又国防會議の構成等については、三党折衝の経緯などもありますので、これはあとに改めて詳しく御報告することといたします。

第三は、最高指揮権の抑制の問題であります。「行政の最高権力者たる内閣総理大臣が、同時に自衛隊の最高指揮官となることは、旧憲法時代の統帥権を想起させるものがあり、この点に關し、何らか内閣総理大臣の独断専行を抑制する方途を講ずべきではない

か）この質問に對し、政府は、「部隊に指揮官が要するのは當然であり、その指揮権は三権分立の建前から申して明らかに行政権であり、従つて内閣総理大臣が自衛隊の最高の指揮監督権者になることは當然であるが、総理の諮問機關としての国防會議が設けられ、総理大臣としての権限が行使される場合は、閣議の決定も経るであらうし、新憲法下の今日では、旧憲法時代のごとき統帥權問題などは起り得ない」と答へてゐるのであります。

第四は、陸、海、空三自衛隊の調整に關する問題であります。「自衛隊は今回新たに陸、海、空三軍方式をとつてゐるのであるが、これは我が國が獨力を以て國防態勢を確立しようとするためであるか」といふ質問に対し、木村保安庁長官は、「今後においても、アメリカと協力態勢を堅持して行く方針でリカと協力のバランスは今後のものである。陸、海、空のバランスはある課題であり、現在は陸上自衛隊に重きを置いてゐるが、我が國の地理的条件は四面海に囲まれ、海岸線も九千

マイルにも及ぶという特殊事情を考慮し、将来海上自衛隊の充実の必要があり、航空自衛隊についても同様拡充を要するものが多々あるが、今直ちにフランスのとれた三軍方式ということでは、国費との関係もあつて実現し得ない実情にある」と答えているのであります。

次に、三軍方式について、長官の下に陸、海、空の三自衛隊を統率する指揮官を置く必要はないか。戦前我が国における陸海軍の伝統的対立は、我が国における陸海軍の伝統的対立は、破局に陥れたという過去の経験に徴しても、新たに國軍の再建を図るに当つては、その点最も注意を要するもの

と如何に如何」といふ質問に対し、木村長官は「そのために今次の防衛庁設置法案においては、統合幕僚会議を設け、自衛官中の最上位にあるものを専任の議長とし、その下に陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長を以て会議を組織し、陸、海、空一体となつて長官を補佐せしめることとしたものであつて、統合幕僚会議の議長がまさにその役割を果たすものと考へられるから、この場合に陸、海、空を統轄指揮するものは不要であると考へて、この答弁をしてゐるのであります。

第五は、防衛計画を一般産業計画との調整の問題であります。国防会議は防衛計画に関連する産業等の調整計画の立案を審議することになつてゐるが、果して調整のとれた産業計画を樹立する見込みがあるか。政府はここ数年間に如何なる産業を重点的に育成して行くという考へであるか」との質問に対し、愛知通産大臣は「防衛計画は飽くまでも我が国の経済力に調整のとれたものであるべきだと思ふ。現在のところこれに関する産業計画は立つておらないが、ここ数年の見通しとしては、大体の傾向として、船舶、飛行機、弾薬、火薬等の製造に向うのではないかと考へられる」と答へ、又「MSA協定締結後は、我が国の産業に急激な変革が招来されると考へられるが、ただ単に国際收支の点ばかりを重視して、徒らに再軍備の線を強化する政策をとれば、我が国の産業構造が軍需産業を中心に転換して行く危険があると思はれる。我が国を東部の兵器廠たらしめるといふようなことは極めて危険な考へ方であり、将来東南アジア等との貿易の不振を招く結果となる心配はないか」とい

う質問に対し、愛知通産大臣は、「現在我が国が持つてゐる既設の設備だけによつても軍需関係の域外発注を十分こなしてゐる状態であるから、今後著しく軍需産業に転換をさせるようなことのない限り、目下のところその心配はないと思はれる。なお、防衛関係の産業の構造については、着実に将来長きに亘つて経済第一主義を重点として考へるべきものと思つてゐる」といふ答弁があつたのであります。

第六は、自衛力の増強と国防負担の問題であります。我が国の防衛費として国民所得の何パーセント程度を出し得ると思つてゐるか、アメリカの国会内では日本は、日本の歳出総額の二〇〇程度は出せるという意見があるというのを聞くが、政府は今後も引き続き防衛力の増強を継続して行こうと思つてゐるか」との質問に対し、小笠原大蔵大臣は「国民所得に対する国防費の割合といつても、富強な国の国民所得と貧乏の国の国民所得とは同一に論じられないと思ふ。現在の我が国の場合にあつては、国民所得の三〇以内くらいが適当なところであらうと思はれる。本年度の我が国の国防費は千四百五十三億円で、その額は歳出総額の二四・四分強になつてゐるが、只今のところこの程度が適当なところであらうと思はれる」と答へてゐるのであります。

次に、自衛隊を作ることは、勿論我が国のためにはあるが、これは即ちアメリカのためでもあるから、ガリオア、イロア等による債務は棒引されても然るべきだと思ふが、政府はこれをどう考へるか」といふ質問に対し、小笠原大蔵大臣は「独立国として

ガリオア等は一応債務と心得てゐる。尤も半量の給食等のごとき分については免除されてゐるのではないかと考へてゐる」といふ答弁があつたのであります。

次に、「近代国家の国策の中心は財政、外交、国防の三つであるが、自立経済の確立といふことは最も重要なことであり、本年度の一兆四の予算の貫徹は、国防関係費の圧縮と、敵国外交の排除が大事なのではないか」といふ質問に対し、小笠原大蔵大臣は「国防費は国力を越えたものであつてはならない。自衛力の増強もこの線を逸脱してはならないと思ふ」と答へてゐるのであります。

今後とも引き続きアメリカの援助を受けるつもりか」といふ質問に対し、吉田総理は「我が国の自衛力の増強は、日米安全保障条約の範囲内において国力の可能な程度以内でやつてゐることであつて、徒らにアメリカその他他国の援助に頼つてやつてゐるものではない」と答へ、又「駐留軍が全部引揚げた場合、我が国の防衛に要する兵力はどのくらいのものと思はれるか」といふ問いに対しては、「駐留軍の実兵力が全く不明であるが、この点は飽くまで自主的に考慮すべき問題である」と答へてゐるのであります。

「自衛隊の増強と共に米駐留軍は漸次撤退する建前である」といふが、米駐留軍の完全撤退の時期はいつ頃の見込みであるか」といふ問いに対し、政府は「我が国の自衛力が増大するに連れ、駐留軍の引揚げは明らかであるが、自衛隊の隊員を募集し、採用するに連れてだん／＼に自衛力の増大することは当然であるが、新規採用の者が一人前の自衛隊員となるまでには相当の訓練を要するし、国家財政の上から、にわかには大規模な隊員とその装備、艦船、航空機等を整備することは困難であるから、米駐留軍と同程度に達するまでに、なお相当の日時を要するものと思はれるので、只今のところ、はつきりした見通しはつけかねる」との答弁でありました。

第七は、防衛庁の機構の問題であります。「防衛庁設置法案によれば、防衛庁の内部部局は長官官房のほか、新たに設けられた教育局を加えて五局となつてゐるが、戦前の実績に徴して医務局の設置を必要としないか、軍医学の伝統は一朝一夕にできるものではないか、これを育成して行く必要があると思ふが如何」といふ問いに対し、木村保安庁長官は「御尤もな御意見ではあるが、直ちに実現することは困難であり、現在、部隊には衛生官を配置して、その下に医務課を置き、でき得る限り医療衛生の面について意を用いてゐるが、防衛本庁に医務局を設けることは近き将来に実現したいものと思はれる」との答弁でありました。

次に、「保安庁長官のブレーンは参事官であるといふことであるが、定員八名の参事官のうち六名は防衛庁内局の官房長及び五局長に補せられ、残る二名は機動的に長官を補佐する役割を持つものである」といふと、参事官は幕僚長に比して一段高い地位にあることに見え、この点はどうかであるか。政治が軍事に優先することは不可欠の要件であるが、参事官と幕僚長との関係は、一見官僚優先の観があり、長官は参事官と幕僚長とをいづれに重きを置いて考へてゐるか」といふ質問に対し、木村保安庁長官は「御尤もなお尋ねであるが、参事官も幕僚長も、共に等しく長官の補佐機関として上下はないのであつて、ただ参事官のほうには、専ら防衛庁の所掌事務に関する基本的方針の策定について長官を補佐するものであり、幕僚長のほうには、幕僚監部の所掌事務の面から長官を補佐すると共に、長官の命令を配下の部隊に下達し、執行させるという両面の職務権限を有してゐるものであつて、結局参事官も幕僚長も、共に長官の最高ブレーンであるには何ら変りはない」との答弁がありました。

第八は、制服職員の内部部局幹部への採用制限の撤廃に関する問題であり

ます。「この改正案において何故に從來あつたこの制限を撤廃したのか」という問いに対し、木村保安庁長官は、「文官優位という言葉は使いたくない。政治が軍事に優先するということは飽くまでこれを堅持すべきであるが、防衛庁の内部部局の職員と陸、海、空自衛隊の隊員との間の融和を図ることが大事であり、一たび制服職員となつた者は、単に自衛隊員であつたという経歴のみで、如何に適材の士であつても、これを内部部局の幹部には絶対任用し得ないという禁札を設けておくことは有害無益であると信ずる。但し、現在部内に、そういう不平不満があるわけではないし、制服職員を今直ちに内部部局に採用せんがために、この制限を撤廃するというような考えでは毛頭なくて、それ／＼に適材適所、而も渾然一体となつて国の安全を図るという崇高なる使命に徹せしめたいとの念願によるものである」との答弁でありました。

第九は、隊員の精神的支柱の問題であります。「自衛隊の隊員の支柱をどこに置くのか」という質問に対し、木村保安庁長官は、「自衛隊法案の第五十二條に、服務の本旨として、隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養ひ、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて職務の、完遂に努め、もつて国民の負託にこたへることを期する」と示してある通り、團結、規律、修養、責任感、挺身の心がまえに尽きていゝと思ふ。過去

の軍隊教育においてよく見られたような、徒らに生命を軽んずるということとは禁物であると考えている」と述べているのであります。

第十は、海外派兵の問題であります。「國民の間に防衛力増強に伴つて、保安隊が自衛隊となり、形の上で陸、海、空三軍の復活となり、これに伴つて海外派兵の噂が高いが、これに対し何らかの國民を安心させるため總理の確言を得たい」といふ質問に対し、吉田總理は、「海外派兵はいたしません。今のうちには海外に部隊を派遣するなどということはいたさないほうがよいと思ふ。國民の好まないことはしない」と答へ、又、「外敵の侵略があつた場合、敵の侵略基地に出かけて攻撃をする」といふようなことはしないか」といふ問いに対し、木村保安庁長官は、「自衛隊の出動は、真に止むを得ざる場合にのみ発動する自衛行動であつて、積極的に部隊を海外に派遣するなどということは考えられない」と答へてゐるのであります。

又、これに関連して、「MSA協定のの中には、海外派兵のことは表面何ら触れていないが、将来東南アジア同盟などに加入するようにならば、熱い相互援助の建前から海外に派兵することにものなるのではないか」といふ質問に対し、岡崎外務大臣は、「東南アジア同盟の問題については、これまで政府として何ら具体的な申入れを受けていない。軍事同盟を予想して、MSA協定を締結したなどということは思いもよらないことで、時間的な関係から見て、かかることは考えられないことである」と答へてゐるのであります。

なお、これに関連して、「他国と軍事同盟を結ぶ場合は憲法を改正する必要があると思はれるし、国連に加入する場合等も、憲法の改正を要することと思ふが如何」といふ質問に対し、岡崎外務大臣は、「軍事同盟を結ぶといふことは現憲法下ではできない。又国連に加入する場合も、その条件如何によることであつて出兵の義務などの条件がその中にあれば、我が国としては当然問題として考慮すべきである」と答へてゐるのであります。

その他岡崎外務大臣は、衆議院において、「MSA援助は三年ぐらひは続くであろう」と述べたといふことであるが、真実であるか、来年度の交渉は始めているのか、艦艇貸与協定は当初無償のつもりであつたが、のちに有償となり、更に旅費二億五千万円を要する。又貸与協定第三条によれば、米側の必要によつていつでも引揚げられるであらうと思はれるので、自主性が全くないのではないか」といふ問いに対し、岡崎外務大臣は、「MSA援助は三年ぐらひは続くであろうと思つて、来年度分の援助については未だ交渉していない。艦艇貸与はMSA協定に基き分は贈与であり、その他のものは貸与である。旅費を要するのは、当方の自力で運航して来るための諸経費である。米側が場合によつて自国の防衛上の必要で貸与艦艇を引揚げる場合がないとは言へないが、かかる場合は止むを得ないことであり、このため我がほうの自衛には別段の支障はないものと考え、」との答弁がありました。

日米行政協定第二十四條は「必要な共同措置を執り」とあるが、「共同措置」とは自衛隊の出動をも含む意味

か」といふ問いに対し、木村保安庁長官は、「日米間に緊密な連絡をとつて共同行動をとることに限るが、自衛隊を米軍の指揮下に任せようということはない。飽くまでも自衛隊は自衛隊として自主的に行動をとるものであり、もと／＼自衛隊の出動には自衛隊法第七十六條により国会の承認を要する。従つて自衛隊の行動については、何ら米軍の指揮命令を受けるようなことはないのみならず、何らの契約も受けない」と答へており、「共同措置をとるための協議」といふのは如何なる機関がこれに当るのか。これは部隊の出動と直ちに關連する重大な問題であるが如何」といふ質問に対し、木村保安庁長官は、「双方から適任者を出して協議する、原則としては兩國の政府を代表する者の間に協議を行うこととなる」と答へてゐるのであります。「行政協定第二十四條によれば、我が國の領域に敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日米兩國政府は防衛のため必要な共同措置をとり、直ちに協議しなければならぬ」とあるが、この規定にかかわらず、我が國が独自の見解で行動することもあり得るか。又有事の際に日米共同作戦の場合の指揮権をどうするか」といふ問いに対し、木村保安庁長官は、「例えば我が國の或る地点に突如として外敵の攻撃を受ける場合も起り得ると思はれるのであるが、かかる場合米側と協議する時間がないような場合は、勿論自主的に行動する。又有事の際の日米共同作戦を遂行する場合の指揮権をどうするか」といふことは重大な問題で、日本部隊の中にアメリカの部隊が入る場合もあり得るし、種々の場合があるものと考

えられるから、更に研究したい」との答弁があつたのであります。

アメリカの軍事顧問團について、「顧問團は各部隊に配属されて、間接的に部隊を指導するのではないかと思はれるが、その職務権限は如何なるものであるか、各部隊或いは各学校等からは引揚げて、中央だけに駐在する考へであるか」といふ質問に対し、岡崎外相は、「軍事顧問團の所掌する事務は、日米相互防衛援助協定第七條に明記されてゐる通りで、同協定に基き、アメリカから、日本政府に供与される裝備、資材及び役務に關するアメリカ政府の責務を遂行し、且つこの協定に基いて、アメリカ合衆國政府が供与する援助の進捗状況を觀察することを任務としてゐるものであつて、直接には勿論、間接にも部隊を指導するとか部隊の行動に干渉するなどといふことはない。恐らく中央に留つてその職務を行うものと思はれる。又防衛庁の中に事務所を置くなどといふことはない」と答へてゐるのであります。

次に、自衛隊員の採用については、従来通り募集制度をとつてゐるようであるが、最近応募者が激減してゐるということを聞か、その実情はどうであるか。又自衛隊の隊員を漸増する方針だといふが、任意募集の制度もその限度があるであらう。今後の見通しについてどのくらいまでは募集によつて増員することができると思つてゐるか」といふ問いに対し、保安庁当局は、「応募者が若干減つて來てゐることは事実であるが、その原因はほかにいろいろあるであつて、現在のところ、隊員の補充には別に支障はない。比較的少數の応募者の中からで

も、質的に優秀な者は得られる状況である」と答えており、木村保安庁長官は、「募集制で増員のできる限度はおよそ二十、三万くらいかと思われ」と答えているのであります。「自衛隊法案の第六十六条中に、予備自衛官の員数を一万五千人としている根拠は何か。又その任用期間を三年とする理由は何か」という問いに対し、保安庁当局は、「本年は任期満了の者が約四万五千人あり、そのうち農村、漁村出身者の数を目標として一万五千人としている。又予備自衛官の任期を三年としたことは隊員として修得した技術の面を考慮して三年程度が適当と考へる」との答弁があつたのであります。

以上、防衛二法案に関する主なる問題点について、質疑応答の概略を御報告いたした次第であります。

法案審議の最終段階に至りまして、国防会議の構成等に関し、緒方副総理より政府の正式見解の説明があり、この中で、本委員会は、国防会議の重要性に鑑みまして、特に時間を割いてこれに関する質疑を行なつたのであります。今簡単に国防会議の問題につきまして、委員会における審議の経過を申し上げます。

国防会議の問題につきましては、法案審査の当初におきまして、五月二十日保安庁より国防会議の構成等に関する件、保安庁において研究中の案（未定稿）なる一資料の配付を受けたのであります。これは保安庁事務当局の一試案に過ぎず、更に五月二十二日、重ねて木村保安庁長官より保安庁案として国防会議の構成等に関する件と題する資料を提出したのであります。本

委員会は、木村長官より提出された「国防会議の構成等に関する件」なる文書といえども、政府の一部局案であつて、政府を代表する正式なものとして認めることができないから、防衛二法案審議の期間中に、政府より国防会議に関する法律案を提出すべきであるとし、若し右の法律案が間に合わない場合には、少くともこれに代るべき政府の確定案を提示されない限り、二法案の審議を進めて行くことができないとして、政府に対し、強くその提出を要望したのであります。その結果五月二十八日夕刻に至り、緒方副総理が本委員会に出席して、「国防会議の構成等に関する件」と題する資料を配付し、これは保守三派の折衝が妥結した結果によるものであつて、未だ正式の閣議の決定を経たおらないが、自分は責任を以てこれを閣議の成案としたかと思つて述べ、その内容を説明されたのであります。本委員会といたしましては、以上のようないきさつを経て、五月三十一日に至り、改めて緒方副総理の出席を求めまして、この提出された政府案に関し質疑を行なつたのであります。その質疑の概要は、次のごとくであつたのであります。

第一点は、「憲法において軍備が否定されている日本においては、仮に国防会議という大規模なものを作るとしても、その内容は軍備を有する諸外国の国防会議との間にはおのずからはずきりとした区別を付けるべきではないか。例えば軍備を否定する日本としては、規模においても得る限り小規模でなければならぬ。又武官を多数国防会議の議員に選ぶことはもとより避けるべきである。又国防会議の目的

も、戦争の準備とか、曾つての戦争指導会議のようなものではなく、如何にして戦争を避けるか。如何にして平和外交を推進するか。如何にして民心を安定させるかといふことを国防会議の根本目的とするべきではないか」という質問があり、これに対して政府側より、「いわゆる軍備」といふ言葉に値する軍備を容易に持ち得ないことは事実であるが、日本を包む今日の国際環境の下において、外国の日本に対する侵略の意思が若しありとすれば、日本としては防衛力のないといふことは本として防衛力のないといふことにかかわらず、あらゆる場合に備えて国防会議の協議する範囲をきめておく必要がある」といふ答弁でありました。

第二点は、五月二十八日、緒方副総理より提出された政府案が、先に配付された保安庁案と相違する点の一つは、政府案は、国防会議の構成員のうち民間人を参加せしめた点であるが、「如何なる理由で以てか変更をされたのであるか。民間人を参加せしむべしとする主張の理由として二つある。その一つは、総理大臣に極度に集中している権限を抑制するために必要である。例えば防衛出動の可否のとき国防の運命を左右する重大なる問題を総理大臣の専断に委ねる危険を防ぐために民間人の参加が必要であるとする主張である。又他の理由として、防衛二法案の内容を見ると、武官が防衛の実権を握る建前であることが明白であつて、この点曾つての軍閥のとき軍部進出の弊害を除くために民間人に加へることが必要とする主張があるが、政府はこれらの点を如何に考へておるか。又国防会議の議員として民間人を参加させる場合、総理大臣の前歴のある者に限つた理由は何か。総理大臣必ずしも適任とは限らないか」といふ質問があり、これに対して政府側からは、「当初民間人は成るべく参加させたくないといふ考へ方であつたが、三党折衝の結果、総理大臣の前歴を持つ者の中から若干名を選ぶことに方針を変更したのである。民間人に加へたのは、総理大臣の権限が強大となつてゐるのを防ぐといふ考へ等からではなく、識見の高い練達之士を選り、このようにして慎重の上にも慎重を重ねて判断の公正を期したいからである。権限が総理大臣に集中していることは、責任を明確にする上からむしろ当然のことである。

〔議長退席、副議長着席〕特に総理大臣の前歴のある者を選んだのは、民主主義の下、国家の重鎮として、国会の同意を得て任命する、識見の高い練達之士こそ最も適任であるといふ考へに基くものである」といふ答弁でありました。

第三点は、「国防会議の構成は、現憲法の規定する内閣責任制を侵害することはないか。即ち国防会議が防衛出動の可否という重大な問題を審議し、その決定を左右するといふことは、行政部の内閣責任制を分散する虞れはないか」といふ質問があり、これに対して政府の答弁は、「国防会議は飽くまで政府の諮問機関であつて、政府は国防会議の意見を参考とするに過ぎない。最後の決定は内閣にあるから、内閣責任制に反することはありません」との答弁でありました。

第四点は、「国防会議に事務局を設け、この方面の専門家やその他の民間人を参画させ、立案に専念させること

が、広く国民の意向を反映せしめる上において必要ではないか」といふ質問があり、これに対し政府側より、「国防会議の庶務は、内閣において掌り、議案の作成等は、防衛庁の内局が関係各省と協議の上主として所掌することになつてゐる。特に国防会議の下に膨大な事務局を設けることは、これらに会議を動かす力を持たせる危険があつて、これは国防会議の本来的性格を無にするものであるから、かような点からも事務局を設けないほうが望ましい」といふ答弁でありました。なお、緒方副総理より示された国防会議に関する政府案は、六月一日の閣議において正式に決定されたこととであります。

次いで内閣委員会は、六月一日の委員会に吉田内閣総理大臣の出席を求め、防衛二法案の審議の締結として次のような総括質疑を行なつて、総理の外遊に先立ち政府の所信を確めたのであります。

その第一点は、「原水爆に対する政府の防衛政策如何」といふ質問であります。これに対し、「原、水爆の問題は、全世界に関係のある問題であつて、政府としてもこれに注意を怠らないが、直ちにこれに対する防衛政策を立てることは至難である」との答弁でありました。

その第三点は、「保安庁を将来独立の国防省にする考えありや」という質問であります。これに對し、「保安庁を独立の国防省にする考えは現在ない」という答弁でありました。

その第四点は、「将来徴兵制を布く考えありや」という質問であります。これに對し、「徴兵制を布く考えはない」という答弁でありました。

第五点は、「自衛隊増強は、地上部隊を主とするか、三軍均衡方式をとるか」という質問であります。これに對し、「自衛隊増強については、海、空に力を注ぐ必要があるが、これも財政上の制約を受けざるを得ぬ」旨の答弁があつたのであります。

なお右質疑の終了後、保安庁当局より、現在の保安隊、警備隊の装備等、現有勢力について詳細なる説明がありました。

次いで石原委員より質疑打ち切りの動議が提出され、植竹委員より賛成の旨、又木村委員より反対の旨の発言がありましたので、右の動議につき採決をいたしましたところ、多数を以て可決せられました。

ここにおいて直ちに本二法案の討論に入つたのであります。岡田委員は、社会党第四控室を代表して本二法案に反対である旨、その反対の理由は、自衛隊は憲法第九条に違反するものである点、自衛隊は真に日本の防衛の必要のために生まれ、増強されたものではないといふ点、その他反対すべき多くの点が挙げられたのであります。

長島委員は、自由党を代表して政府原案に賛成の旨を述べ、賛成の理由並びに要望事項等かすく用意してはお

るが、時間の關係上その全部を本會議に譲る旨の発言がありました。

山下委員は、社会党第二控室を代表して両法案に反対である。本法案は、第一、憲法違反の法案であるといふ点。第二、平和破壊の法案であるといふ点。第三、米國従属の防衛計画案であるといふ点。第四、海外派兵が将来不可避となる点。第五、徴兵制度の実施が不可避である点。第六、国力不相応の軍備である点。第七、両法案とも極めて欠陥が多い点等を指摘して、我が党は平和を愛好し、現行憲法を遵守するものであるから両法案に反対する旨の発言がありました。

竹下委員は、緑風会を代表して原案に賛成の旨を述べ、近時の國際情勢は、必ずしも戦争を招来する風潮を見せえてはいないが、それが直ちに防衛無用といふことにはならない。我が國は敗れたりと云へ、自主独立の氣魄を持つて憲法に背反せざる範圍内で自衛態勢を確立すべきである、但し防衛態勢は飽くまで国力に副すべきであると述べ、なお、政府に對し二、三の要望の点を述べられました。木村委員より、無所屬クラブを代表して原案に反対である旨、そしてその反対の理由は、本法案は、第一に、米國の權威に隔れた憲法違反の法案である点、第二に、新設される自衛隊は日本の自主的なものでない点、第三に、二法案の内容は支離滅裂である点、第四に、防衛計画の規模が國民生活の負担を重くする点、

第五に、ビキニ水爆の実験以來、武力による防衛は完全に意義を失つた点、第六に、再軍備体制は日本をアジア

の孤兒たらしめる契機を作る点、第七に、再軍備が米日独占資本の利潤確保の道具であるに過ぎぬ点を指摘して、両法案に反対する旨の発言があり、堀木委員より、改進黨を代表して、原案に賛成である。自衛隊は國民の基本的人權と同様に國家固有の神聖なる権利である。世界に二大勢力の対立する今日、國の平和を希望するだけでは平和を実現することはできない。自衛体制を整えることこそ独立と防衛を確保するゆえんである。自衛力のない國は外國の侮りを受け、又國民精神の萎靡沈滞を招く、政府のこれまでの再軍備政策は自衛軍備をこまかした欺瞞的なものであつた。併し民主國家にふさわしい民主的自衛軍の創設は、現憲法に何ら違反するものではない旨の発言があり、三浦委員は、純無所屬クラブを代表して、我が國の現在おかれてゐる國際的、地理的条件から考え、武力を持つ必要があるから、原案に賛成である旨を述べ、更に次のような要望が表明されたのであります。即ち第一に、三軍方式をとることを明らかにしてゐる点は時宜に適合したものであるが、現在の自衛隊は、必ずしもこの構想がはつきり現れていないから、国力との兼ね合いで充實してもらいたい。第二に、武力の行使は自衛隊の範圍内に限つてもらいたい。第三に、文民優位の体制を保持してもらいたい。第四に、徴兵制度を採用せぬことを言明してゐるが、この言明を守つてもらいたい。第五に、自衛隊の構成は軍隊と呼ばれても仕方のないあいまいな存在であるから、憲法を改正して眞の軍隊を作つてもらいたい。又長期の國防計画の大綱

を一日も早く示してもらいたい旨の要望が述べられました。

以上を以て討論が終了いたしましたので、直ちに原案につき採決いたしましたところ、多数を以て可決すべきものと議決されました。

なお、この際一言御報告いたしたい問題がございます。昨日の委員会におきまして、参議院議員鶴見祐輔君は八名の発議にかかる自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議案について、発議者より案の趣旨説明を聴取いたしたい旨の動議が矢嶋委員より出され、この動議が成立いたしましたので、本二法案の審議の途中、鶴見祐輔君の出席を煩わしまして、右決議案について説明を求めましたところ、当委員会に、全会一致を以て、右決議案の趣旨に賛成いたすことになりました。この点を本二法案の審査報告に附加して御報告をいたしておきます。

吉田總理は明後日、この二法案を旅行軌に収めて日本を飛び立つてアメリカに着いたとたんに、その苦衷を噛みつぶした顔はにこ／＼となることでございましょう。(笑)私はその旅行軌の中に、これから私がなさんとすることの反対討論も入れて頂きたいといふことを強く要望し、以下、反対討論を展開せんとするものであります。

先ず反対の第一点は、本二法案は、國民を欺瞞する再軍備を促進するところの明らかに憲法違反の法律であるといふ点でございます。昭和二十五年警察予備隊を創設し、その後昭和二十七年に保安隊、警備隊を創設いたしましたが、その当時の保安庁法を見ますと、その任務に明記してあります。すなわち、我が國の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護することを目的としたものでございます。ところがこのたびの自衛隊の任務は、第三条に直接侵略及び間接侵略に對し、我が國を防衛することを主たる任務としたとして、警察的任務というものは姿を没したのでございます。そうして三軍方式をとり、統合幕僚會議を設け、予備自衛官制度を設け、隊員の退職制限等を設けてゐるのであります。更に一定地域内における施設の管理、物資の収用、業務従事命令等を規定いたしておきまして、あたかも戦時態勢に類似しておるものがあり、その軍隊的性格というものは否定することができず、明らかに憲法第九条違反と断定せざるを得ません。(拍手)勿論私もは獨立國家としてその存立の固有の權利を否定するものではないと頭ごなしに併しなから憲法第九条に規定するところの自衛隊とは、自然発生的の自衛隊

を一日も早く示してもらいたい旨の要望が述べられました。

であり、自然発生的な抵抗であり、広義の自衛権を指すのでありまして、政府が提案しているような法案の示すごとく、外敵対抗目的とし編成され、整備され、訓練されたものによる武力の行使といふものは明らかに憲法に背反するのであります。曾つて吉田内閣の各大臣は、或いは国家正当防衛権を否定するところの言動をなし、更に外敵抵抗の戦力を持つところの軍隊は明らかに憲法第九条の違反であると述べたかと思えば、そのあとで否定するがごとく、或いは戦力の問題について、その時と場所において、その所論は異なつて参つたのでございまして、この憲法九条を国民にごまかすために、最近では、戦力とは近代戦を有効適切に遂行するための能力を持つた装備と編成を具備したところの部隊であるとか、或いは独力で防衛できるところの力であるとか、或いは他国に脅威を与えるところの力を、憲法第九条が禁止しておるところの戦力であるというやうな説明をいたしておられますが、この説を以てするならば、独力で自衛を防衛できる力といたしますならば、恐らく米英のみでありまして、米國といへども自國だけでは防衛できんが故に、他國に軍事援助をして集団防衛態勢を固めつつあるわけではございまして、政府のやうな見解を以てするならば、いずれの國も憲法九条に抵触するところの戦力はないということになります。又他國に脅威を与えるものが戦力であるとするならば、ビルマ、インドネシア、大韓民国の軍備力といふものは、政府提出の資料によつても明らかに自衛隊よりは低位にあるわけでありまして、これらの國に対して日本の

持つておるところのこの自衛力は、政府の説明によつても、明らかに戦力となる次第でございまして、要は実力組織を以て武力に訴えるということが問題でございまして、日本の自衛隊がアメリカと例の行政協定の二十四条において共同作戦をやる場合に、これは強大なる国際総合戦力となりまして、憲法九条に抵触するといふことは明白な事実でございまして、(拍手)それを本日、なおこれは憲法に抵触しないものであるといふことは、詭弁、曲論を弄するも極まれりと言わなければなりません。(拍手)我々の現在の憲法は、主権在民の精神に立つておるものでございまして、かくのごとき自衛隊を設ける上には、政府はよろしくこれを国民に問ふべきであるにかかわらず、昨年の総選挙においても、再軍備をいたさないといふ公約の下に選挙を闘つて、本日、かくのごとき軍隊を創設するといふことは、国民に公約違反をなすものでありまして、斯くて許すことのできないことであります。若し皆さん方が、この自衛隊等が憲法に抵触しないものであるとするならば、お歸りになつてお子さんに聞いて下さい。子供ははつきりと解答を与えてくれるでございまして、(笑聲)我々は、この法案の審議の段階において公聴会を開催し、法政大学中村教授或いは旧陸軍大学の岡村教授等からその公述を求めましたが、すべての人が明らかに、これは戦力であり、憲法違反である、従つて憲法を改正するにあらざれば、かくのごとき軍隊といふものは持てないといふことを公述いたしておるのでございまして、輿論、論調又同様でありまして、皆さんの御承知の通りでございまして、民主主義、平和主義破壊の反動吉田政権、國家の基本法たる憲法を破壊するところの吉田総理並びに吉田内閣といふものは、國民の名において断固弾劾しなければなりません。(拍手)曾つて日本を敗戦に導き國民を塗炭の苦しみ投げ込んだ戦争指導者並びにこれに連なる一連の方々は、再び過ちを犯さうといたしておるのでございまして、これが反対の第一の点であります。

次に、反対の第二の理由は、この自衛隊は、自主性なき傭兵的性格であり、日本経済を破壊し、民生安定を損うものであるといふことでございまして、御承知のごとき現在の保安隊並びに警備隊の持つておるところの武器は、全部これはアメリカからの借り物でございまして、このたびの MSA の援助によつて、更にアメリカの武器が供与されて参ります。更に先般本院で審議されましたところの艦艇貸与協定、これに基くところの軍艦は、アメリカが必要とあれば、貸与期間中でも、いつでも引揚げる事ができるやうな協定になつておるわけではございまして、これらの供与によつて日本は再軍備を義務付けられ、そしてアイクがアジアの紛争はアジアの青年の手によつて処理されると言つたあの言葉の下に、アメリカの世界政策の一環として強要されたのがこの自衛隊でございまして、日本のためよりは、むしろアメリカの戦略目的のために作り、その兵器は補給源をアメリカに求め、アメリカに依存する建前をとつておるわけでありまして、一言にして尽すならば、アメリカ極東軍の補助部隊として、その傭兵的性格は極めて明確であるのでございまして、更に安保条約、行政協定、MSA 協定

等から集団自衛の義務が課せられまして、いずれは自衛隊は海外へ出動することがあるであらう。これは國民の最も心配してゐるところでありまして、審議の段階においていろいろと質疑いたしましたが、明確でございせん。又アメリカの要人は、日本との協定において、海外派兵は否定してはいないといふやうな表現で答へておるのでございまして、私もこの海外派兵の虞れのあるところのこの自衛隊には断じて賛成することはできないのでございまして、自由党の諸君が、公述人として推薦いたしました元陸軍大学教授岡村氏は、公述人として公述台に立つや、私はこの法案に賛成は絶対できない。その最も大きな一つの理由は、日本独自の軍隊たり得るか。極めて深く私は憂いを以て眺めてゐるのであります。こういうふうな公述いたしたのでございまして、更にこのアメリカの要請といふものは極めて強く、近くはヴァン・フリート、ウィルソン等が日本に参りまして、日本政府といふものと交渉いたしておられますが、更に来年度五万人の自衛隊の増強を要求し、近くは三十二万五千人の自衛隊の増強を強く日本政府に要請し、その予算は日本の歳入総予算の二〇%を強く要請いたしておるのでございまして、これ以上の軍事費を予算に組んだ場合には、さなきだに少いところの社会保障費、教育文化費、日々倒産しつつあるところの日本の中小企業といふものは、誠に重大な危機に陥ると思つてございまして、更に年々この軍事費は増額されておられますが、その自衛力増強の計画如何にと何つてみますと、何ら計画はないのでございまして、一部には政府手

党の五カ年計画としてその予算額一兆四千億の案がございまして、併しなからアメリカの支配下に、その影響下に創設しようとする軍隊でございまして、日本独自の計画を立て得ないといふところに、この自衛隊が自主性のないものであるといふことがはつきりと現れてゐる次第でございまして、私も、この荒れ果てた日本の国土を保全し、国土の総合開発を図り、災害の復旧を図り、平和経済、平和産業の伸展のために努力し、民生の安定を図ると同時に、自主中立、平和外交によつて日本の安全と独立を守ることこそが、かくのごとき自衛隊を作ることより、國家の安全はよほど安定して来るといふ立場に立つて、断固この法案に反対するものでございまして、(拍手)反対の第三点といたしましては、この自衛隊を作るに當りまして、國民を納得せしめるに當りまして、國民を且つ日本の安全のため危険があるといふことでございまして、吉田総理大臣以下閣僚大臣は、盛んに他國から直接侵略がある云々といふことを述べておられますので、然らば直接侵略は如何なる國が如何なる構想の下に予想されるのか、この点を尋ねますと、何ら答弁はできないのでございまして、皆さん御承知の通り一時的にせよ、世界の緊張は緩和しつつございまして、又最近問題になつておられますところの原子力の平和利用も、米ソの首脳者の間で話合いが進められておるところの現段階でございまして、このときに近隣諸國との間の緊張を強めるでありまして、更に米ソの対立をいよいよ深刻ならしめ、場合によりましては、他國の動亂に捲き込まれる虞れがあり、而も

その武器はアメリカの供与であり、この軍艦を作つたときに、日本の青年は弾よけとして使われるに過ぎない結果になる虞は十分にあるのでございます。元陸軍大学教授岡村君は、参議院の公聴会においてこういふふうに述べております。国防イコール再軍備、こういう思想が流れておりますが、兵隊だけが我々の国の生存と平和を守る、そういう考えは極めて危険な思想であります。それが本当に逆コースである云々と、こう吉田内閣の自衛力増強方針を峻烈に批判したのでございます。この人は自由党委員が推薦したところの公述人でありましたことも、自由党諸君はよく頭に入れておいて頂きたいと思ひます。

反対の第四点は、よく指摘されるところでございますが、この二法案が支離滅裂で杜撰なものであるといふこととでございます。この点は岡村公述人、更には元陸軍大佐大越公述人も指摘したところでございますが、要点を申し上げますと、先ず現在の憲法において自衛のためには戦力を持てる。再軍備ができる。こういう見解に立つところの改進黨、それから自衛のために戦力は保持できない。憲法を改正しなければ戦力を持てない。再軍備はできないという立場に立つところの自由党、この合作と、その間に行政協定二十四条から予想される共同の共同作戦がある。その編成、装備、訓練の統一を要するところのアメリカ側の要請、更に憲法九条の下では、戦力は持てないという解釈するところの政府と、この憲法九条に抵触しないように何とか法案を作り上げよう。これらの三つの要素がこんがらがつてきて

いるのが、この二法案でございます。仔細に検討すると、その欠点が随所に現れておるのでございます。例へば自衛隊法の第三条には、直接並びに間接侵略に対して防衛すると同時に、公共の秩序維持云々ということも規定されておるのでございます。然るところ防衛庁法の任務のところには、公共の秩序関係は全く活字がございせん、純然たる国防の一語に尽きてゐるわけでございます。これは当初自由党は一本の法律にしてやうとした、改進黨はこれを二本の法律にしてやうとした、防衛庁の案というものは、改進黨の案が通つたわけでございますので、従つてここに食い違いが来ているわけでございます。更に国防会議の問題にいたしましても、これを強力に主張したところの改進黨、並びにこの否定的な立場に立つたところの防衛庁の事務当局、並びに比較的消極であつた自由党、これらの関係から、国防会議の性格、構成、こういうものが極めて不明確に相成つておる次第であります。更に一つ例を挙げますならば、軍隊の色彩を持つた自衛隊においては、その隊員の服務の本旨に「危険を顧みず」に云々ということを規定いたしております。ところが、「危険を顧みず」に行動したところの隊員が、若しも傷つた場合のその補償、それらについて、何ら規定をいたしてないものであります。この点が、一方では軍隊、一方では軍隊でない、こういう考え方の違ひ人が合作した法律でございまして、法律としては意識の統一が図られていなくて、全く支離滅裂なものであるといふこととでございます。岡村公述人は、次のごとく、この

二法案にとどめを刺しました。それは、「国防方針を、どの機関で、誰が責任を持つてきめるか、それすら不明である。而も用語は極めて不明確、不用意である。冒濫、濫用されている。かくのごとき二法案で、事があつた場合に人間の命をかけるところのこの法律としては、誠に杜撰極まりないものである」と、こういうふうに公述いたしましたのでございます。この二法案が支離滅裂、杜撰であるということが私の反対の第四点でございます。

反対の理由の第五点は、本二法案によりましてできるところの自衛隊は、軍事独裁を招来し、總理専断の虞れがあるといふこととでございます。我々は兵種優先に慣れて参りました。このたびの二法案を見ますと、命令権と指揮権を掌握しておるところの陸海空の幕僚長は、司令官の性格を持つております。恐らく隊員は幕僚長を中心に結集するでございましょう。その上に更に統合幕僚會議というものが設けられておられますが、これと、この防衛庁において最も重要な役割を果すところの官房長並びに五局長、いわゆる内局に制服就任の制限を撤廃いたしました関係上、純軍事的な要望の強い人物がここに入つて来た場合に、この自衛隊の最高指揮監督者という立場に立つてゐる總理も、その補佐のスタッフを持つておられますので、名目的な最高指揮監督者となつて、軍事独断、軍事独裁、政治を軍人が支配するところの虞れが多分にあるのでございます。(拍手)もう一つは首相の専断でございまして、この法案を見ますと、この自衛隊、国会閉会中には、方面隊、管区隊、地方隊等を増すことも、減らすことも、又その所在地を変えることも、自由自在にできることになつてゐるのでございます。更に命令による治安出動というものは、国防會議に諮ることなく、首相の一存でできたことになつております。(危ない、危ない)と呼ぶ出動につきましては、一応国防會議の諮問事項になつておられますが、併しなから質問の段階において明確になつたことは、国会閉会中といへども防衛出動について国会に諮らない場合があり得ると、こういうふうに答弁してゐることから察しますに、殆んど防衛出動に關するところの国会での審議というものは、事後承認の形がとられるといふことは想像できるのでございまして、ここに總理の考えによつて戦争を挑発するところの可能性が極めてあるわけでございます。その国防會議につきましても、首相の専断を抑制するとか、或いは軍事的要請を抑制するとかいふような性格を持たせるかどうかといふことについて、未だに明確になつておりません。当然この国防會議に關するところの法律は、この二法案と同時の国会に提案すべきであつたにもかかわらず、政府の怠慢によつて法律が出されず、而もその内容が、随分と質疑をいたしましたのが、明確になつていないといふことは、この法案に反対せざるを得ないところの大きな理由となつてゐるのでございます。こういうことを考えますときに、この自衛隊が、絶大な権力を持つところの總理大臣の私兵化するところの虞れが十分あるわけでございます。皆さん、旧陸海軍大臣が当時の内閣において特異の地位を保つておりました。このたびの

法案におきましても、防衛庁長官は總理大臣との關係で内閣で特異の地位を持つことになりまして、この純軍事的な強い要請の下に、後日お互いが軍事予算を呑み込んでいられ、總理の専横の下に民主主義は衰微し、國民は、軍國主義下に、暗黒政治に泣く時代が来ないといふ誰が斷言できますか。私は、軍事独裁を招来し、總理の専断の虞れがあると、この理由を以て反対の第五点といたす次第でございます。(拍手)最後に申述べたい点は、このたび自衛隊の最高指揮監督者としての絶大な権力を持つ地位に立つところの吉田總理は、曾て二十七年には、あの無謀な被打散をやりました。更に近くは、國民の輿望に背いて、檢察庁法の第十四条を發動することによつて、あの汚職の追及に水をぶつかけた。この吉田總理の態度、更に、再軍備はしない、憲法は改正しないと、國民に常に約束をしながら、その約束を破棄し、憲法を曲解し、再軍備を強行し、アメリカの要請に屈して、國民生活を犠牲にしてまで、戦争に捲き込まれる虞れのある自主性なき軍隊を創設しようとするところの吉田總理の政治的責任を、國民に代つて斷々固として追及せざるを得ません。(拍手)このことたるや、歴史に残すべき民主政治の破壊の吉田反動政權として、我々はこの、はつきりと申述べておきたいと思ひるのでございます。(拍手)

最後に申上げた点は、この重要な二法案の審議の段階において、私は逐条審議することによつて、この法案の審議の責任を果したいと思ひましたが、与党自由党諸君の反対によつて逐条審議さへ行ふことができなかった

たことを、誠に遺憾に思います。(けしからん)と喝ぶ者あり)なおこの席上から明確にいたしておきたいことは、与党の諸君がこの二法案を通過成立させることに狂奔して、殆んどこの重要な二法案に賛成をなすことなく、吉田外遊の土産を一刻も早く作り上げようとする一点にのみ狂奔したこと、私は、議員の一人として誠に遺憾であつたということを申述べておきたいのであります。吉田総理は、私は冒頭申し上げましたように、明後日、恐らくこの二法案を旅行靴の中に収めて渡米するでございましょう。アメリカに行かれたならば、委員会において我々に言明されたごとく、再軍備は絶対にやらない。憲法改正も又やらない。日本の国力、経済力からいつて自衛隊の増強ということは不可能である。更に如何にアメリカの要請が強かろうとも、集団防衛機構に参加して、自衛隊の海外出動の成れのあるようなことは、国民の総意によつて断固排斥するものである。こういう立場において、アメリカで明確にアメリカの要人と対処して頂きたい。こういうことを私は強く要望いたしておきたいのでござい

ます。我が日本社会党は、民主主義、平和主義を守り、日本民族、国家のために、今後、断固排撃の闘いであろうことをここに宣明すると共に、仮に、曾つて日本を敗戦に導き、国民に塗炭の苦しみを与へたところの曾つての戦争指導者、それに連なるところの諸君の多数の暴力によつて、この二法案が成立した暁においては、我が日本社会党は、断然にして嚴重なる関心を払い、日本が再び軍国主義国家として再現し、再び過激を犯し、国家の滅亡を

招来せざるよう、徹底的に闘うことをここに表明し、断固としてこの法案に反対するところの反対討論といたす次第であります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 植竹春彦君。

〔植竹春彦君登壇、拍手〕

○植竹春彦君 私は自由党を代表いたしまして、この防衛庁設置法案並びに自衛隊法案に対して賛成の討論を申述べます。

防衛に関する基礎理論の第一頁が、生物の通有する自己保存の本能から始まるという趣旨の論述は、すでに各方面において述べられ、衆議院の討論中にも、本院の週日の秘密保護法案の討論のうちに述べられていた通りであります。従ひまして、集団生活を営む人類が集団防衛をするのも、この本能に源があるものであるから、国家という集団生活において防衛が相当の組織化せられた実力を持ち、国家に自衛権があることは、憲法に明文があるとなにかかわらず、国際法において国家の当然の基本権の一つとして、世界の国々の間におさまして認められていくというところは、何人も異論がないところであります。(拍手)我が国は第二次世界大戦の創傷未だ癒えざるも、防衛力なかりせば、波高き太平洋の国際情勢に直面して、我が国の独立と安全と平和を維持することは絶対にできないのであるから、我々は真剣に、防衛を増強して国を護つて行かなければならぬのであります。殊に世界における防衛の構成が、二つの国家群に分れて互いに集団防衛の形をとつておることは現実の姿であり、我が国の防衛方針は、自由国家群の一員と

して、互いに独立を尊重しつつ相援けを集團的に条約と信義によつて、互いに安全を保障し合つて行くこの方針こそは、ひとり自由党の政策たるにとどめず、国防と外交に關しましては、各党は願わくば互いに超党派的の理解と協力を以て我が国の一貫せる国是として、これを貫徹させて行く努力をいたすべきものと考えらるべきであります。即ち、日米安全保障条約の前文及び各条章に照らしましても、我が国は適當なる自衛力の確立維持に当らなければならぬのであつて、集団防衛に参加する日本が米国の傭兵というがごときは、自己否定も甚だしい暴論と言わなければならぬ。(拍手)今こそこの二法案の通過を図る熱意は、我が党當然の固き方針によるものであります。

次に、本法案審議の際の問題となりました点、数項目に分けて論議を進めたいと存じます。

第一点は、戦力論であります。即ちこの問題は、この二法案の示す自衛力の実力の限度が、憲法第九条に背反するか否かの認識の問題でありまして、いわゆる戦力論争として、政府と与野党との間に、今日まで華々しく論争が展開せられておることは、御承知の通りであります。私はここで我々の主張を簡略に表明いたします。即ち我が憲法には、国際紛争を解決するための手段といたしましては四つの禁止事項が掲げられております。第一には、国権の発動たる戦争をしてはいけな

けないといふのであるけれども、併し自衛権は否定したものではないのであります。従つて、法案の言うところの自衛隊は、近代戦を有効且つ適切に遂行するに足る能力、即ち戦力を持ちませんので、自衛隊は憲法第九条第二項の規定に違反するものではありません。これは去る三月十八日に、私がこの壇上から述べました通りに、純粋の警察力だつて、今日では飛行機でもタンクでも持つべきものであるというところを外国の諸立法例を挙げて詳細に述べました通り、自衛隊は憲法違反ではないのであります。私は、自衛隊は直接侵略を防ぐ点におきまして違憲と言ふ者がありますけれども、外敵に

若し国内の治安を乱すものがある場合には、国家はその国民の生命と財産とを保護する義務があるのであります。この範囲内において自衛行動をとり得るというところは当然であるのであります。(拍手)これが我が固き信念であります。と同時に、一般の世間の常識であります。(放射能に対する自衛はどうか)と云ふ呼ぶ者あり)物事の認識はそのときの社会情勢によつて変化すべき場合があります。例えば社会党の右派のごとき場合であります。右派は、最初は保安隊も違憲なりと主張しておられたけれども、現在の保安隊の程度は認めるといふことは、新聞紙上によつて承知いたしております。これは社会党の非常な成長であつて、やがては自衛隊に對してしましても、我が党同様の立場をとられる時代が来るものと考へます。又社会党の左派におきまして、只今の討論において、日米が一緒に防衛するときは、戦力になるとい

けれども、一緒になると戦力になるといふならば、一振りの刀でも、大戦争に参加すれば戦力になるといふのと等しく、余りにもこれは當然過ぎるほど当然な、問題とするに足りない議論であると考えます。

第二の論点は、水爆等の原子兵器が直接侵略に利用され得る現在、今回の自衛隊設置の存在理由はないという説でありますけれども、今日の直接侵略は原子兵器を用いざる程度の侵入の不安と、戦線なき非平時状態の現出や治安攪乱の恐怖は、朝鮮半島に、インドシナに、我らの目撃するところでありまふ。(インドシナは独立戦争だ)と呼ぶ者あり)

第三の論点といたしまして、自衛隊の統率の問題と国防會議に言及いたしたいと存じます。この問題は三つに分けて申述べたいと存じます。第一に、曾つての軍閥跋扈的ないゆる制服の独善を警戒する意見が、繰返して各所に発表せられ、政府原案は、首相が下僚の計圖起案にいゆる据附の食事的な制度であるといふことを指摘する議論が多いのであります。第二に、逆に首相の権限が極めて強大のために、首相が超過大の、而も法律に認められた指揮権を揮つて自衛隊を駆使し、以てクーデターの政治行動に悪用することが警戒されておるのであります。更に第三には、自衛隊内部の陸海空三隊の軋轢確執を案ずる議論は、これをおろそかにしてはならないと考へます。以上の三項目は、指揮統率に関する課題でありまして、いずれも政府において心配なき旨の詳細の御説明があつたので、これを諒とする次第であります。(みんな諒とするのだろ

う(と呼ぶ者あり)なかんづく陸海空三隊の分立につきましては、曾つての日本軍内部におきましては、外国における事例を見ても、三軍の間の軋轢の歴史に鑑みまして、その運用に過らなきを期さなければならぬという点を要望いたしておきます。

更に、又、總理大臣の強大なる権限に對しましては、内部制約的な制度を確立して、隊員の緊急出動のごときは、国防會議の同調によつてこれを行ふことも一方法であらうと考えられるのであつて、首相の強大なる現在の権力は、一方においてかくのごとき国防會議によつて内部制約を受けつつも、而も他面迅速果敢なる行動を妨げないといふ、この二つの、一見相矛盾せるがごとき民主主義的な要請を同時に果して行くような出動措置を実行して行くことができるように国防會議の運用を図り、更に、政府答弁の通り、世論の啓蒙と選挙とを通じての國民の監視を信頼することが極めて肝要であると信ずるのであります。

最後に、第五の点として申上げたいことは、自衛隊員の精神訓練であります。當局は、教育に熱意を傾けてゐるといふことはよく承知いたしましたけれども、この上にも隊員をして、眞に人類生活の根本哲理に徹せしめ、祖國を愛し、情操豊かにして、而も勇猛果敢なる國民の模範となるべき自衛隊青年の養成に當ることを強く望む次第であります。

而して、この際併せて要望いたしましたことは、國の防衛は自衛隊ばかりでは完全に任務を遂行することはできないのであります。この任務を立派に果して、國民の要望に應えるには、自

衛隊に對する國民自身の盛り上る支持と熱意とを要し、そのためには、隊は常に國民に親しまれなければならぬという一点であります。昨年の風水害に、自衛隊の出動が罹災國民から感激を以て迎へられた様子の功績は、我々も又心から感謝するところでありました。この実践こそは、國民の自衛隊として國民の支持を得たゆへであることとを思い、これに對して國家も又、自衛隊員に對して勲功賞罰共にもつと明確にして、恩典制度、給与制度につきましては特段の研究を遂げられて、物心両面の制度の完備を要する次第であります。(拍手)

以上論じ来たりますれば、本法案の審議に當り、幾多の要望事項と將來の改善の余地はあるのであります。これ又、すでに通日の本會議に、この壇上から詳細に申述べた通りであります。ここにこの二つの法案に對する結論を申上げます。この法案は、終戦以來、警察予備隊から保安隊の段階を経て、国力に應じて漸増せられて来たところの治安と防衛力とを増強するため設置せられんとしているものであります。現在の我が國力としての最小限度の防衛力であると考えられるので、他國を侵略し、又は他國に脅威を与へる程度のものでありませんし、更に又海外派兵もしないという政府の説明も明確であります。出動時の行動の限界も明確に規定されておるので、本法案は、自衛隊本來の任務を逸脱するものではないと信ぜられるのであります。されば、政府原案は、おおむねその目的に適うと思はれます。が故に、内外諸情勢を綜合判断いたしまして、一刻も早く速かに本法案を

成立せしめ、内に治安維持と防衛力との確立を図り、外、國際情勢の現實に即應する態勢を整備して、我が友邦たる自由國家群の期待に應へなければならぬことを信じて、これを以て、私の本法案に對する賛成討論といたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 戸叶武君。
「吉田どうした」總理はどうした「總理が来るまで休職」進行進行」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。
○議長(河井彌八郎) 戸叶武君の登壇を望みます。
〔戸叶武君登壇、拍手〕
○戸叶武君 私は日本社会党を代表して、防衛庁設置法案及び自衛隊法案に對して反對討論を行わんとするものであります。

この二法案は、MSA協定に連なるものであり、同法案と共に、我が國の國家性格の變更に重大な影響を与へんとしております。吉田内閣は、これが政府の最重要法案なりとし、その總力を挙げて、國民の反對を押し切り、強引に國會通過を図つております。汚職事件で逮捕されんとした自由黨の佐藤幹事長の身柄擁護のための法務大臣の指揮権の発動も、これに関連しての本院の警告決議の院議無視も、吉田首相の外遊延期も、すべてこの法案の成立にかけられてゐるのであります。

私たちが反對する第一の理由は、本法案はまさしく憲法違反の法案であります。申すまでもなく、我が國の基本法たる日本憲法は、その前文において、「政府の行為によつて再び戦争の慘禍が起ることのないようにすること

を決定し」と宣言し、憲法第九条に「國權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍の他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。」と明示しております。然るに本法案による自衛隊の目的たるや、國家防衛を主たる任務とし、公共の秩序維持に従たる任務としたしてあります。従つて、自衛隊は、今までの保安隊や警備隊と全くその性格が異なり、國內の治安維持よりもむしろ外敵の侵略に對抗することがその使命となつたのであります。ここに至るまでの過程において吉田首相は、憲法改正はいたしませんでした。従つて軍隊は持ちませんと断言し続けて参りました。今にして思へば、吉田首相は、憲法の範圍内における自衛力の漸増と称して、再軍備の實績としての既成事實を作り上げていたのであります。木村保安庁長官は、自衛隊は戦力なき軍隊であるとの説を弄しておりました。然るに吉田首相は、遂に先般の内閣委員会において我が黨の山下委員の追及に屈服し、自衛隊のことを國民が軍隊と言ふならばそれでもよいと兜を脱ぐに至つたのであります。これを見てもわかる通り、吉田首相の憲法論は鐵の上に衣を着た平清盛の憲法論に過ぎなかつたのであります。自衛隊も、陸海二法案によりその體面を脱ぎ、陸海空の三軍を整備し、國內治安維持の警察的性格を捨てて、外敵防衛の軍隊の性格を身に著けて立ち現われて参りました。自衛隊は軍隊であるかどうかのこんにやく問答は、もはや無用であります。このこと

は後世までも「冗談音楽」の話題として残ることでありましょう。國民の輿論もすでに、自衛隊は、名前は自衛隊でも、實質は軍隊であるとの判定をしておるのであります。

反對の第二の点、政府は日本國憲法と自衛隊創設の矛盾とを今後如何に調節するかについてであります。吉田首相は曾つて、日本は戦争を放棄し、軍備を放棄したのであるから、國を護る自衛隊はあつても、武力によらず、外交その他の平和的手段によつて國家を自衛すると主張しておりました。我々の見解と若干似ておる点はここでありまして、今日の吉田首相の態度は、先の植竹君が言つたように、我々の主張とは根本的に違ふのであります。ところが今度は武力を持つ自衛隊を持つに至つたのです。政府は武力的手段を活用せざるを得なくなつたのです。君子は約變すと云ふべく變説論は、古代より亡國の政治家の常套的手段として用いられております。吉田首相は、デイトロマシイとは、權謀術策なりと考へられた前世紀的宮廷外交官として育つたかたであります。自分は自分なりに信念を持つてその信ずる道を歩んでおることと推察いたします。併し私たちは、戦争と暴力革命とに明け暮れた時代の宿命的な呪いを背負つた旧式政治家により、民族の運命が再び奈落の底に導かれることに對しては、これを肯んずることはできないのであります。吉田内閣は、サンフランシスコの講和會議以來、日米安全保障條約、行政協定、MSA協定と、一貫した対米依存の防衛体制を確立いたしました。自衛隊はアメリカの古い武器で武装され、アメリカの軍事顧問團の教育訓練

昭和三十九年六月二日 參議院會議録第五十七号 防衛庁設置法案外一件

を受け、そして日米共同防衛の義務を負担せられております。又、必要に応じては海外に出動せねばならなくなりました。これが即ちMSA協定第八条の軍事義務の忠実な履行であり、防衛能力の増強に必要な合理的措置の実践であります。又、防衛二法案から受ける拘束であります。

反対の第三点は政府の自衛力の漸増方式に対する疑念であります。吉田首相は、国力に応じて自衛力の漸増を図ると力説されて来たのでありますが、果して政府によつてこの原則が堅持せられておるでございましょうか。自衛力は漸増したが、これらの母体とされておる国力や経済力は、自衛力の漸増を許すほど強化も繁栄もしていないはずであります。又、政府はたび／＼その施政方針演説において、貿易を振興させ、国際収支の均衡を保つために努力し、自衛力の確立に邁進するとの誓約をしております。然るに政府の公約した経済自立の実績はどこにも発見することが困難であります。吉田内閣の失敗の最大なるものは、その財政金融政策であります。同じ敗戦国ドイツと比較してごらん下さい。西ドイツはこの数年間に、貿易の振興、産業の合理化においてすばらしい成績を挙げております。日本では、朝鮮事変が休戦となり、特需によるドル収入の途が断たれるや、政府は、その好むと好まざるにかかわらず、MSAに頼つてその経済破局を切掛けざるを得なくなつたのであります。岡崎外相が、純然たる軍事援助であるMSA協定に経済援助を期待したのは、この意味で、万更、根も葉もなかつたわけではないのであります。溺れんとする者は藁をも掴む。これ

がまさに没落せんとする者の情ない心理であります。これに反して、同じ保守党でも、見識と教養を持つ英国保守党のバトラー蔵相は、「軍事援助に頼つて徒らに軍備を拡大すると、自国の産業が軍需産業に圧迫せられ、輸出の不振と国民負担の増大を招くことになつて、英國は、防衛費に押されて経済自立の体制を崩し、国際競争から落伍するやうなことがあつてはならぬ」と警告をしております。吉田首相も、このたび英國や西ドイツを訪るならば、両国のこの実績から大いに学ば取つて来られることを望みます。私たちが、国民と共にこの法案に一番心配しておる点は、海外派兵と徴兵制度の復活であります。MSA協定調印の際には、岡崎、アリソンの日米両国代表が、この中に海外派兵が含まれていないと挨拶しておりました。ところがMSAはさうであつても、自衛隊法第七十六条によれば、内閣総理大臣が防衛の必要ありと認めたとときは防衛隊を海外出動せしめることが可能になつておるのであります。政府側の答弁によれば、海外派兵も可能であり、公務員の海外出張と同様に取扱われ、インドシナ等において戦争に協力しても違憲でないとの拡大解釈がなされております。これがために国民の不安が増大し、今年は自衛隊の志願者が激減しております。そこで国会は保守党まで、自由党までそれに加わつて、海外派兵禁止の決議まで行なつて、国民の動揺を防ぐための努力を必要とするに至りました。(拍手)又木村保安庁長官は、志願兵制度は二十二、三万が限界であると、暗に徴兵制度をほのめかしてお

ります。このことに對しても安心することができません。このように自衛隊の実体が判明するに従つて、国民は今や国防に関する重要事項を審議する機関としての国防会議に無関心たり得なくなつたのであります。いづれにしても、行政の首長としての内閣総理大臣が、新たに軍隊の最高指揮官の地位を持つやうになり、総理大臣の手に政権と軍権が掌握せられるに至つたことは見逃すわけには行かないのであります。これによつて戦争もクーデターも、総理大臣の胸三寸によつて決することになつたのであります。この氣違ひに刃物といひますか、このワンマンの手によつて絶大な権力を持たれた以上、これを抑制しなければなりません。(拍手)それをなす得なければ、吉田幕府の出現の可能性があるのであります。国防會議は、総理大臣の諮問機関であり、国防の基本方針、防衛計画の大綱並びにこれに関連する産業の調整計画の大綱、防衛出動の可否及びその他の国防に関する重要事項がここで審議されるのであります。国防會議は内閣の責任において運営せられるべきであらうが、国会及び国民の意思と直結した文民優位の民主的機関として存在し、首相の独裁と軍部の専横を抑制し得るものでなければ、その存在の意義がありません。併しこのことは、吉田内閣にそれるを期待するほうが無理なのであります。

最後に、私は本法案を中心とするMSA協定にまつわる重要法案の国会通過後、これを手みやげとして外遊の途に上らんとする吉田首相に、あなたの外遊に反対の立場から、精神的な贈物をいたします。吉田さん、あなたは占領下から長期政権の総理大臣の地位にありました。よくも日本をここまで引きつづけて来たと思いませんか。あなたの行為は、アメリカからはほめられるかも知れませんが、日本国民からは感謝されております。(拍手)アイゼンハワー大統領と会見の際も、チャーチル首相と握手する際にも、あなたの外交は、民族の憂い、民族の悲しみ、民族の貧しさを知り抜いた外交ではない。向米一辺倒の外交であり、日本民族の魂まで外国に譲り渡さんとした、腰抜けの卑屈外交であるとの非難と憤激が、あなたの出発する最後の日まで国会の反対党及び民衆の間から巻き起つていたことを記憶して下され。そして心になければならないことは、我が国に近接した諸国家は、いづれも日本の再軍備から強烈な刺激を受けていることである。

私は年少の頃からアジアの諸民族と交わり、長きに亘つてアジアの諸地域は広汎に踏破し、アジアの諸民族の動向に深い関心を寄せている一人であります。日本は断じてアジアから孤立し、アジアの孤児となつてはいけません。現在アジアの諸民族は、アジアを襲うて三つの恐怖におのひております。一つは戦争の恐怖。一つは暴力政治の恐怖。一つは貧困の恐怖であります。(拍手)特に東南アジアの諸民族は、背面からは中共の軍事的圧力に脅え、前面からはアメリカの反共軍事同盟の結成による戦争への利用を極端に恐れております。朝鮮事変もインドシナ戦争も、中共の軍事的圧力とアメリカの軍事援助との抗争によつて深刻化されたものであります。而も武力戦によつて、アジアに潜む根本的な問題は、何一つ解決してありません。(拍手)ジュネーヴ會議を前にしてアジア社会党會議の幹事会は、共産地区たと要欧政治勢力圏たることを問はず、一切のコロナニズムの清算を要請しております。アジアの諸民族だけではあります。全世界の諸民族がすべての他國の植民地奴隷になることを欲していないのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)夷を以て夷を制する。即ち異民族を利用して異民族と戦わせ、自己の犠牲を少くして他を支配せんとする帝國主義的な侵略主義の權謀術策を生命とするマキアベリズム、全人類から反対されなければなりません。(拍手)特に、アジア民族の悲願は、戦争、暴力政治、貧困からの解放にあります。アジアの人々は、共産主義の侵略行為を恐れながらも、アメリカの考へるやうな軍事的防波堤によつて、これを阻止することはできないと思つております。万里の長城の現代版は、無用の長物以外の何物でもないであります。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)私たちは高い理想を掲げながらも、決して現実から遊離した考へは持つておりません。私たちは日本の国民として、自衛権の確立を主張します。そして他國の侵略に對しては身を犠牲に供しても、これを拒みます。又社会主義の精神は、外交政策においても、自分だけの完全であればよいとの自己中心の利己的中立主義を許しません。國際的な民主主義の精神は、他民族の不幸に對しても、これを傍観することは忍びかたないのであります。(拍手)従つて私たち

は国際連合に加入し、集團的安全保障による相互協力の責任をも果さんとするものであります。併しそれには、その前提が必要であります。即ち日本民族の完全な独立であります。マツカーサー元帥は占領軍司令官として、「経済独立なくして政治独立なし」と叫びましたが、その言葉だけは正しいのです。民族の魂の独立なく、独立自主の政治外交の躍動しないところには、経済の自立も政治の独立もないのであります。(拍手)

吉田首相の外遊に際しても、これを迎える九カ国の反響を見るに、これはという反響はありません。多少期待らしいものを示しているのは、インド、パキスタン、イタリアくらいだのとのことです。アメリカにしても、吉田首相から、経済援助、外資導入、中央貿易拡大などを提議しても、琉球、小笠原の返還と同様に、なかなかその解決は困難とされております。むしろ国民の恐れているのは、吉田首相がおみやげ法案を持つて行くと、待つていましたとばかり、その際にSEATOやPATOへの加盟が押付けられ、この共同軍事防衛体制への加入、更に再軍備が推進されるのではないかということであります。

吉田さん、私たちは善良な政治家鳩山さんのように、あなたの子供だましのおもちやおみやげは待つておりません。(「そうだ」と呼ぶ者あり)改めて襟を正して、吉田さんに伝えたい。日本の悲劇は、太平洋戦争以来今日に至るまで、まだ継続しておるのであります。ネール首相は、戦後アメリカに招かれた際に、「アジアは産業革命以前は、西歐諸国よりも遅れていなかったアジア

の学ぶべきは、その近代化である」と発言しております。吉田首相の御承知のとおり、日本は明治維新を断行して、アジアで一番最初に近代国家を形成いたしました。そのアジアの暗黒に光を投げ与えるアジアの燈台とまで期待された日本が、何が故に戦争に敗れたの

でしよう。維新精神の躍動、自由民権の主張が、官僚、軍閥に圧殺され、日本に民主的基盤が培養されなかつたかからであります。（拍手）そしてアジアの先駆的役割を果すべき日本民族が、ア

ジアの諸民族に対して、誠実と愛情を失つたからであります。私たちは心から反省しなければなりません。それと同時にアメリカも、戦前戦後にかけの極東政策の失敗を謙虚な精神で清算すべき時期に到達したのであります。アメリカのルーズベルト大統領領

が、スターリン、チャーチルを誘つて行なつたヤルタ秘密協定による軍事謀略によつて、日本は樺太、千島、沖縄、小笠原をソ連及びアメリカに略奪されております。アメリカは戦争の末期に、広島、長崎で原子爆弾の残虐な洗礼を授けたことを以て足れりとせず、ビキニの水爆の実験による死の灰塵に日本の民族の頭上に降り注がれております。(拍手)昔、エルサレムの一帯が、

ローマ軍隊に征服されたときのよう
に、現在の日本も、阿附と追従の迎合
主義により、民族が虚脱の状態にあり
ます。(拍手) 冷酷な税金取りとパンパ
ンの氾濫する絶望のどん底から、予言
者ヨハネは、救世主出でよ、我が後か
ら来るものがメシアなりと野に叫び続
けたのであります。日本のこのどん底
の世界の中から、今日の自由党の汚職
政権を倒すために、(拍手) 新しい政

治勢力が必ずや躍動して参ると私は信じます。(拍手)日本を救うものは残念なながら吉田総理大臣、あなたではなない。過去の情性に支配されて行動する単純な再軍備論者でなく、高いモラルを持った徹底した平和愛好者でなければなりません。

私は防衛二法案に反対し、併せて吉田首相の退陣を祈りながら、ここに外遊を前にして、心からの告別の辞を捧げる次第であります。(笑聲、拍手)

〔竹下豊次君登壇、拍手〕

○竹下豊次君 私は、只今議題になりました防衛二法案につき、緑風会を代表して賛成の討論をいたしたいと思ふのであります。以下簡単に、賛成の理由を申述べたいと思ひます。

現在の国際情勢を見ますに、朝鮮戦亂は幾多の紆余曲折を経て休戦が成立し、現に政治會議の渋滞にもかかわらず、戦火は収まつております。先般、ベルリンで開かれた四大国外相會議においては、何ら具体的解決を見なかつたとは言え、最終的決裂は避けられ、現在ジュネーヴにおいて主要國家の會議が開かれておることは、諸君御承知の通りであります。かくのごとく

最近における國際情勢の動きは、一觸即発の緊張狀態から脱却して、國際問題を武力によらないで、平和裡に解決して行こうという傾向に移行してゐる事實は否定できないところであります。併しながら、單にこれだけの理由を以て我が國に防衛力を持つ必要がなないといふことは斷じてできません。現在の世界は、それ／＼主權を持ち、軍隊を持つ國家によつて構成せられ、こ

これらの国家群における紛争は、決して超国家的な公平な立場から、合理的に解決されてはいないのであります。別言すれば、力による手段に訴えられることが絶対にならないとは、誰がこれを保証することができるでありましょうか。世界国家、無軍備、合理的平和的

方法による紛争解決。これはもとより望ましいことであります。等しく我々人類の理想とするところであります。各国が武備を整え、人命を犠牲に相戦うがごときは、人類最大の悲劇であり

ます。人類同士相せめぎ、遂に殺戮に至るは、最も卑しむべき人間の本能、野獸性の極端なる発現であります。誰が戦争を好むものがありましょう。

併しながら、現在のごとき文化の低劣なる国際関係の中におきましては、ただ一人、みづから高うして、なすと

ころもなく徒らに平和を待つことは許されません。(拍手) 國の獨立を守り、安全と平和を図るためには、国力相當の防衛力を持つことが絶対に必要であります。(拍手) 従つて我が國における防衛力増強の必要は、現在主権を持ち、軍事力を持つ諸國家群によつて世界が構成されておるといふ、現実の條件の中から生れて来る當然の歸結と言わなければなりません。(拍手) 被統治民族

が如何に悲惨なものであるか。如何に哀れむべきものであるかということは歴史の示すところであります。我が国も又第三次大戦に惨敗して、連合軍の占領するところとなり、完全に武装を解除され、祖先から預けられた国の守りを、我々の世代になつて異民族に委ねざるを得ない悲痛極まる状態に至つたことは、我々国民の永久に忘るることのできない痛恨事であります。その

後、サンフランシスコ条約によつて、漸やく独立を回復することができたと言へ、今なお國の防衛を米駐留軍に依存しなければならぬ恥多き状態が續けられております。

最近までは、世界の強國と信じ、尊き伝統を有することを確信し來たつた

八千万民族のよく耐え得るところでありましようか。併しながら、敗戦以来、極端に弱体化した現在の我が国力に鑑みると、これも又一応止むを得ないことでありましよう。我々は暫らく忍

びましよう。併しながら、我々は絶対に、恥を知る国民でなくてはなりません。（拍手）一日も早く名譽を回復せねばなりません。ただ便々、外国の援助に依存するがときは、我々の最も恥辱とするところであります。（拍手）米国の援助は、結局米国自身の利益のため

ためであります。それは、MSA法の規定する条項に明示して明らかになるところであります。併しながら、私はその故を以て米国を恨むものではありません。何となれば、今日までの世界歴史において、自国を犠牲にして他国の利益を図つた例は遺憾ながら殆んどありません。ひとりこれを米国にのみ求めることはできないと思うからであります。一身をよく守り得る者は我々自身す。

のみであるごとく、我が国を守る者は我々八千万の同胞あるのみであります。(拍手)諸君、徒らに争うことをやめて、共に一致協力、以て國民の先頭に立つて國の獨立を固めようではありませんか。(拍手)

以上、私は我が国を守る者は、ひとりが國民あるのみと強調しましたたが、一面又近代の交通、通信の圓期的進歩と武器の驚くべき発達を見るとき、

世界に於ける強大な国といえども、単独の力を以てその守りを全うし得るものではない。これは即ち集団安全保障、国際連合の組織を見るゆえんであります。いわゆる現在の国力微々たる我が国において、独力を以てその自立を図るがごとき、到底及ぶところではありません。他の協力を求めると共に、他に及ぶ義務を忘れず、相扶け、相扶けて国の守りを固めつつ世界の平和を希求しなければなりません。(拍手) 手會つて国際連盟の華やかなりし頃、平素更に協力の態度をとらず、而もその分担金すら納めなかつた某大代表が、連盟総会におきまして堂々の論陣を張つて、自国の利益を能弁に主張いたしましたが、その得るところは、ただただ満場の嘲笑のみであつたという記憶が今なお新たであることを申し上げたいのであります。(何だそれは)と呼ぶ者あり。我が国もやがて国際連合に加入し、各国に協力しなければなりません。會議において強き発言権を有する者は、平素他国に対し、信義を重んじ、自己の責務を尽しておる国家のみであるべきことを銘記しなければなりません。現実の問題として、私の国は、防衛態勢を整えることはいたしません、將來も、軍事を提供することにはできませんが、あなたのほうは、日本を守るために兵力を提供して下さい」と言うのであつては、どこに我が国の權威を認むることができましようか。このときに當り、従来国内の治安警察を以て主たる目的とした保安隊を、国防を主たる目的とする自衛隊に切替へんとする政府の企図は、誠に時宜に適した措置であり、満腔の賛意を表するものであります。(拍手)

併しながら我がが、ここに最も警戒と注意を要する重大な問題があります。それは神聖な目的を以て組織されたとこの防衛態勢を、自衛の美名に隠れて侵略の具に供してはならないというものであります。今日までの戦争において、侵略を表明された戦争は殆んどありません。いずれも自衛の美名に隠れておることは歴史の証明するところであり、我が国の防衛態勢は、絶対に防衛でなくてはなりません。一部の者に利用され、侵略の具に供せらるるがごときことなきやう、国民の細心の注意と警戒を要するものであります。(何を言つておるのか)と呼ぶ者あり。而してこれを防止するた一つの方法は、国民に対する徹底した曲げられない真の平和教育あるのみであります。

以上、私は国防のため、自衛隊の創設を必要とするゆゑを述べましたが、防衛力の増強は、もとより国の経済力の許す限度を超えてはならないことは言うまでもありません。今回計画された増強は、まさに我が国力の限度に達していると思ふものであります。併しながらこれは、現在の日本の経済力においてありまして、(又殖やす気かと呼ぶ者あり) 未来永劫、日本の経済力は、今日のごとく微力であるというではありません。又あつてはならないのであります。繰返して申しますが、国力を顧みず急激な防衛力の増強を図ることは、やがて日本の経済を破滅に導き、延いては国民をして塗炭の苦しみを経めしむるに至ることは必至の事実であります。最も戒めを要する重大な問題であります。併しながら又一面において、

防衛力増強がもたらすプラスの面があることを見逃してはなりません。即ち、初めて独立を失つた敗戦後の日本国民は、たとえそれが一時的とは言え、生活の目標を失ひ、努力の精神的支柱を見失つており、そのため働く意欲が大いに減退しておることは、遺憾ながら否めない事実であります。今日防衛態勢の確立によつて、日本の国は我々の手によつて守るのであるという強い独立の気概が生れることは、延いては国民の中に、他人依存からの脱却と、みずから立ち上らうとする活力を生ずるものであります。この活力が、日本の国力全体に及ぼす効果はまさしく評価されなければならぬのであります。評(拍手) この国民的気概を喚び起すことこそ、我が国の復興の最も重要な要件であると思ふのであります。次に考えなければならぬことは、米國やソ連を恐れ過ぎではないかという点であります。世界の情勢は、時々刻々に變化してあります。さすがに強大を誇る米國やソ連も、その將來を警戒するであります。我が国の明治初年における国力は、実に微々たるものであつた。その当時におきましては……その後僅かに数十年間に、我が国が世界三大國に数えられようとは、恐らく何人も予想し得なかつたところでありましよう。然るに我が国民の優秀なる素質と懸命の努力は、遂に彼岸に到達することができたのであります。日本の学者が、外國の学者に劣らない優れた発明や発見をなし得ない、誰が確言することができましようか。日本の貿易は、永久に不振であると何人が証明することができましよう。我々はよろしく国民的信念を取戻し、溢れ

る勇氣を以て国力の回復に努力しなければなりません。この勇氣と努力を以ていたしするならば、この際外資の導入をせよと、外國に抑えられはしないとか、外國に從属するのではないとか、借入金などの返還がでないのはいかなる心配する必要はないか。抑えられるか抑えられないかは、一に我が国民の決意と努力如何にかかつております。(拍手) 我が決意固ければ他力を以てこれを如何とすることはできません。徒らに他を恐れる者こそ、他の支配を受ける要素を含んでおる者でございます。MSA協定などの援助も、米國が援助してくれしというなら遠慮なしに受入れてよろしい。大いにこれを受入れ、これを利用して国力の増強を図るべきであります。依存するといふのと、利用するといふのは全く違つております。我々は、大いにこれを利用して、一日も早く防衛を固め、而して一日も早く駐留軍の撤退を要求しなければなりません。徒らに外國を恐れ、而もみずから守る対策を立て得ないような國民であるならば、いずれ自滅の道を辿るに違いないのであります。我々は、我々みずから侮蔑してはなりません。我が民族の優秀性を確信せねばならぬのであります。終りに、私は政府に二、三要望をいたしたいと思います。第一に、本二法案による防衛態勢は、それが軍備であるか否か、即ち憲法第九條に違反するか否か、(「反するよ」と呼ぶ者あり) 実にすれ／＼のところまで来ております。私はこの程度では、まだ憲法に違反してないと思ふので、本二案に賛成するものであります。(何を言つてい

んだ)と呼ぶ者あり、拍手。この問題については、國民の多数も大きな疑惑の眼を以て見張つております。而して現実の事態は、防衛力の増強、將來の軍隊化、従つて憲法改正を當然のこととして要請しており、又實際にその方向に向つて進んでおります。然るに吉田総理は、国会の論議において、憲法改正はいたしませんとたび／＼述べられ、これがために政府の言動に対する不信、延いては國政全般に対する不信をもたらししております。私は過日の内閣委員会において、吉田総理に対してこの点を質しましたところ、(「本當か」と呼ぶ者あり) 首相は私の質問に対し、政府としても憲法の研究については、關係方面において、それ／＼慎重にいたしております。又それ／＼の權威者を集めて、研究をさせておりますが、併し発表いたしまして、そうして憲法の研究を、これ／＼で、これ／＼の學者(笑)或いはその他もつてやつてゐるということになりますと、徒らに世間を騒がしますから、発表はいたしません。憲法は國の重要な法として、政府においても十分研究をするために用意はいたしておりますと答へられたのであります。この首相の答へは、從來の、憲法は改正いたしません、一点張りの答へに比べて、一段の進歩を見ておるものであります。着々とこれを実行に移されましよう強く要望するものであります。

第二に、本法案を通じて感得しますところは、両案とも、その内容、形式共に不備な点が相當にあります。例えは総理大臣、防衛庁長官、統合幕僚會議議長、國防會議等、重要機関の

権限の分界が明確でない点が多い。ついで、これが運営を誤らざるよう十分の御注意を要望いたします。

第三に、本法案の運営に当つては、政治優先の方針を厳守し、権力の集中排除につき最善の努力をされんことを要望いたします。

第四に、日米安全保障条約、MSA協定等の実行面において、今後米國からいづく／＼要望があることと想像されます。条約を遵守すべきは当然の国際的義務であります。万一不合理な要求のある場合においては、政府は絶対に我が自主性を堅持し、いやしくも彼に追隨するがごとき卑屈なる態度をとることなく、毅然たる態度を以て、断固これを拒否せらるることを要望するものであります。

第五に、防衛庁設置法中、最も重要な部分を占めておる国防會議に關する法案は、当然本案と同時に提案されるべきにかかわらず、遂に會期中にその提案を見なかつたのは、実に遺憾であり、政府の怠慢も又甚だしいと言わざるを得ません。參議院內閣委員會の追及にあつて、急遽三派の協定を得て一応政府案としてその要綱を提示されましたが、我々のなお納得できない点が多過ぎるものであります。(じや反対しろと呼ぶ者あり)內閣委員會における論議を十分に尊重し、更に慎重なる研究を重ねて、完全なる成案を得られんことを切望してやみません。

○議長(河井彌八君) 木村福八郎君。
「木村福八郎君登壇、拍手」
○木村福八郎君 私は無所属クラブを代表いたしました。只今上程の防衛廳係二法案に反対するものであります。只今賛成論者の御議論を聞いておりますと、御議論の筋よりも、吼えるがごとく大声疾呼して、さうして内容の空虚を補わんとして、おる。曾て私は、一度ここで述べたことがあります。が、福沢諭吉先生も、「空響の音は高し」と、空響の音は高い、空虚なる器は叩けば叩くほど音が高いのである。空響を以て空虚なる言葉を補わんとしても、私は納得できません。これらの二法案は、日本の民族の運命にも關するやうな重大な法案であることは御承知の通りです。この重大なる法案に對する審議の状況はどうでありましようか。十分にこの法案が國民の代表として遺憾なく審議されたと言へるでありましようか。病氣ではありましたが、吉田總理の長期の國會欠勤、又汚職事件の発生によつて、自由党或いはその他の會派の諸君は、てんやわんやであつた。議案の審査どころではなかつた。又總理の外遊と、それによつて又この法案の審議が制約され、この重大なる日本民族の運命にも關するやうな法案の審議が十分にできなかったというところは、國民に對して重大な責任があります。私は本日、この重大なる法案が……(議場喧騒)
○議長(河井彌八君) 議場の静肅を望みます。

○議長(河井彌八君) 議場の静肅を望みます。
○木村福八郎君(續) 私のこの法案に對する反対の理由は二つであります。その第一は、先ほど植竹氏が、太平洋の波が高いから軍備をしなければならんと言つたり、又あとで恐らく堀木さんから御説明があると思ひますが、獨立國であるから軍備をしなければならん。こういうことは、私は嫌だと思ふ。この二つの法案の裏には、本當の目的、意圖といふものが隠されておるのです。私の反対理由は、この法案の裏に、本當の意圖或いは目的といふものが隠されている。このことが本當に國民に伝えられていないか。私は二つのものが隠されているか。のであります。(札をがちや／＼叩く)「外で叩け」と呼ぶ者あり。隠されている意圖及び目的の第一は、アメリカの意圖及び目的であります。アメリカは、いわゆるニューロツク政策によつて戰略轉換をやりました。ニューロツク政策の戰略轉換の意圖は、本年の一月十二日ダレス國務長官がニューヨークの外交問題協議會ではつきりと述べております。その理由は、これまで、戦争があると云つて、アメリカはどんな軍事費を増強して来たが、一カ年、約、内外の安全保障費として五百億ドルもかかる。一九五三年には九十億ドルの赤字になり、一九五四年には百十億ドルの赤字で、このまま行けばアメリカは破産してしまふ。こういうことを述べております。従つてこれまでも作戦が經濟を支配して来たのを、逆にアメリカの經濟が行詰つたために、經濟が作戦を指導するやうな形に戰略

を轉換しなければならぬ。それには少い經費で破壊力の大きい武器を用ひる必要がある。従つて空軍と原子兵器を中心とする戰略に轉換したことは御承知の通りであります。前の空軍參謀總長であるアーノルド大將が計算したところによりますと、日米戦争のときに、アメリカ第二十三空軍は、日本の都市を破壊した場合の費用は一平方マイル当り三百万ドルであつた。ところが広島及び長崎に原子爆弾を落して、さうして破壊したときの費用は一平方マイル当り五十万ドルである。即ち六分の一で済んだ。従つて原子兵器を作るときにはその設備その他に金は要りませんが、一たびこれができると、非常に安い費用で非常に大きな破壊力を持つことが出来る。軍備擴張でアメリカが破産状態になり、遂にこの原子兵器及び空軍を中心とする戰略に轉換するに至つたのは、ここにあるわけでありましよう。その影響から、日本が再軍備を要請された。アメリカは軍事費の負担に堪えない。原子兵器及び空軍の戰略に轉換すると共に、アメリカの軍事費を日本國民の血税に轉換させようと、日本國民の税金によつて、アメリカの國防の一翼を負擔させよう。これがMSA協定の狙ひであります。この意圖が隠されておる。表面では、あたかも日本が自主的な軍隊を作るがごとく一生懸命命を懸けておるが、アメリカの眞の意圖を隠さんとして政府は努力しております。これは獨立國の政府でなく傀儡政府であります。傀儡政府の態度であります。この眞の意圖が第一、隠されております。

第二に隠されておる意圖は、日本の大資本家及びその代弁を勤め、御用を勤め、さうしてそのおこぼれのリベールとか汚職なんかを頂くと云ふ自由党その他の保守政党的諸君の、本當の意圖が隠されておるのであります。吉田政府は、アメリカと取引をして、アメリカに日本を軍事基地として提供し、その代りに、これまで民主化政策によつて大きな資本家の失われた過去の特権を回復しようとしておるのだ。そのために独占禁止法を緩和し、破防法を制定し、さうして今度はMSA再軍備の一環として、教育二法案を制定し、さうして秘密保護法、警察法の改正、この一連の措置によつて、失われたところの旧財閥の支配者、或いはそれと結付いたところの特権官僚、或いは政治家等の失われた特権をアメリカとの取引において回復しよう。さういふ意圖が隠されている。自由党的諸君は口を開けば國家の防衛とか、國のためとか言ひますが、そんなには愛國心があるならば、なぜセメントは独占價格を吊り上げて國家に売りつけるのであります。か。鋼材の價格も、石灰の價格も、設備があるのに操業短縮をして、独占價格を吊り上げて國家に売りつける。ですから公共事業費は千何百億に達しております。この独占價格を廢止すれば、その二割、三割を節約することは容易であります。二百億三百億を節約することは容易である。口を開けば愛國心というけれども、誰のための愛國心であるか、大資本家の利潤を擁護するための防衛であり、愛國心であるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手。特にこの二法案によつてこれから再軍

備が促進されますが、今後の日本の防衛負担というものを考えれば、そう簡単には防衛法案に賛成できるはずがありません。一応本年度の予算には保安庁費七百八十八億と現われており、すけれども、これを平年度化して計算してみますれば非常に大きいのであつて、例えば二十九年度の予算を見ても、防衛費七百八十八億に防衛分担金五百八十四億を加え千三百七十二億になつております。これを平年度化する、これに少くとも百五十億を加えなければなりません。そうしますと、二十九年度の規模で三十年度の予算は千四百二十二億、これに対して三十年度の陸軍二万、海軍六千、空軍八千六百を加えれば、少くともこれは三百億かかります。そうすれば三十年度の保安庁費だけで千七百億を超えるのです。更に賠償があり、対日援助の返済があり、今の底の浅い、危機の状態にある日本の経済が、どうして負担できますか。而もこの防衛費を負担するのは誰でありますか。誰が負担するか。(それは国民だ)と呼ぶ者あり。これは労働者或いは農民、中小企業者、勤労者であります。そうしてこれに賛成するかたは、リベールとか汚職とか(拍手)そういうもので損をしないのであります。この防衛費を負担しない。その負担は勤労者に転嫁してしまふ。ですから賛成するのであります。二十九年度に現われておる防衛費は氷山の一角である。政府の答弁によりまして、二十九年度は地上軍に重点を置くが、今後は空軍に重点を置いて行くと言つておるのです。御承知のように、空軍の消耗度は非常に大きいのであつて、そう

すれば、これは加速度的に防衛費は、この二法案を認めてここではつきりした再軍備にスタートすれば、これは果進的に、加速度的に大きくなります。その費用を皆さんが負担し、戦争が起つたときに皆さんが鉄砲を担いで行くならいいのであります。併し鉄砲を担いで行くのは誰であるか。これは明らかではありませんか。私はこういう観点から、二法案に賛成できないのであります。そこで、若し二法案が通過して七月の一日から実行される場合、これによつて日本は、アジアの孤児になる。又憲法に違反し、憲法違反と道義の頹廃を招きます。日本民族を墮落させます。そういう犠牲を払つてまでも、独占資本家の利益のために、日本の防衛のためではありません。資本家の利潤の擁護のために、この再軍備が行われる。断じてこういうような内容の法案に賛成することはできません。第二の反対理由は、これは先ほど矢嶋君も言われましたので、私はその要点だけを申し上げますが、この法案を眺めて、これくらい矛盾した、用語のあいまいな法案はありません。軍事専門家の岡村元陸軍大学教授も、はつきりと公述で述べています。国防上の規定において、言葉を冒瀆し、濫用するといふことは、これは師団の七つや八つ作つたり減らしたりすることよりも、もつと根本的な問題である。人命並びに国の安危存亡に関する問題において、こういう内容の不明瞭な言葉で規定することは非常に危険ではないか。そういう上に立つた国防に関する法律というものは危険極まりない。結局、

言葉が非常にあいまいであり、規定が朦朧とし、思想がぼんやりしているのは、吉田内閣と改進黨と妥協し、改進黨はいわゆる芦田理論によつて、自衛のためなら戦力を持つてもよろしいという立場に立つて、政府が、自由党が、自衛のためにも戦力を持つては行けない。全くこの反対の立場の者が妥協したのです。そこで思想の非常な昏迷が起つています。更に又アメリカの意図に基いて、再軍備をしなければならぬ。憲法の九条に違反することをカンニングしなければならぬ。そのために用語があいまいとなり、朦朧となり、思想が統一されてない。このような法案に基いて自衛隊が創設されたならば、非常に危険である。而も衆議院の委員会においては、辻政信氏は、このような法案によつて自衛隊を作ると、クーデターが起る危険がある。ここに再軍備した場合、皆さん方のほうへ銃口が向くかも知れません。将来、そういう危険性もあるといふのです。又、軍事独裁の危険もある。三軍抗争の危険もある。首相、長官の権限が強大過ぎて、そうして戦争に捲き込まれる、戦争を挑発するといふ危険もある。このような非常な不備な法案に我々が賛成していいのであります。か。この瞬間におけるところの我々の一票は日本の運命を決する。

○議長(河井彌八君) 木村君、時間が切れました。
○木村龍八郎君(続) どうか皆様方の聡明なる、子供さんもお孫さんもあるでありますから、(笑声、拍手)戦争に捲き込まれないように、聡明なる一票を御投票あらんことを希望し、期待いたします。私の反対討論を終る次第であります。(拍手)
○議長(河井彌八君) 堀木謙三君。
〔堀木謙三君登壇、拍手〕
○堀木謙三君 私は改進黨を代表いたしまして、只今審議の対象になつて二法案に賛成の意を表します。以下その理由の主なるものを申し上げます。およそ独立国家として、自衛権を保有することは、あたかも、国民がすべて基本的人権を享有し、天賦の権利として、法律を以てしても何人もこれを奪うべからざるものとしてゐるのであります。これが、これと同様の事柄であります。(その通り)と呼ぶ者あり。このことは国連憲章におきまして、平和条約におきまして、国家固有の自衛権についてはこれを確認しているところであつて、世界共通の観念であり、独立国家の国民として何人も疑いを持たないところであります。(拍手)これを神聖なる権利義務と感ぜ、みずからこれを守らんとするところに、独立国家の本質があると言ひ得るのであります。(拍手)我々は独立の完成と世界の平和とを切に念願し、その達成のためには全力を挙げんとするものであります。ただ徒らに小児病的に、口に筆に平和を希望するだけでは、決して実現するものではないのであります。(拍手)世界が二大勢力圏に分れて相対立し、ときに局地戦が身近に行われる現在の国際情勢下にあつては、自衛態勢を整えることこそ、独立を維持し、平和と自由を守るゆえんであることを深く思わなければなりません。(拍手)中立を

以て国是とし、久しく戦争に捲き込まれたことのないスエーデンが、如何に中立を維持することに腐心し、自衛のための軍備を充実し、進んで北歐三國と手を携えて防衛に努力しているかは、今更改めて申し上げる必要もないことと存じます。自衛なき国は、他國の輕侮を招き、内、國民の精神を萎靡沈滞せしめるのみであります。政府は、從來独立国家として本来持つべき自衛軍備をごまかし、警察予備隊、保安隊の名の下に、國民の眼を蔽うに汲々として参つたのであります。我が党はかかる魂のない欺瞞的軍備に反対し、公然堂々と国力に應じた民主的自衛軍の創設を主張して参つたのであります。(もう一回戦争したのか)と呼ぶ者あり。その基くところは、現在のごとく外國よりの直接侵略に對する国土防衛を、挙げて外國軍隊に委すがときは、独立国家としての体様を備へたものではないのであります。(武器はアメリカのものだ)と呼ぶ者あり。速かに自衛軍備を整備充実して、外國軍隊の迅速なる撤退を期すべきであります。サンフランシスコ平和条約に基いて、米國と安全保障条約を結び、国防については共同防衛の責任を負うこととしたしましたが、これは飽くまでも過渡的措置であつて、日本の防衛に當る米國自身も、その兵力の早期撤退を強く希望しているのであります。又、我が國は國連憲章加入を希望いたし、集團安全保障制度に参加し、積極的に世界平和建設のために寄与せんとしているものであります。然らば、当然自衛軍備を持つことが必要であるのであります。これらの主張が、我が黨の堂々と自衛

軍備を主張する根拠であります。(二)行進曲かと呼ぶ者あり)

我が党は、現行憲法第九條第二項によれば、國際紛争を解決する手段として軍備及び戦力は、これを厳に禁止しているところであり、外國の直接、間接の侵略に對抗する自衛のための軍備は、軍隊であり戦力であつても、真に自衛のためならば、これを禁止するものでないと考えているのであります。政府はみづから安全保障条約において、直接、間接の侵略に對し、自國防衛のため漸増的にみづから責任を負うという条約を結びながら、常に消極的態度を持して、その自衛軍備を否認したつたのであります。然るにMSAに關する日米交渉が開始するに及びまして、憲法の解釈はともかくとして、にわかに従来の態度を改め、遂に、この際自衛力を増強する方針を明確にし、駐留軍の漸減に即応し且つ國力に應じた長期の防衛計画を樹立することとし、現在の保安庁法を改正し、保安隊を自衛隊と改め、直接侵略に對する防衛に當らしめるといふいふゆる重光・吉田共同声明となつたのであります。これ我が党の主張に承服するに至つたのであります。即ちその結果、差当り現行憲法の範圍内において、従来の治安維持を任務とした保安庁法に代るに一は自衛隊を管理運営するための業務機關として、國家行政組織法に基いて總理府の外局として防衛庁を設置し、他は隊の任務、組織、編成、服務等について、その使命、目的、性質を明らかにするため自衛隊法を制定したのであります。ここに於いて初めて我が國の防衛体制確立の基礎ができたと言ひ得るのであります。

自衛隊法第三條によりますれば、自衛隊の任務は、我が國の平和と獨立を守るため、直接及び間接の侵略に對し、我が國を防衛することを主たる任務とし、必要に應じ公共の秩序の維持に當るものとすると規定しております。直接侵略に對し國を防衛することを主たる任務とするもの即ち軍隊であります。これをしも軍隊にあらずとするは、「白馬は馬にあらず」と言ふの類でありまして、必要に應じ公共の秩序を維持することは、從來とも軍隊の從屬的役割として如何なる場合にもあつたものであります。併しながら新たに創設せらるる軍備は、飽くまで祖國の獨立自衛のため必要であつて、この限界を超えてはならないものであります。

又決して過去の軍國主義の再現を許してはならないのであります。即ち民主主義國家にふさわしい國民の意思を体し、平和を守ることを使命とする國土防衛軍であつて、如何なる名目の下にも他國を侵略し、又は戦争を挑発し、若しくは他國を威嚇する手段に用いてはならないのであります。これらは現行憲法の嚴に禁ずるところであります。以上の目的を以て自衛隊法第二章第七條、第八條によりますれば、自衛隊の最高の指揮監督については總理大臣がこれを保有し、隊務の統括については國務大臣たる長官が内閣總理大臣の指揮監督の下にこれを行うことになつておるのであります。又新たに内閣に国防會議を設けまして、国防に關する重要事項について審議する機關とし、その構成については特に識見の高い練達之士を、同議院の同意を得て任命する等、文民優位と總理大臣の権限の行使について特別の配慮をしておるのであります。又自衛隊法第七十六條の防衛出動については国防會議に諮らねばならないこととし、國會の承認を必要としておるのであります。又特に緊急の必要により、國會の承認を得ないで出動いたしました場合は、その不承認の議決があつたときは撤収を命じなければならぬこととしておるのであります。又旧軍閥時代の三軍割拠の弊害を矯めるため、防衛庁設置法第四節において統合幕僚會議を設けておるのであります。自衛隊については服務に於いて所要の制限を課しますと共に、予備自衛官の制度を採用して、いさぐさ、飽くまでも志願兵制度をとり、その組織、編成は我が國力に相應する限度において、法律、予算により國會の定むるところによらしめておるのであります。これらの諸点は、おおむね民主主義國家にふさわしい新軍備の方向を示すものと言はねばなりません。これ本法案に賛成するゆゑんであります。

最後に日本經濟と軍備の關係についての所見を明らかにしたいと思ひます。世論往々にして軍備は經濟を破壊するとか、「その通りだ」と呼ぶ者あり。經濟を復興してから防衛をとく言われるのであります。が、經濟を破壊して防衛そのものが成り立たないことは言ふを待たないのであります。又防衛をすればそれだけ國民負担が多くなるか、或いは他の經費をそれだけ削減しなければならぬことも當然であります。(だから反対してゐるんだ)と呼ぶ者あり。要は總合力をどう按排するかの問題であるのであります。各國が一般會計の上で二五%から三五%程度までの軍事費を負担し、西独にお

ては四〇%近くの占領軍費を負担し、國民所得から見ましては五%から二〇%前後までの軍事費を負担しつつ、戦後今日の經濟の回復と繁榮を勝ち得てゐるのであります。戦争に勝つたイギリスでも、國民は耐乏生活を続け、饑饉の段階を経て經濟を回復したのであります。アメリカですら朝鮮事變の勃發後においては、資金、物価のストップを出したぐらいであつたのであります。世界各國がこの二つの問題と真剣に取組み、これを解決し、これを克服しつつあるものであります。若し日本が敗戦の故にこの問題を解決できないとして、手をつかねて、防衛は華げて他國の態度に依存するがごときは、獨立國家として決して尊敬と信頼を得る途ではないのであります。いわずや經濟を回復してからと称して放漫な古典的自由主義經濟を奉じて、防衛を怠り、經濟を今日の救いがたい破局的狀態に追い込んだ責任は重大と言わなければならぬのであります。併しながら經濟と防衛とは、現實の問題として飽くまでもこれを解決しなければならぬのであります。我々は決して今日の日本の經濟の狀態において龐大な軍備を考へておるものではないのであります。否、却つて少數の均衡の取れた精銳主義をとると共に、偏狹な民族主義を排し、他國と共同して集團防衛體制を整へんとするものであります。本年度防衛費は防衛支出金及び保安庁經費を合せて千三百七十三億であります。國民所得から見ますと二・三%、一般會計から見まして一四%であります。これを他國に比しなすときは、甚だ低位にあると言はねばなりません。又本年度の防衛關係の経

費が昨年度に比し百四十億増えておることを取立てて、この法案の故にと言はれるのであります。が、二十七年度は防衛分担金、安全保障諸費、保安庁經費の合計は実に千八百億円であつて、五百億遙かに高いものであつたことを考えねばなりません。でありますから、本年度の防衛費が特段に増えたといふことは、事實を私は曲げておるのだといふのであります。併しそれだけに自衛隊の内容を充実し、而も目的に徹底した魂の入つた精銳でなければならぬと思ふのであります。これは本法案の制定を必要としたゆゑんでもあり、我々の賛成する理由でもあるのであります。

ただ、最後に附言いたしたいことは、本法案審議に當つて、憲法改正の方針については、依然として従来の説明を繰返すことより一歩も出ていないのであります。私はこの際、政府が政治の方向を明かにすることを期待したのであります。遂にその回答を得られない。又本法案の裏付けとなる長期防衛計画の策定は、日本の自立經濟計画と一貫してこれを明示すべきであります。かつたのは甚だ遺憾であります。

政治の要諦は國の方針を明らかにし、國民の判断に待ち、理解と協力を得ることこそ大切であつて、徒らに言葉の末に走り、現實を糊塗して既成の事實を作り、國民をして却つて帰趨に迷はしむるがごときは、政治のあり方として誠に遺憾に堪へないと思ふのであります。政府はよろしく大膽率直に、これらの諸問題についてその方針を明確にすべきことを強く要請いたします。

昭和二十九年六月二日 参議院會議録第五十七号 防衛庁設置法案外一件 自衛隊の海外出動を為さるることに關する決議案

まして、賛成討論を終りとしたします。
す。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより両案の採決を行います。両案全部を問題に供します。両案の表決は、記名投票を以て行います。両案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河井彌八君) 投票漏れはございませんか……投票漏れはないと認めます。

これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河井彌八君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一票

白色票 百五十二票

青色票 七十九票

よつて両案は、可決せられました。

(拍手)

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百五十二名

河野 謙三君 佐藤 尚武君

小林 武治君 小林 政夫君

岸 良一君	北 勝太郎君	一松 政二君	西郷吉之助君	紅露 みつ君	最上 英子君	松浦 清一君	赤松 常子君
加藤 正人君	片柳 眞吉君	中川 幸平君	北村 一男君	堀木 鐵三君	笹森 順造君	松浦 定義君	須藤 五郎君
梶原 茂嘉君	上林 忠次君	左藤 義詮君	寺尾 豊君	菊田 七平君	鶴見 祐輔君	平林 太一君	八木 秀次君
井野 碩哉君	石黒 忠篤君	中山 壽彦君	中川 以良君	一松 定吉君	吉米地義三君	加藤シヅエ君	八木 幸吉君
飯島連次郎君	加賀山之雄君	山縣 勝見君	吉野 信次君			鈴木 一君	加瀬 完君
赤木 正雄君	山川 良一君	重宗 雄三君	津島 壽一君			千田 正君	松澤 兼人君
森 八三二君	森田 義衛君	大達 茂雄君	青木 一男君			上條 愛一君	長谷部ひろ君
村上 義一君	溝口 三郎君	大野秀次郎君	小瀧 彬君			木村福八郎君	相馬 助治君
三木與吉郎君	三浦 辰雄君	古池 信三君	伊能繁次郎君			村尾 重雄君	棚橋 小虎君
前田 穰君	前田 久吉君	杉原 荒太君	神原 亨君			松原 一彦君	羽仁 五郎君
廣瀬 久忠君	後藤 文夫君	大谷 實雄君	宮澤 喜一君			大山 郁夫君	
早川 慎一君	野田 俊作君	高橋 衛君	横山 フク君				
西田 隆男君	中山 福藏君	西岡 ハル君	重政 庸徳君				
常岡 一郎君	土田国太郎君	小澤久太郎君	鹿島守之助君				
田村 文吉君	館 哲二君	木内 四郎君	藤野 繁雄君				
竹下 豊次君	高橋 道男君	雨森 常夫君	石村 幸作君				
杉山 昌作君	高瀬莊太郎君	青山 正一君	秋山俊一郎君				
高木 正夫君	新谷寅三郎君	入交 太蔵君	高橋進太郎君				
島村 軍次君	白井 勇君	仁田 竹一君	松平 勇雄君				
横川 信夫君	深水 六郎君	加藤 武徳君	上原 正吉君				
木村 守江君	安井 謙君	郡 祐一君	山本 米治君				
伊能 芳雄君	青柳 秀夫君	小野 義夫君	愛知 揆一君				
高野 一夫君	西川弥平治君	平井 太郎君	川村 松助君				
石井 桂君	井上 清一君	堀 末治君	白波瀬米吉君				
関根 久蔵君	川口爲之助君	池田中右衛門君	島津 忠彦君				
吉田 萬次君	酒井 利雄君	松野 鶴平君	小林 英三君				
佐藤清一郎君	劍木 亨弘君	草葉 隆圓君	泉山 三六君				
森田 豊壽君	谷口弥三郎君	黒川 武雄君	石坂 豊一君				
宮本 邦彦君	長島 銀藏君	井上 知治君	岩沢 忠恭君				
長谷山行毅君	宮田 重文君	木村篤太郎君	木島 虎藏君				
滝井治三郎君	田中 啓一君	白川 一雄君	野本 品吉君				
大矢半次郎君	石川 榮一君	三浦 義男君	石川 清一君				
岡崎 眞一君	石原幹市郎君	有馬 英二君	三好 英之君				
植竹 春彦君	岡田 信次君	鈴木 彌平君	深川タメエ君				
松岡 平市君	伊能君	武藤 常介君	寺本 廣作君				

反対者(青色票)氏名 七十九名

松浦 清一君	赤松 常子君	松浦 定義君	須藤 五郎君	平林 太一君	八木 秀次君	加藤シヅエ君	八木 幸吉君	鈴木 一君	加瀬 完君	千田 正君	松澤 兼人君	上條 愛一君	長谷部ひろ君	木村福八郎君	相馬 助治君	村尾 重雄君	棚橋 小虎君	松原 一彦君	羽仁 五郎君	大山 郁夫君	
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--

○議長(河井彌八君) 日程第三、自衛隊の海外出動を為さるることに關する決議案(鶴見祐輔君外八名発議)

本案は、発議者から、委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り、委員会の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて本案を議題といたします。これより発議者に対し、趣旨説明の発言を許します。鶴見祐輔君。

自衛隊の海外出動を為さるることに關する決議案
右の議案を發議する。
昭和二十九年五月三十一日

發議者

鶴見 祐輔	松岡 平市	梶原 茂嘉	杉山 昌作	佐多 忠隆	藤田 進	天田 勝正	寺本 廣作	千田 正	
-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	------	--

参議院議長河井彌八殿

自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議

本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。

右決議する。

〔鶴見祐輔君登壇、拍手〕

○鶴見祐輔君 私は、只今議題となつた自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議案について、その趣旨説明をいたさんとするものであります。先ず決議案文を朗読いたします。

自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議

本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。

右決議する。(拍手)

この趣旨は、すでに三月八日、日米相互防衛協定調印の際、岡崎外務大臣とアリソン米國大使との挨拶のうちに述べられてゐることであります。我々我々国民の名において、本院により改めてこれを確認せんと欲するものであります。

只今本院を通過成立をいたしました防衛二法案は、委員長報告によりまして、誠に重要な内容を有するものであります。先般成立いたしましたM S A協定と相待つて、戦後日本に新

らしき方向転換を示唆するがごとき要素を含んでおるのであります。自衛隊法により生まれんとする三部隊、殊に陸上自衛隊は、その名称の如何に呼ばれましようとも、その数量と装備、武器に至つては、滿洲事件前の我が國の陸軍に次第に近似するがごとき実力を備えんといたしております。又、その任務については、同法第三条におきまして、「直接侵略及び間接侵略に對しわが國を防禦す」となし、その方法としては、第八十八条におきまして、「必要な武力を行使する」と明記してあります。而もこの自衛隊の数量は、米國駐留軍の漸減に應じ漸増せんとするのでありますから、戦力という文字の解釈如何にかかわらず、常識的用語として軍隊の内容に近づきつつあることは、否みがないのであります。故に今日の程度においても、すでに憲法第九条の明文に違反するとの議論が生じております。いんやこれが更に數量的に増加せられ、又その使用の範圍が拡大せられるといたしますならば、我が國が再び、戦前のごとき武裝國家となる危険すら全然ないとは申せないのであります。故に自衛隊出動の初めに當り、その内容と使途を慎重に検討して、我々が過去において犯したることき過ちを繰返さないようにすることは國民に對し、我々の担う嚴重なる義務であると思ふのであります。

その第一は、自衛隊を飽くまでも嚴重なる憲法の枠の中に置くことであります。即ち世界に特異なる憲法を有する日本の自衛隊は、世界の他の國々と異なる自衛力しか持てないということでありまして、その第二は、すべての法律と制度とは、その基礎をなす國民思想と國民感情によつて支えられて初めて有効であります。そして今日の日本國民感情の特色は、熾烈なる平和愛好精神であります。從來好戰國民として世界から非難をこうむつておる日本國民は、今や世界においても稀なる平和愛好國民となつておるのであります。それは日本國民が、最近九十年間に亘り深刻な経験をいたしたからであります。その一つは敗戦であります。これがどのやうに日本國民の思想に影響を与えたかは申述べる必要はありません。この悲痛なる幻滅が戦争に對する日本國民の考え方を激変させたのであります。併し、日本の國民思想に深刻な影響を与えた一つの事実、戦争後における勝利者と敗北者との關係であります。敗戦後の日本國民は、深い反省をいたしました。そうして謙虚な氣持で新しい出発をしようと思つていた。併し我々の期待を裏切るやうな出来事が國の中においても、海の外においても起つたのであります。我々が戦前に抱いたと同じやうな考えが、再び世界に抬頭せんとすることを我々は眺めたのであります。そして我々は無條件にそやういふ道ずれにはなりたくないと思ふやうになつたのであります。この二つの深刻な幻滅の結果として、日本民族の尊厳と學び

とりましたことは、戦争は何ものをも解決しないということでありまして、(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)殊に原爆と水爆との時代において、戦争は時代錯誤であるということでありまして、(「そうだ、その通り」と呼ぶ者あり、拍手)この慘禍をこうむつた唯一の國民として、日本はこれを世界に向つて高唱する資格を持つておるのであります。然るに戦後九年にして、世界は再び大戦争の危険にさらされんとしております。殊に東洋においてその危険が機わつておるのであります。そのときに日本に、自衛隊が誕生したのであります。故に我々はこの自衛隊の意義を明白に規正しておくことが特に必要であると思ふのであります。思うに自衛隊は現在の世界情勢に對するのための一時的な応急手段であります。若し國際情勢が今日のごとく二大陣營に分れて緊迫していなかつたならば、この程度の自衛隊をも必要としなかつた筈であります。七年前我々は、平和を愛好する諸國民の公正と信義に信頼して、みづから進んで戦争を放棄したのであります。故に今日創設せられんとする自衛隊は、飽くまでも日本の國內秩序を守るためのものであつて、日本の平和を守るによつて東洋の平和維持に貢獻し、かくしてより高度なる人類的大社会的組織の完成を期待しつ一つ一つの過渡的役割を果さんとするものであります。それは決して國際戦争に使用さるべき性質のものではありません。この日本國民の平和に對する希求は外國

の指導に原因するものでもなく、又一時の流行でもありません。あの戦後の深刻なる幻滅に刺激せられて、國民の中に起つた一つの精神革命の結果であります。この九十年間に我々は過去の國家至上主義の思想から解放されて、人間尊重の考え方に向つたのであります。殊にそれは若き世代と婦人との間に力強く成熟しつある思想であります。この個人を尊ぶという考え方は、民主主義の基礎であり、それは世界平和の思想に連なるものであり、この國民感情が憲法第九条の明文と相待つて、自衛隊の行動を制約すると思ふのであります。然るにこの自衛隊という文字の解釈について、政府の答弁は區別であつて、必ずしも一致しておりません。この間、果して思想の統一があるか、疑いなきを得ないのであります。その最も顯著なるものは、海外出動可否の点であります。何ものが自衛戦争であり、何ものが侵略戦争であつたかといふことは、結局水掛論であつて、歴史上判明いたしません。故に我が國のごとき憲法を有する國におきましては、これを嚴格に具體的に一定しておく必要が痛切であると思ふのであります。自衛とは、我が國が不当に侵略された場合に行う正当防衛行為であつて、それは我が國土を守るという具體的な場合に限るべきものであります。幸い我が國は島國でありますから、國土の意味は、誠に明瞭であります。故に我が國の場合には、自衛とは海外に出動しないということではなけれ

ばなりません。如何なる場合においても、一度この限界を越えようと、際限もなく遠い外国に出動することになることは、先般の太平洋戦争の経験で明白であります。それは窮乏であつても、不便であつても、憲法第九条の存する限り、この制限は破つてはならないのであります。外国においては、過去の日本の影響が深く滲み込んでいるために、今日の日本の戦闘力を過大評価して、これを恐るる向きもあり、又反対に、これを利用せんとする向きも絶無であるとは申せないと思つております。さうな場合に、条約並びに憲法の明文が拡張解釈されることは、誠に危険なことでもあります。故にその危険を一掃する上からいつても、海外に出動せずといふことを、国民の総意として表明しておくことは、日本国民を守り、日本の民主主義を守るゆえんであると思つております。

何とぞ満場の御賛同によつて、本決議案の可決せられんことを願ひ次第であります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 本決議案に対し討論の通告がございます。発言を許します。羽生三三君。

〔羽生三三君登壇、拍手〕

○羽生三三君 私は日本社会党を代表して、只今提案された決議案に賛成の意思を表明したいと思つております。

特に防衛三法案の通過したこの機会に、この提案がなされたことは、誠に機宜を得たものと考えるわけでありませう。この決議案に対する各派の賛成の

理由やそのニュアンスは、それ／＼異なるところがあると思つております。併しそれにもかからず、自衛隊の海外出動を認めないという一点で各派の意思が、最大公約数でまとまつたことは、参議院の良識として、誠に欣快に存する次第であります。(拍手)

私がここに改めて指摘するまでもなく、我が国の憲法は、戦争放棄を世界に宣言したものであり、このことは世界の、そして全人類の未来に対して、新しい希望を掲げたものとして高く評価されて然るべき權威を持つものと確信をいたします。(拍手)私はこの機会に、平和憲法の立場に立つ我々の基本的な見解を明らかにして置きたいと存じます。

自衛隊の創設は、直接侵略に対応するものとして企図されたものであり、且つ又安全保障の手段といふことを目的とするであらうことは言うまでもありません。併し一国の防衛問題は、その国の置かれた国際的、国内的諸条件、兵器の発達、総合国力等の関連において検討するべきでありまして、国を守るための希望或いは願望というより、純粹に主観的なものと混同してはならないと思つております。このような混同は、日本では余りに多過ぎると思つております。独立国家に国際法上の権利たる自衛権があるかと言へば、そのような権利があることは当然であります。そして又或る種の国際的条件の下では、軍備を必要とするところもあるであらうし、併し又その反対に、或る種の

国際的条件や地理的条件の下において、は言ひ足りない軍備を持つことにより、むしろ他の手段、例えば国民生活の安定、治安に必要な程度の警察力、自主的にして且つ弾力性のある外交手段等の総合的な国家安全保障措置のほうに、前者よりも遙かに安全の度合いを有する場合もあるのであります。

〔拍手〕

更に又原爆、水爆というような恐るべき兵器の発達によりまして、従来の防衛方式が根本的に再検討されなければならぬことは当然であります。併しこの場合に、特に最近には、一部の意見であります、朝鮮やインドシナの事例を引きまして、局地戦争、即ち制限戦争を云々される向きもございませう。併し我々の注意しなげやならんことは、これらの国々が例外なく、同一国内に二つの政權を有しておるといふことであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)即ち朝鮮は北と南に、中国は本土と台湾に、インドシナは又御承知の通り状態であります。即ち同一国内に二つの政府が存在しておるのであります。そしてこれら諸国の戦争は、言うまでもなく内戦であります。国内の戦いであります。いづれかの政權がヘゲモニーを確立するための政權戦争の戦いであることを見逃すことはできません。吉田政府がよかれ悪しかれ、日本に二重政權は存在いたしません。このような場合に、而も又日本のような地理的条件の国に、海を越して加えられる攻撃があるとするならば、それはそれ自身、局

地戦争の限界を超すものであります。そして又我々の常識の範囲では、更に又、我々の見通し得る近い将来におきましては、このような理由なき直接侵略を想定することは困難と言わなければなりません。(拍手)

今日我々は、もとより絶対的な安全保障を想定することは困難と考えます。何人といへども、それを保障することはできないであらうし、併し安全保障は結局において相対的なものであり、且つ又比較とウエートの問題であります。今、日本は直接侵略の危険のみが想定され、かかる見地から、防衛問題や安全保障が論じられておるのであります。が、直接侵略そのものと、日本以外の第三国相互間の紛争に日本が巻き込まれる危険と、これを我々は厳密に区別しなければなりません。この場合危険の度合い、そのウエートはいづれが多いであらうし、今、アジアでは御承知のようにアジアの平和とか或いは国際緊張の緩和といふことで、インドシナ問題を中心に自由諸国の統一行動が説かれております。それがPATO或いはSEATO等の名前を以て呼ばれておることは、皆御存じの通りであります。併しアジアで言われておる自由諸国の多くが、先ほど申し上げましたような同一国内に二重政權を持つ一方であるといふことは、改めて申し上げるまでもございませぬ。例えば朝鮮の場合、自由諸国という場合には、南朝鮮を指す、台湾で

言う場合には蔣介石政府を指す、インドシナで言う場合にはバオダイ政權を指す、これがアジアで言われておる自由国家である。ヨーロッパで自由諸国という場合には、例えばイギリスにしても、フランスにしても、或いはイタリアにしても、自由国家のよし悪しは論議する必要はありませんが、それは申すまでもなく、単一の自由国家であります。然るに、これらの国々は、同一国内に二つの政府があつて、その一方が自由国家と呼ばれてゐる。而も現にこれらの国は戦つており、又現に戦争の危険を内包している国であります。その一方と結ぶことが、果して我が国の安全に役立つのでありませうか。極東の平和或いは国際緊張の緩和といふことで、その一方と結ぼうという構想が伝えられておるのであります。それは断じてアジアの平和にも或いは我が国の安全にも役立ちません。

〔拍手〕それはむしろ安全とは反対に、危険を、平和とは反対に、戦争への道に通ずるものと言わなければならぬのであります。(拍手)主観的にはそれがどのような善意から出発しておりましたとも、又どのように美しい名の下に呼ばれましようとも、国際紛争に介入するような自衛隊の出動は、断じてこれを避けなければなりません。

我々は東西両陣営が、その相異なるイデオロギーにもかかわらず共存することが可能であることを信じ、且つ又あらゆる努力を払つて、その共存を確立しなければなりません。(「その通

その通

りと呼ぶ者あり、拍手)若し戦争になつたならどうするかという議論もありますが、併し第三次世界戦争の意味するものは、全人類の破滅であります。祖国の破滅であります。我々に必要なことは、戦争になつたらどうするかということではなく、戦争を起さないこと、且つそれを避けるための無限の努力にあると言わなければなりません。

(拍手)

広島、長崎において世界で初めて原爆の洗礼を受け、更に又世界で初めて水爆実験の被災を経験した我が日本民族は、それ故にこそ強く世界に、日本国憲法の精神を以て訴えるべき最善の立場に置かれております。(拍手)この立場に立つて自衛隊の海外不活動を示した本決議案の精神には、自由党も社会党もなかりと思ひます。これは我が八千万日本民族の悲願であり、そして更に又、世界全人類の希望と言ふべきものと思ひます。自衛隊創設の賛否は、いづれにもあれ、この決議案に盛り込まれた精神が知性と高い良識を以て貫かれることを衷心より希望し、更に又国際緊張の原因を除去するために、武力ではなく、雄渾な外交を以てこれに応えんことを希望し、本決議案に賛成の意思表示をなすと共に、(拍手)更に併せて只今申述べた精神が吉田首相外遊のはなむけとなれば幸いと存する次第であります。

以上を以て本決議案賛成の討論いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 松澤兼人君。

「松澤兼人君登壇、拍手」

○松澤兼人君 私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、只今上程されました自衛隊の海外不活動案をめぐらるることに關する決議案に對し、賛成の討論をいたすものであります。

今更申すまでもなく、我が国の憲法第九條は、厳として「國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄し、一切の戦力と交戦權とを放棄してゐるのであります。ところが、吉田内閣は、アメリカの再軍備要求に屈伏し、戦力にあらざる軍隊というソフリスト以上の詭弁を考え出して、今日までのごまかしの軍備を強行して参つたのであります。警察予備隊は保安隊となり、保安隊は自衛隊となり、遂に今日おたまじやくしは立派な陸となつて誕生してしまつたのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、

(拍手)この事實は、政府が如何に軍隊でないを強弁しようとも、或いは戦力にあらざる軍隊などと言ひ張ろうとも、今や三才の童子といへども、一人としてこの言を信ずる者はないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)この憲法違反、憲法無視、意識的に憲法の空文化を図り、その既成事実の上に立つて、憲法改正の方向へ誘導せんとする態度には、我々は断じて承服し得ないのであります。(拍手)

更に、四月二十八日、参議院本会議を通過して発効を見たいわゆるMSA協定によつて、吉田内閣の憲法違反の罪惡は更に加えられたのであります。特に今日、国民一般の不安と恐怖の重要な原因は、このMSA協定の成行きに注がれてゐるのであります。即ちこの協定によつて、相互の義務を負担することは明確であつて、これによつて日本が再び戦争の慘禍に捲き込まれる危険が増大し、それが現実の姿として浮び上つて来たからであります。安保条約は片務的な保障協定であります。このMSA協定は双務的な安全保障協定であります。理論上海外派兵の途が開かれて参つたのであります。勿論アリソン大使が言うように、MSA協定の文字の中から、日本の青年が海外で戦ふという義務を発見することはできないかも知れないが、あの協定の審議の過程において、この一点だけは全く明らかとならず、國民を納得させることができなかったことは事實であります。

(拍手)それのみならず、その審議の過程で、政府側の答弁を聞きますと、本協定に關連して、我が國の保持し、且つ行使し得る自衛隊の範圍及び発動の條件については、おおむね國連憲章第五十一條の制限の下における自衛隊であると信ぜられるに至り、更に我が國の領土外に自衛隊が行使される場合も、理論上あり得ることが明らかとなつたのであります。政府は、この理論的必然の結論に對し、何らその危険を防止する措置もとらず、ただ声明の中で約束はしなかつたと言つてごまかそうとしたのであります。併し国会にお

ける審議が進むに従つて、隠し切れなくなる、自衛隊の海外不活動は、公務員の海外出張という形で行われることがあることを白状してしまつたのであります。全くこの海外出張、而も吉田内閣の表現によれば、自衛隊の、軍艦による集團の海外出張ということは明白であつて、この表現こそ、吉田内閣の一貫してつて来た「戦力なき軍隊」的な理論であり、巷の三百代言的議論と何ら違ふところがないと信ずるのであります。(拍手)従つて如何に政府が、いづくの表現を使つて弁解しようとも、國民はその言を信ぜず、不安は去らないのみでなく、いづくの深刻となり、日にこの不安は恐怖に変わり、揺がりつつあるのであります。故に政府の百万言の詭弁を聞いても、あえてここに参議院は、この決議案を提出しなければならぬ原因があることを政府は深く反省しなければならぬのであります。(拍手)

特に、この不安と恐怖を拡大する情勢がインドシナ戦争をめぐつて作り上げられ、ディエンビエンフー陥落以來、現実的な深刻さを以て加えられて來てゐるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)この事態は、第二の三十八度線突破であり、全くあの朝鮮動亂の開始と相似た形をしてゐることでもあります。即ち民族解放を目標とする共産陣營の政策に對抗せんがために、アメリカはSEATO、即ち東南アジア同盟条約に躍起となつてゐるのであります。一方日本に對する最近の米軍関

係要人の往来が極めて頻繁であります。国防長官が来たかと思へば、曾つての第八軍司令官ヴァン・フリート大將が飛んで來る等、実にあつたらしい雲行きを呈してゐるのであります。この動きは、日本の自衛隊やMSA協定とは決して關係のないことではないのであります。(拍手)従つてこの東南アジアをめぐる情勢の中における日本は、曾つての朝鮮動亂とは全く違つた軍事的積極的立場に立たされてゐるのであります。總理並びに外相は、SEATOに我が國が参加を求められても、これを拒否すると述べておられますが、この際、本院の決議を以て、事態を明確ならしめることが何よりも肝要であると断言せざるを得ないのであります。(拍手)

一以上の情勢の中で、更に日本人の恐怖心をかき立ててゐるのが吉田首相の外遊問題であります。(その通り)と呼ぶ者あり)吉田首相みづから国会において言明してゐるがごとく、おみやげは期待できないと言つてゐるのであります。とするならば、一体何の目的で、あらゆる國內輿論のさかすかの非難と反対を抑切つてまでも外遊をしなければならぬのでありましかうか。未だ以て、その目的すら明らかにしてゐないのであります。国会に出席することすら本心好まない首相が、遙々海を飛び越える決心をしたといふことは、よほどの理由と必要がなければならぬはずであります。而もこれについて、幾ら国会で追及いたしましても明

山下 義信君	三木 治明君	野溝 勝君	千葉 信君	中田 吉雄君	天田 勝正君	若木 勝藏君	小笠原三三男君	吉田 法晴君	戸叶 武君	岡田 宗司君	矢嶋 三義君	高田なほ子君	田畑 金光君	久保 等君	江田 三郎君	佐多 忠隆君	小林 亦治君	清澤 俊英君	近藤 信一君	龜田 得治君	河合 義一君	山口 重彦君	阿具根 登君	内村 清次君	岩沢 忠恭君	石坂 豊一君	泉山 三六君	小林 英三君	大和 與一君	島津 忠彦君	白波瀬米吉君	川村 松助君	三輪 貞治君	小野 義夫君
市川 房枝君	曾称 益君	荒木正三郎君	羽生 三七君	三橋八次郎君	松本治一郎君	山田 節男君	菊川 孝夫君	藤原 道子君	栗山 良夫君	田中 一君	藤田 進君	安部キミ子君	森崎 隆君	堂森 芳夫君	小林 孝平君	重盛 壽治君	小酒井義男君	成瀬 晴治君	竹中 勝男君	小松 正雄君	岡 三郎君	大倉 精一君	海野 三朗君	秋山 長造君	木下 源吉君	井上 知治君	黒川 武雄君	草葉 隆圓君	松野 鶴平君	湯山 勇君	池田宇右衛門君	堀 末治君	平井 太郎君	愛知 葵一君

政府委員	法制局長官	佐藤 達夫君	内閣総理大臣	吉田 茂君	外務大臣	岡崎 勝男君	国務大臣	安藤 正純君	国務大臣	緒方 竹虎君	国務大臣	木村篤太郎君	東 隆君	木村篤太郎君	木島 虎藏君	白川 一雄君	野本 品吉君	三浦 義男君	石川 清一君	有馬 英二君	三好 英之君	鈴木 強平君	松浦 清一君	赤松 常子君	深川タマエ君	武藤 常介君	寺本 廣作君	松浦 定義君	須藤 五郎君	平林 太一君	八木 秀次君	加藤シヅエ君	井村 徳二君	紅露 みつ君	入木 幸吉君	鈴木 一君	加瀬 完君	千田 正君	松澤 兼人君	上條 愛一君	最上 英子君	堀木 鎌三君	笹森 順造君	菊田 七平君	長谷部ひろ君	木村精八郎君	相馬 助治君	村尾 重雄君	棚橋 小虎君	鶴見 祐輔君	一松 定吉君	苦米地義三君	松原 一彦君	羽仁 五郎君	大山 郁夫君	国務大臣
------	-------	--------	--------	-------	------	--------	------	--------	------	--------	------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------

昭和二十九年六月二日 参議院会議録第五十七号

二七二

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価一部 十五円
(送料共)

発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段三三三三
振替東京九〇〇〇官報